

# 第3次 地域福祉活動計画



miki

社協

三木市社会福祉協議会



## はじめに

三木市社会福祉協議会は、昭和29（1954）年10月に設立され、昭和43（1968）年4月16日に社会福祉法人として厚生省（現厚生労働省）の認可を得ました。

平成17（2005）年11月に旧吉川町社協との合併、平成20（2008）年10月には三木市福祉公社との統合を経て現在に至ります。本会は、三木市における地域福祉を担う公益性、公共性のある地域の住民協議体として、会員である市民の皆様のご理解と参加のもと、ボランティア活動や地域福祉活動の推進のほか、介護保険事業、障害者総合支援法に基づく事業にも積極的に取り組んでいます。

社会情勢の変化や生活課題の多様化などに伴い、社会保障制度改革が行われ、平成27年度には生活困窮者自立支援制度の創設、介護保険制度が改正されました。特に介護保険制度の改正は、制度サービスのみではなく、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組み、サービス提供をしていくことが目指されています。

また社会福祉法等の一部を改正する法律の公布・施行に伴う社会福祉法人制度の見直しでは、社会福祉協議会がこれまでから他の社会福祉法人や民生委員児童委員、地域住民をはじめ様々な関係者によって構成されている組織であることに鑑み、「高い公益性と透明性」や「地域社会への貢献」を基本視点とし、より一層の自覚を持った対応が求められています。

一方、法人経営においては、近年、収支の状況は厳しく、自主財源の確保をはじめとし、各事業や事務の見直し、経営方法の改善、介護職員の確保が急務となっているほか、併せて、基盤である組織の強化が必要となっています。

組織あるいは法人としての明確な目的意識と存在意義を確立し、職員の意識共有がこれからの法人運営を支えます。

安定した組織運営のもと、本会の基本理念である「住民主体と住民自治による地域福祉の推進」に向かって2つの計画「地域福祉活動計画」「基盤強化計画」をもとに平成29年度から5年間、会員である市民の皆様、関係機関、関係団体の皆様のご支援、ご協力をいただきながら、役職員一丸となって活動を進めてまいりたいと存じます。

平成29年3月

社会福祉法人 三木市社会福祉協議会  
会長 和 泉 藤 枝

# もくじ

|      |                            |    |
|------|----------------------------|----|
| 第1章  | 三木市社会福祉協議会の概要              | 1  |
| 1    | 社会福祉協議会とは                  |    |
| 2    | 三木市社協の基本理念                 |    |
| 3    | 地域福祉を推進する社協の使命と3つの側面       |    |
| 4    | 三木市社協の役割                   |    |
| 第2章  | 三木市の地域福祉の現状                | 3  |
| 1    | 人口・世帯等の状況                  |    |
| 2    | 子どもの状況                     |    |
| 3    | 高齢者の状況                     |    |
| 4    | 障がい者の状況                    |    |
| 5    | 日本の世帯構造の状況                 |    |
| 6    | 在宅要援護者（災害時要援護者）の把握状況       |    |
| 7    | 福祉サービス利用状況                 |    |
| 8    | 市民からの相談状況                  |    |
| 9    | ボランティア市民活動の現状              |    |
| 10   | 社会情勢、国の動向                  |    |
| 第3章  | 計画策定にあたって                  | 21 |
| 1    | 地域福祉活動計画とは                 |    |
| 2    | 三木市の計画                     |    |
| 3    | 地域福祉計画との関係                 |    |
| 4    | 計画の期間                      |    |
| 5    | 計画の推進体制と評価・見直し             |    |
| 第4章  | 基本的な計画の考え方                 | 24 |
| 1    | 計画の基本理念                    |    |
| 2    | 基本目標                       |    |
| 3    | 「三木市地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の相関図 |    |
| 4    | 地域福祉活動計画の体系（方針と取組）         |    |
| 5    | 計画を推進していく社協の基盤強化           |    |
| 第5章  | 地域福祉活動計画                   | 29 |
| 1    | 基本目標1 信頼の絆により「地域力」を高める     |    |
| 2    | 基本目標2 市民主体の「福祉力」を高める       |    |
| 3    | 基本目標3 包括的な「ネットワーク」を高める     |    |
| 《資料》 |                            | 資1 |
| 1    | 数字で見る！ミ二地区別地域カルテ           |    |
| 2    | 三木市地域福祉活動計画策定に関する要綱        |    |
| 3    | 三木社協のあゆみと国の動き（経過／年表）       |    |

## 第1章 三木市社会福祉協議会の概要

### 1 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を目的とする団体と明確に位置付けられています。住民主体の理念に基づいて地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を目指して事業の企画・実施などを行う民間性と公共性の両面をもつ団体です。

### 2 三木市社協の基本理念

#### 「住民主体と住民自治による地域福祉の推進」

自分たちの生活と、その基盤になる地域づくりを進めるのは、住民一人ひとりです。「住民主体」の考え方は、地域生活に関することはそこに生活する住民自らが決定し、さまざまな地域資源を活用しながら課題解決をはかる「住民自治」の考え方に結びついています。三木市社協は、住民の意向を汲んだ政策を実施する行政の地方公共団体としての「自治」と住民による「自治」の力で安定した地域の生活環境づくりを進めていきます。

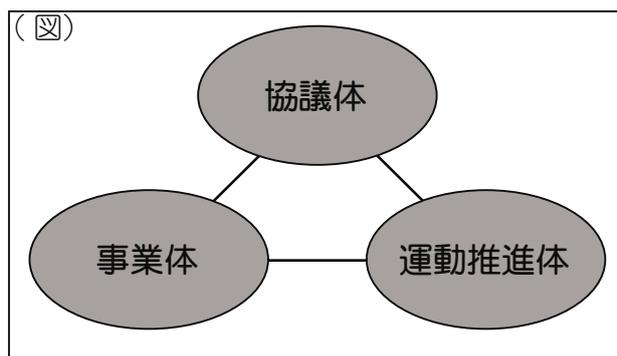
### 3 地域福祉を推進する社協の使命と3つの側面

社協の使命は「当事者・住民の主体性を原動力としながら、生活課題を抱える一人ひとりが地域の一員として、『自分らしく』暮らせる地域社会（＝福祉コミュニティ）づくりをすすめる」ことです。

この使命に基づき、社協には地域福祉推進のため、住民主体の原則のもと、下図のとおり3つの側面があります。

- 住民による協議と協働を基盤にした「協議体的側面」
- 当事者・住民と地域全体の課題解決の力を高め、社会に働きかける「運動推進体的側面」
- 生活課題に対応するための事業を先駆的に開発・実施する「事業体的側面」

社協は、これらの3つの側面のいずれか1つだけを発揮するのではなく、3つの側面を合わせながら地域の発展を図ることが大切です。特に「住民の自治力」が問われている時代にあって、まちづくりに向けて協働する力と「運動推進体」としての機能を高めることがますます求められます。



## 4 三木市社協の役割

個人や家庭が抱える生活課題が複雑化しています。「現在の制度では対応できない」「ひとつの家庭の中に複数の課題がある」「支援の糸口が見つからない、または必要な支援を拒否する」といった状況もあります。

三木市社協は、多様化、複雑化する生活課題に対し、自治会などの地域組織またボランティアグループ、当事者とともに機敏に対応していく必要があります。

多数の団体が共存する地域においては、生活問題に対して共に考え、協力して取り組み、活動を組織化しながら、専門機関等との調整やネットワーク化を図る「協議体的側面」により、地域住民がその地域生活上に生ずるさまざまな問題に主体的・組織的に取り組んでいます。また問題解決に必要な資源の開発やそのネットワーク構築を援助する<sup>※1</sup>コミュニティソーシャルワークを推進しています。とりわけ、「住民の自治力」が問われている時代にあって、まちづくりに向けて協働する力と「運動推進体的側面」の機能を高めることがますます役割として求められています。

「事業体的側面」としては、1970年代後半以降、高齢化社会の進展という社会情勢の大きな転換期を迎え、三木市社協も、先駆的にボランティアと共に在宅福祉サービス活動を展開し、また行政から在宅福祉サービス事業の受託、介護保険等の制度サービス事業を実施しています。今後より一層、先駆的、開拓的な制度外の取り組みや他事業所や地域との連携など一事業所としての役割だけでなく、戦略的に地域福祉を推進するための制度サービス事業を展開する役割が求められています。



### 用語説明

### ※1 「コミュニティソーシャルワークとは

イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすものです。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う者のことです。

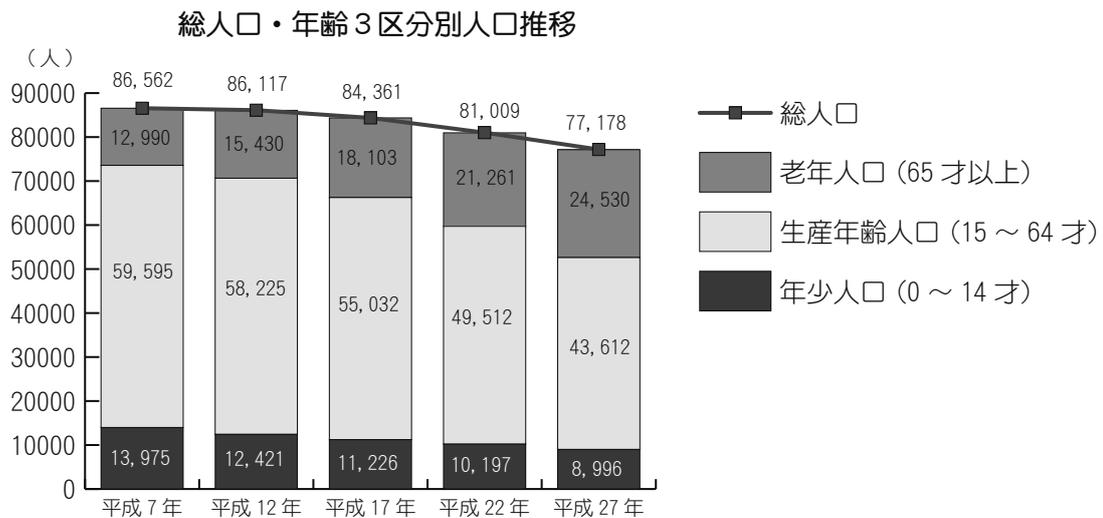


## 第2章 三木市の地域福祉の現状

### 1 人口・世帯等の状況

#### (1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

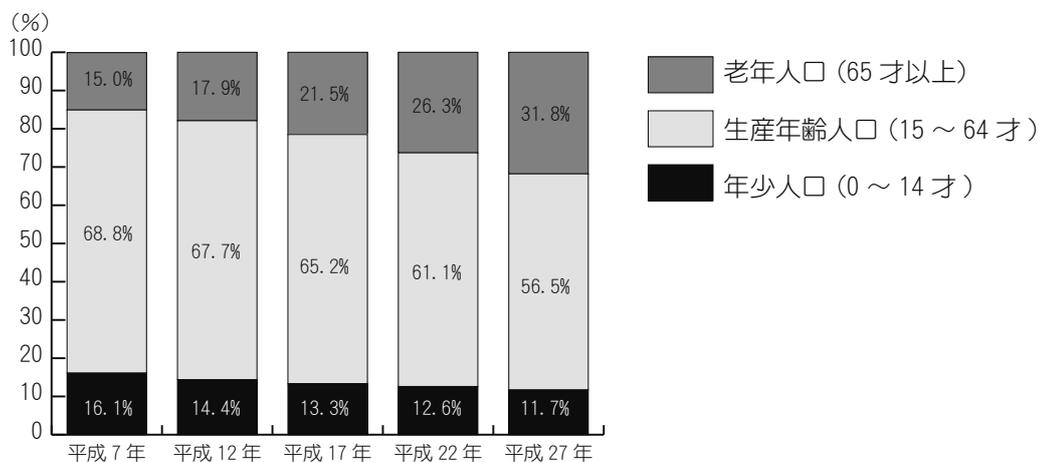
三木市の人口は、平成9年10月末に88,232人でピークを向かえ、その後減少を続けており、平成27年には77,178人と減少しています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)が年々減少している一方、高齢人口(65歳以上)は年々増加しています。



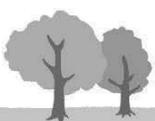
※合計には年齢不詳を含むため、一致しない場合があります。

資料：国勢調査

#### 年齢3区分別 人口割合の推移



※資料：国勢調査

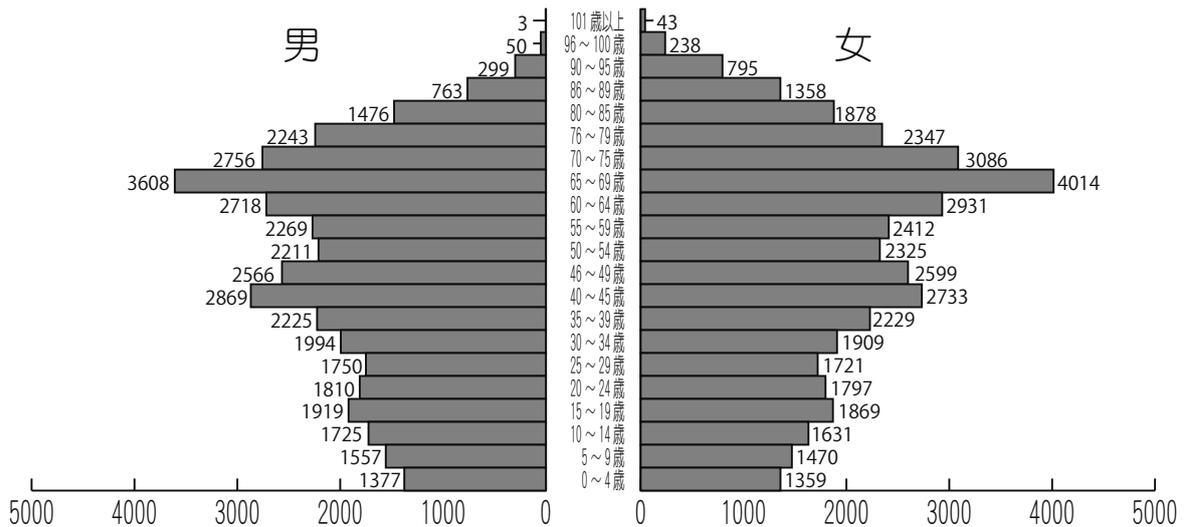


### (2) 男女別5歳ごとの人口の状況

三木市全体および地区別の人口を男女別5歳ごとの分布を示しています。グラフの形態では三木市全体を見ると65歳以上が多く、14歳以下が少ない「釣鐘型」の人口分布になっています。特に、団塊の世代といわれる昭和22年から26年頃までに生まれた方の人口がもっとも多くなっています。

※資料：三木市統計より（平成28年12月末日現在）

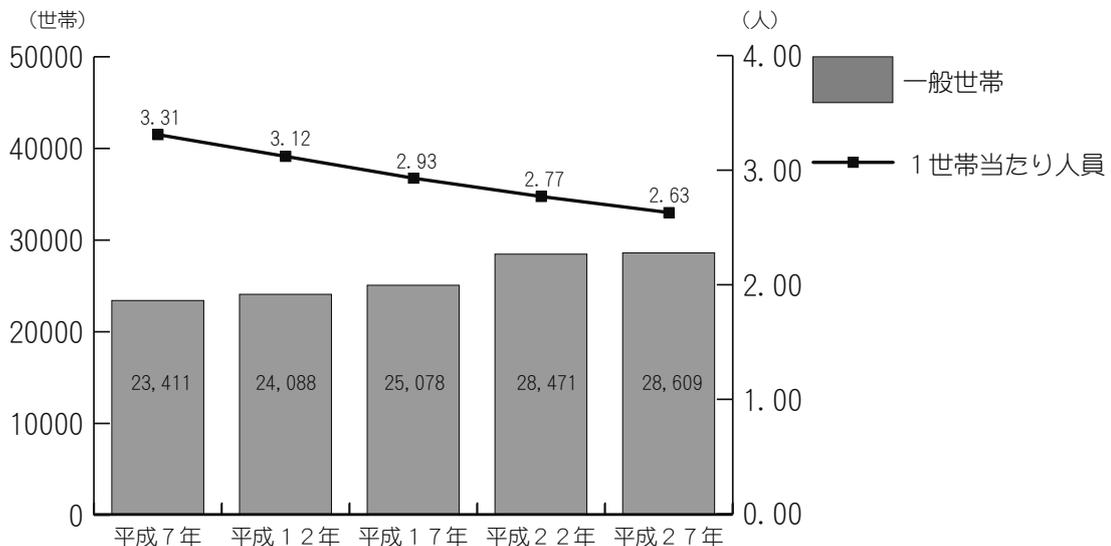
男女別 人口ピラミッド



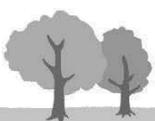
### (3) 一般世帯の推移

一般世帯の推移をみると、平成7年以降増加しており、平成27年には28,609世帯と平成7年から5,198世帯増加しています。また、1世帯あたり人員は減少を続けており、平成27年で1世帯あたり2.63人となっています。

一般世帯数の推移

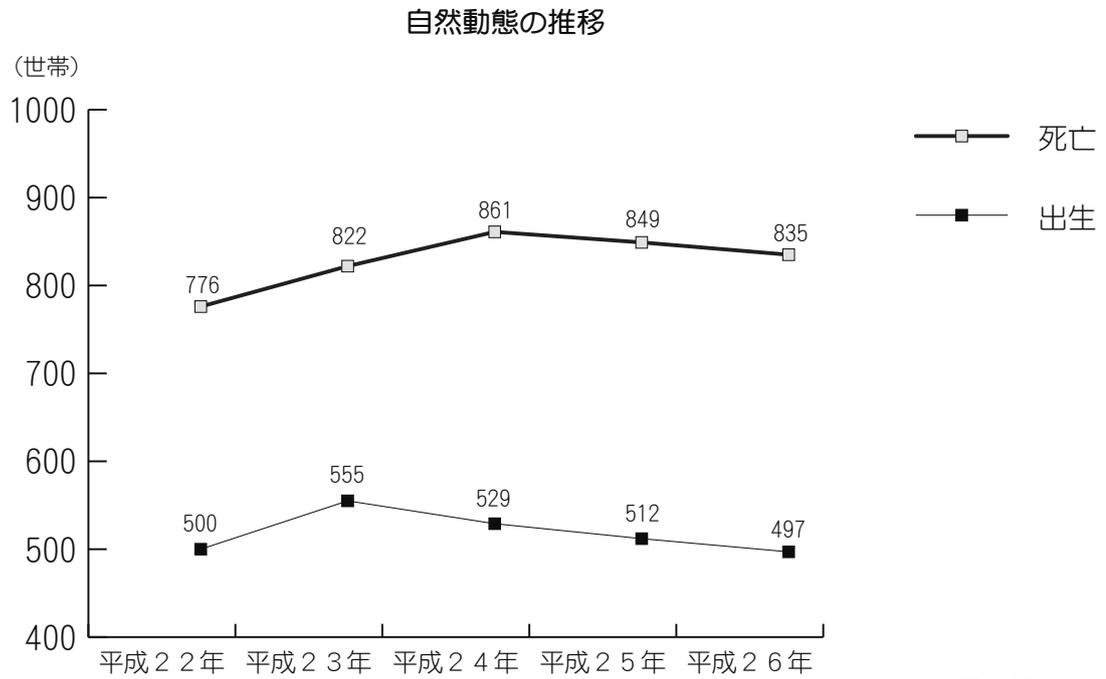


※資料：国勢調査



(4) 自然動態

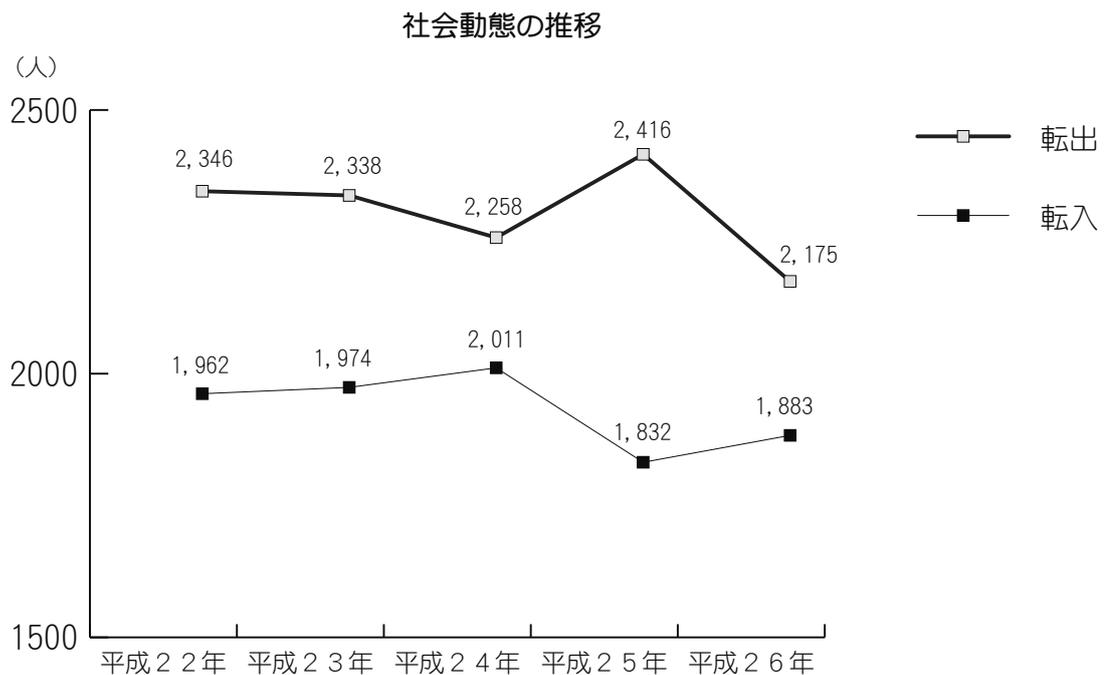
自然動態の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、平成26年には自然減が338人となっています。



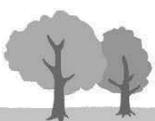
※資料：国勢調査

(5) 社会動態

社会動態の推移をみると、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いており、平成26年には社会減が292人となっています。



(注) 外国人は含まない  
資料：三木市企画管理部総務課

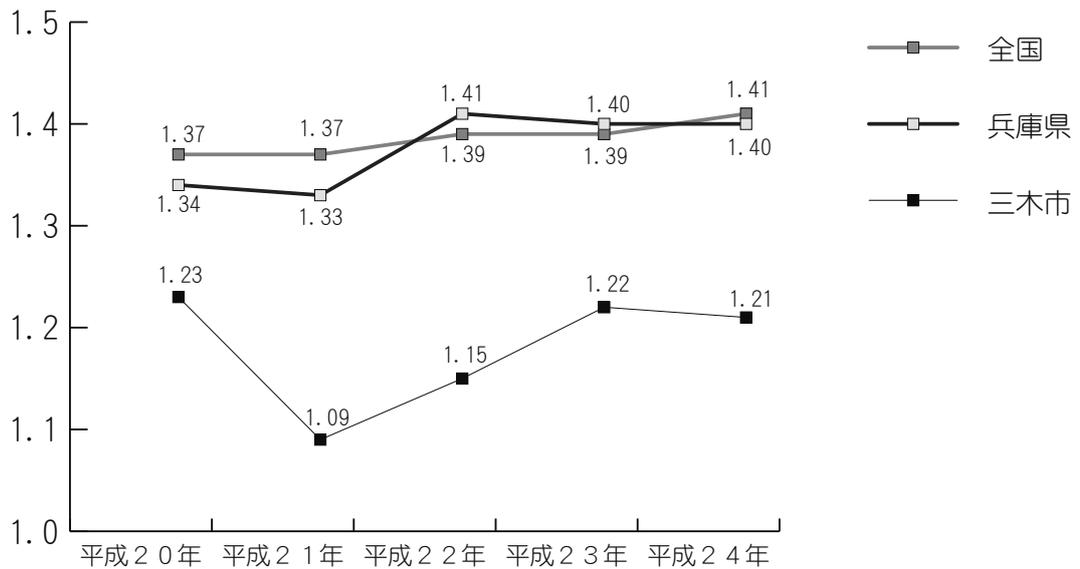


## 2 子どもの状況

### (1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、三木市は全国、兵庫県より低い値となっています。平成24年では、1.21と全国に比べて0.20ポイント、兵庫県と比べて0.19ポイント低くなっています。

合計特殊出生率の推移

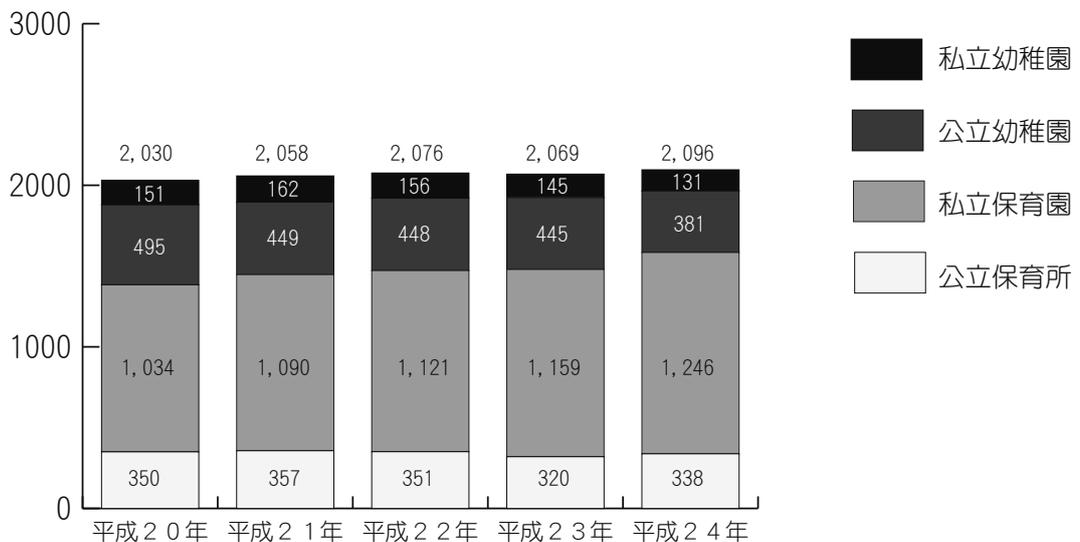


資料：国・県は厚生労働省人口動態統計、市は三木市統計データ

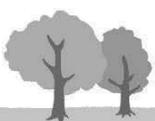
### (2) 保育園児数・幼稚園児数の推移

保育園児数・幼稚園児数の推移をみると、平成22年以降増加傾向にあり、平成26年には66人増加しています。特に、私立保育園が増加しています。

保育園児数・幼稚園児数の推移



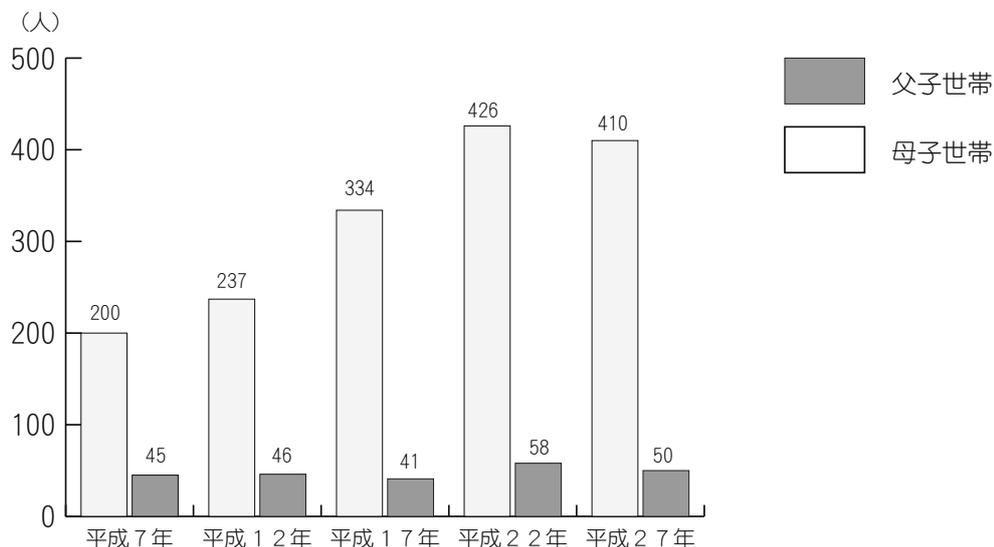
資料：三木市教育委員会就学前教育・保育課（三木市福祉事務所）各年4月1日現在  
三木市教育委員会 各年5月1日現在



### (3) 母子・父子世帯の状況

母子・父子世帯の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに増加していましたが、平成27年で微減しています。しかし、平成7年と比較すると、平成27年には母子世帯が約2倍となっています。

母子・父子世帯の推移



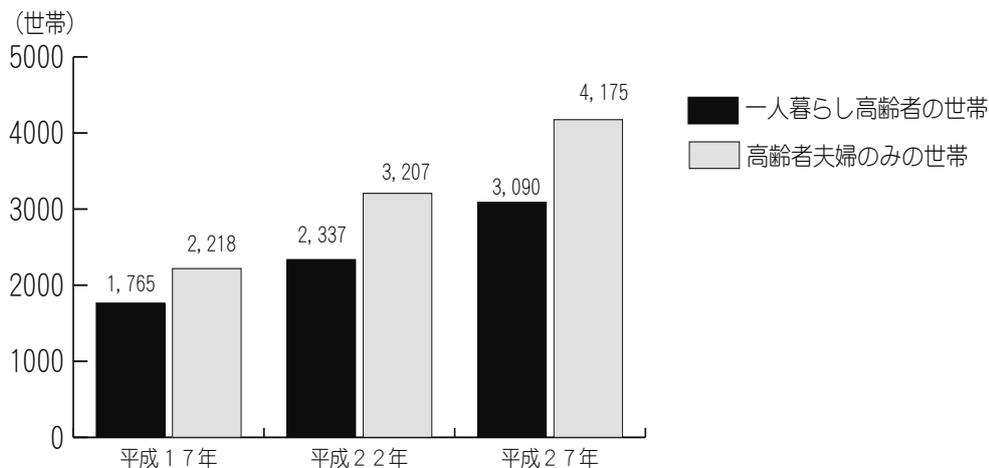
※資料：国勢調査

## 3 高齢者の状況

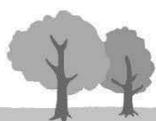
### (1) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の推移をみると、一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯ともに増加を続けています。平成17年と比較すると、平成27年には一人暮らし高齢者数が約1.8倍、高齢者夫婦のみの世帯数が約1.9倍となっています。

高齢者世帯の推移

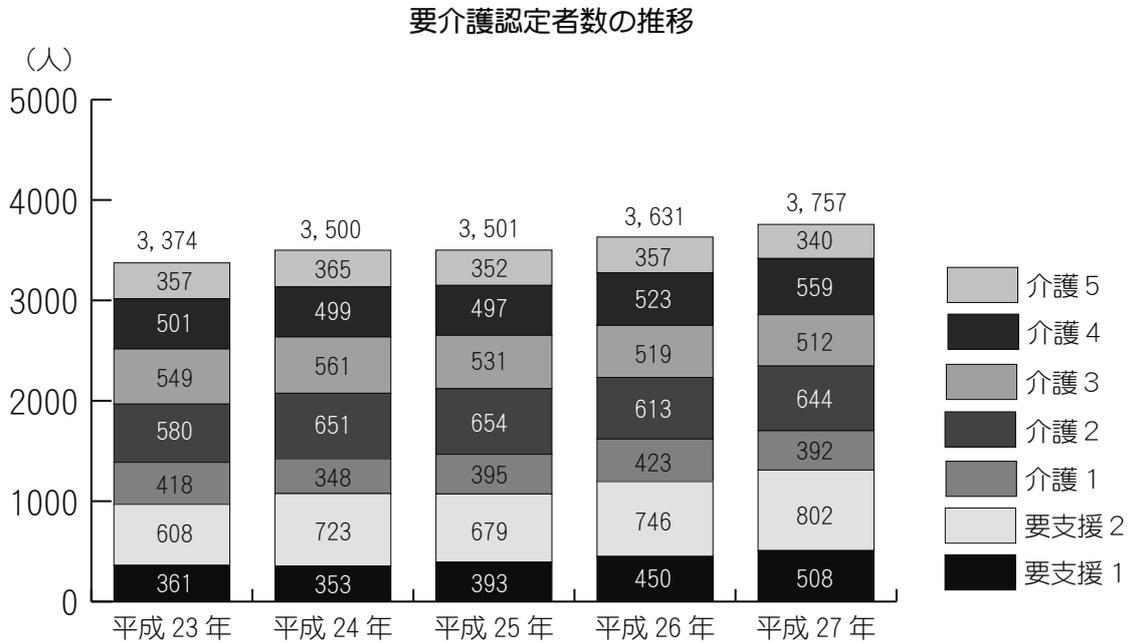


※資料：国勢調査



(2) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移をみると、平成23年以降増加傾向にあり、平成27年で3,757人となっています。なかでも、要支援1、要支援2は増加しており、平成23年に比べて合わせて300人以上増加しています。



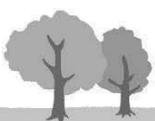
※資料：介護保険事業状況報告（各年9月現在）

平成28年10月現在の地区別要介護認定者数で見ると、認定率の平均が15.4%となっており、平均以上の地区は吉川地区、口吉川地区、細川地区、志染地区、三木南地区、三木地区、別所地区の7地区となっています。

(単位:項目が「率」以外は「人」)

|      | 65歳以上  | 75歳以上  | 高齢化率(%) | 認定者数  | 認定率(%) | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------|--------|--------|---------|-------|--------|------|------|------|------|------|------|------|
| 三木   | 6,458  | 3,149  | 31.35   | 1,059 | 16.4   | 112  | 203  | 138  | 175  | 152  | 166  | 113  |
| 三木南  | 1,415  | 584    | 23.88   | 249   | 17.6   | 35   | 50   | 34   | 43   | 36   | 33   | 18   |
| 別所   | 2,150  | 1,054  | 32.20   | 344   | 16.0   | 54   | 72   | 26   | 63   | 38   | 58   | 33   |
| 志染   | 947    | 510    | 34.29   | 181   | 19.1   | 21   | 47   | 21   | 25   | 26   | 25   | 16   |
| 細川   | 825    | 424    | 39.30   | 160   | 19.4   | 26   | 24   | 21   | 33   | 23   | 22   | 11   |
| 口吉川  | 660    | 361    | 37.33   | 130   | 19.7   | 20   | 25   | 12   | 24   | 20   | 17   | 12   |
| 緑が丘  | 3,643  | 1,743  | 39.68   | 473   | 13.0   | 90   | 106  | 65   | 68   | 61   | 55   | 28   |
| 自由が丘 | 5,247  | 1,972  | 32.33   | 609   | 11.6   | 81   | 122  | 76   | 115  | 75   | 71   | 69   |
| 青山   | 1,213  | 453    | 20.32   | 150   | 12.4   | 10   | 28   | 26   | 26   | 28   | 16   | 16   |
| 吉川   | 2,399  | 1,245  | 31.07   | 489   | 20.4   | 56   | 124  | 46   | 82   | 76   | 73   | 32   |
| 合計   | 24,957 | 11,498 | 31.62   | 3,844 | 15.4   | 505  | 801  | 465  | 654  | 535  | 536  | 348  |

資料：三木市の「要介護認定の状況」より 平成28年10月末日現在

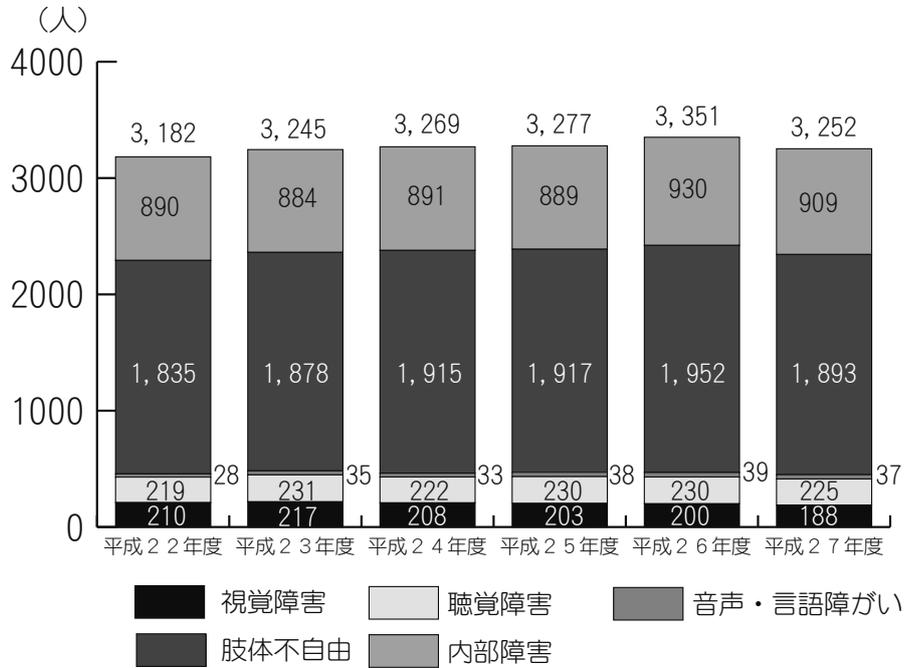


## 4 障がい者の状況

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳保持者数の推移をみると、平成26年度までは微増傾向でしたが、平成27年度では減少しています。平成22年度からは70人増加しています。視覚障がい者では、手帳所持者数が減少傾向にあり、平成27年度では188人となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移

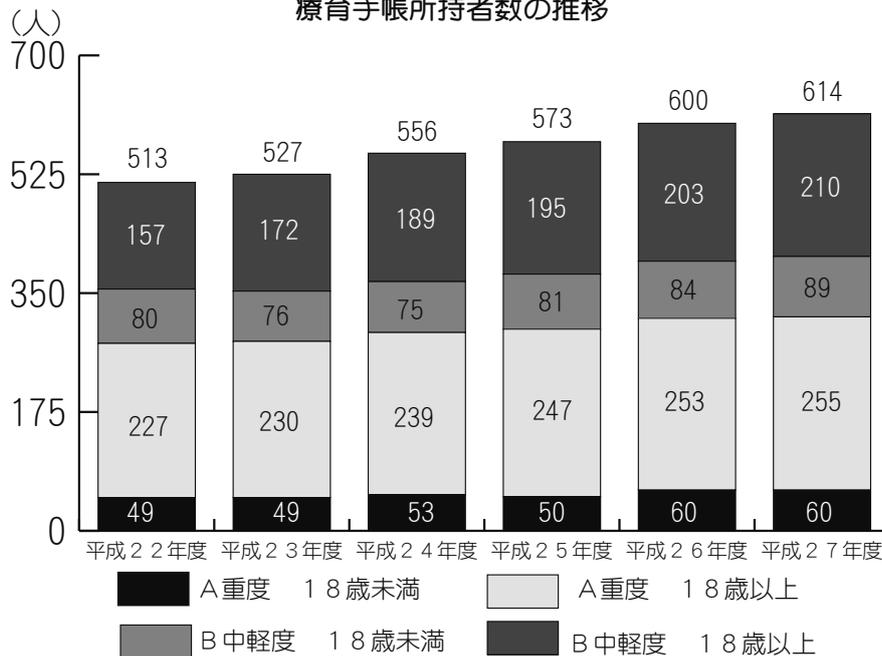


資料：三木市健康福祉部障害福祉課（三木市福祉事務所）

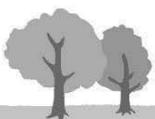
### (2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳保持者数の推移をみると、平成22年以降増加傾向にあり、平成27年で614人となっています。平成22年度から平成27年度の6年間で、B中軽度18歳以上の手帳所持者数は1.3倍となっています。

療育手帳所持者数の推移

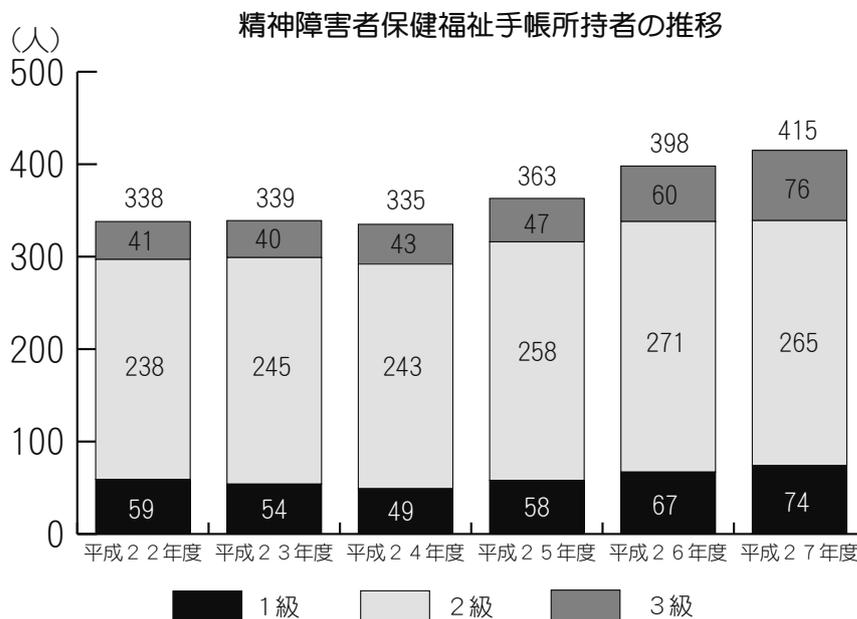


資料：三木市健康福祉部障害福祉課（三木市福祉事務所）

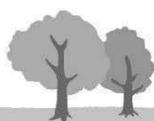


(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成22年以降増加傾向にあり、平成27年で415人となっています。平成22年度から平成27年度の6年間で、3級の手帳所持者数は1.9倍となっています。



資料：三木市健康福祉部障害福祉課（三木市福祉事務所）



## 5 日本の世帯構造の状況

### (1) 未婚率と8050問題

「8050問題」とは、80歳/50歳の同居世帯をめぐる問題、前者が親、後者が未婚の子どもの該当年齢を意味しています。子の障がいや失業等の理由でひきこもりの長期化などにより、子と親が高齢化し、支援につながらないまま困窮親子が世帯ごと社会から孤立している（いく）現状をさしています。

厚生労働省「国民生活基礎調査」（表1）によると、平成27年における全国の世帯総数は5,036万1千世帯となっています。

世帯構造をみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が1,482万世帯（全世帯の29.4%）で最も多く、次いで「単独世帯」が1,351万7千世帯（同26.8%）、「夫婦のみの世帯」が1,187万2千世帯（同23.6%）となっています。

（表1） 《世帯構造別、世帯類型別世帯数及び世帯平均人員の年次推移》

| 年次            | 総数     | 世帯構成   |         |              |                |       | 世帯類型   |        |      |      | 平均世帯人数 |        |
|---------------|--------|--------|---------|--------------|----------------|-------|--------|--------|------|------|--------|--------|
|               |        | 単独世帯   | 夫婦のみの世帯 | 夫婦と未婚の子のみの世帯 | ひとり親と未婚の子のみの世帯 | 三世帯世帯 | その他の世帯 | 高齢者世帯  | 母子世帯 | 父子世帯 |        | その他の世帯 |
| 構成割合 (単位:千世帯) |        |        |         |              |                |       |        |        |      |      |        |        |
| 昭和61年         | 37,544 | 6,826  | 5,401   | 15,525       | 1,908          | 5,757 | 2,127  | 2,362  | 600  | 115  | 34,468 | 3.22   |
| 平成元年          | 39,417 | 7,866  | 6,322   | 15,478       | 1,985          | 5,599 | 2,166  | 3,057  | 554  | 100  | 35,707 | 3.10   |
| 4             | 41,210 | 8,974  | 7,071   | 15,247       | 1,998          | 5,390 | 2,529  | 3,688  | 480  | 86   | 36,957 | 2.99   |
| 7             | 40,770 | 9,213  | 7,488   | 14,398       | 2,112          | 5,082 | 2,478  | 4,390  | 483  | 84   | 35,812 | 2.91   |
| 10            | 44,496 | 10,627 | 8,781   | 14,951       | 2,364          | 5,125 | 2,648  | 5,614  | 502  | 78   | 38,302 | 2.81   |
| 13            | 45,664 | 11,017 | 9,403   | 14,872       | 2,618          | 4,844 | 2,909  | 6,654  | 587  | 80   | 38,343 | 2.75   |
| 16            | 46,323 | 10,817 | 10,161  | 15,125       | 2,774          | 4,512 | 2,934  | 7,874  | 627  | 90   | 37,732 | 2.72   |
| 19            | 48,023 | 11,983 | 10,636  | 15,015       | 3,006          | 4,045 | 3,337  | 9,009  | 717  | 100  | 38,197 | 2.63   |
| 22            | 48,638 | 12,386 | 10,994  | 14,922       | 3,180          | 3,835 | 3,320  | 10,207 | 708  | 77   | 37,646 | 2.59   |
| 25            | 50,112 | 13,285 | 11,644  | 14,899       | 3,621          | 3,329 | 3,334  | 11,614 | 821  | 91   | 37,586 | 2.51   |
| 26            | 50,431 | 13,662 | 11,748  | 14,546       | 3,576          | 3,464 | 3,435  | 12,214 | 732  | 101  | 37,384 | 2.49   |
| 27            | 50,361 | 13,517 | 11,872  | 14,820       | 3,624          | 3,264 | 3,265  | 12,714 | 793  | 78   | 36,777 | 2.49   |
| 構成割合 (単位:%)   |        |        |         |              |                |       |        |        |      |      |        |        |
| 昭和61年         | 100.0  | 18.2   | 14.4    | 41.4         | 5.1            | 15.3  | 5.7    | 6.3    | 1.6  | 0.3  | 91.8   | ・      |
| 平成元年          | 100.0  | 20.0   | 16.0    | 39.3         | 5.0            | 14.2  | 5.5    | 7.8    | 1.4  | 0.3  | 90.6   | ・      |
| 4             | 100.0  | 21.8   | 17.2    | 37.0         | 4.8            | 13.1  | 6.1    | 8.9    | 1.2  | 0.2  | 89.7   | ・      |
| 7             | 100.0  | 22.6   | 18.4    | 35.3         | 5.2            | 12.5  | 6.1    | 10.8   | 1.2  | 0.2  | 87.8   | ・      |
| 10            | 100.0  | 23.9   | 19.7    | 33.6         | 5.3            | 11.5  | 6.0    | 12.6   | 1.1  | 0.2  | 86.1   | ・      |
| 13            | 100.0  | 24.1   | 20.6    | 32.6         | 5.7            | 10.6  | 6.4    | 14.6   | 1.3  | 0.2  | 84.0   | ・      |
| 16            | 100.0  | 23.4   | 21.9    | 32.7         | 6.0            | 9.7   | 6.3    | 17.0   | 1.4  | 0.2  | 81.5   | ・      |
| 19            | 100.0  | 25.0   | 22.1    | 31.3         | 6.3            | 8.4   | 6.9    | 18.8   | 1.5  | 0.2  | 79.5   | ・      |
| 22            | 100.0  | 25.5   | 22.6    | 30.7         | 6.5            | 7.9   | 6.8    | 21.0   | 1.5  | 0.2  | 77.4   | ・      |
| 25            | 100.0  | 26.5   | 23.2    | 29.7         | 7.2            | 6.6   | 6.7    | 23.2   | 1.6  | 0.2  | 75.0   | ・      |
| 26            | 100.0  | 27.1   | 23.3    | 28.8         | 7.1            | 6.9   | 6.8    | 24.2   | 1.5  | 0.2  | 74.1   | ・      |
| 27            | 100.0  | 26.8   | 23.6    | 29.4         | 7.2            | 6.5   | 6.5    | 25.2   | 1.6  | 0.2  | 73.0   | ・      |

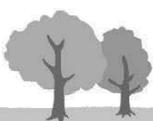
《三木市の若年層の未婚率比》

(単位:%)

| 男性  |       | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|
| 兵庫県 | H 2   | 90.8   | 61.8   | 29.2   | 16.7   |
|     | H 2 2 | 91.8   | 68.9   | 43.8   | 31.7   |
| 三木市 | H 2   | 92.6   | 65.1   | 28.2   | 12.9   |
|     | H 2 2 | 94.2   | 74.6   | 51.5   | 36.5   |
| 女性  |       | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 |
| 兵庫県 | H 2   | 84.9   | 39.8   | 13.5   | 7.3    |
|     | H 2 2 | 89.2   | 60.7   | 34.6   | 22.5   |
| 三木市 | H 2   | 88.5   | 43.1   | 10.4   | 5.1    |
|     | H 2 2 | 91.0   | 64.8   | 40.2   | 25.7   |

(資料：三木市創生計画より)

(注) 未婚とはこれまでに結婚したことのない人のことで、離別や死別により現在独身という人は含まれていません。



## 6 在宅要援護者（災害時要援護者）の把握状況

### (1) 在宅要援護者（災害時要援護者）の状況

平成26年から本会をはじめ、三木市、三木市民生委員児童委員協議会とともに災害時にも対応できる「くらしあんしんシート」による要援護者調査が開始されました。

なお、調査数は本人の情報提供に対する同意が得られたもののみとなるため、実際の市内の要援護者数5,600名に対して平成28年12月現在、約40%の回答がありました。

要援護者調査対象者数・・・5,600人

うち回答者数・・・2,036人（平成28年12月現在）

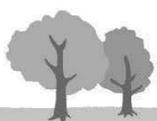
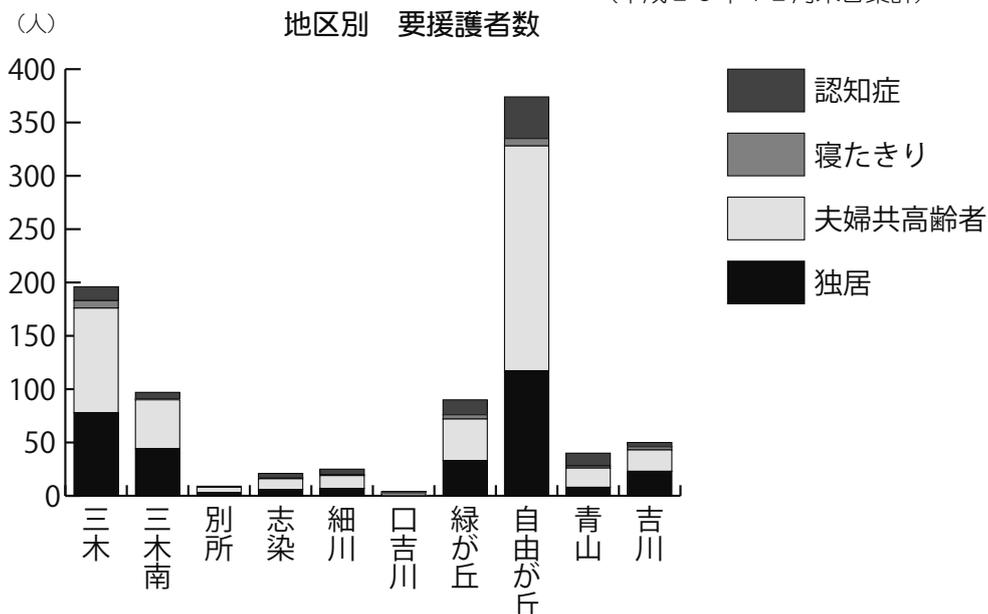
#### ◆高齢者の場合

介護保険法の施行（平成12年）同年の在宅の寝たきりの方は172人と把握していましたが、現在では25人と在宅の方は減少している。現在、独居高齢者と高齢者の夫婦のみの世帯数が増加し、地区では、自由が丘地区、三木地区、三木南地区の順となっています。

《「くらしあんしんシート」による把握人数》

|      | 独居<br>(人) | 夫婦共高齢者<br>(人) | 寝たきり<br>(人) | 認知症<br>(人) |
|------|-----------|---------------|-------------|------------|
| 三木   | 196       | 187           | 18          | 32         |
| 三木南  | 59        | 67            | 2           | 10         |
| 別所   | 26        | 27            | 4           | 11         |
| 志染   | 6         | 10            | 1           | 2          |
| 細川   | 6         | 12            | 1           | 5          |
| 口吉川  | 11        | 19            | 1           | 7          |
| 緑が丘  | 53        | 66            | 4           | 15         |
| 自由が丘 | 115       | 202           | 7           | 35         |
| 青山   | 11        | 20            | 1           | 9          |
| 吉川   | 56        | 20            | 6           | 13         |
| 合計   | 539       | 630           | 45          | 100        |

(平成28年12月末日集計)



## 7 福祉サービス利用状況

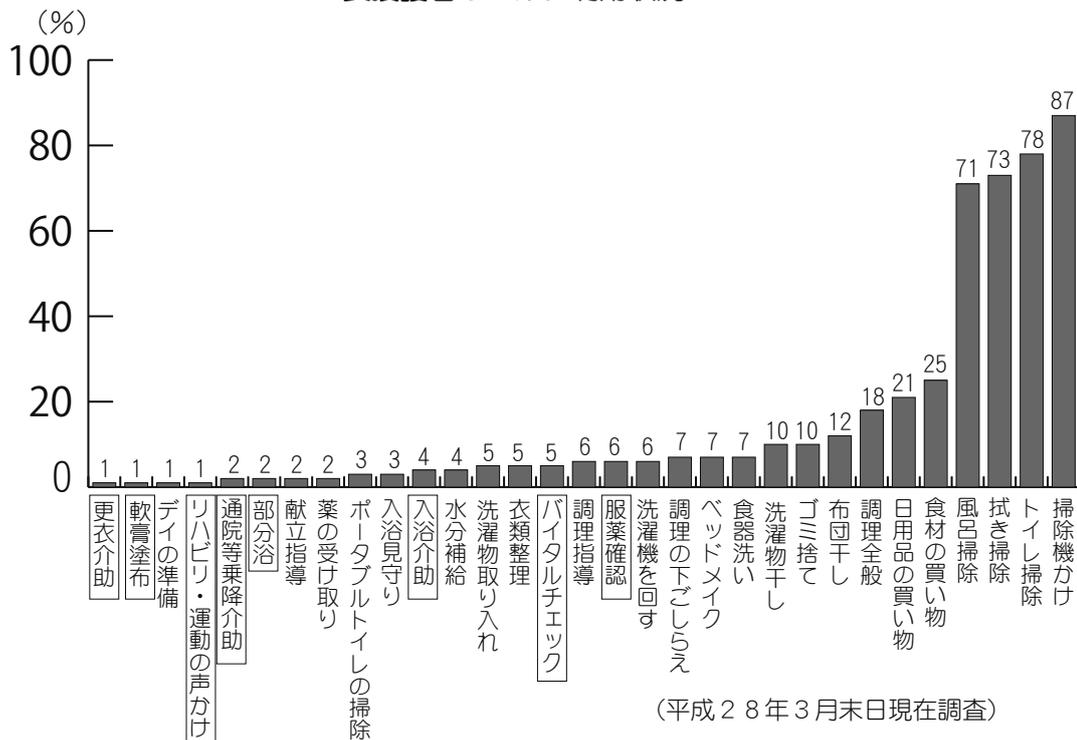
### (1) 要支援者のヘルプサービス利用状況

三木市における要支援者のサービス利用状況を見ると、要支援者が必要とするサービスのほとんどが生活援助であり、そのなかでも特に掃除に対する支援が多くなっています。

更に詳しく分類すると、掃除の中でも掃除機による掃除の支援が最も多く、次いでトイレ、拭き、風呂掃除の順番となり要支援者の90%近くがいずれかの掃除の支援を受けています。

一方、身体介護（入浴、通院等）の利用率は、全体の10%にも満たないことから要支援者への支援は介護福祉士等による専門性の高いサービスより日常生活上の支援を必要としていることがわかります。

要支援者のヘルプ利用状況



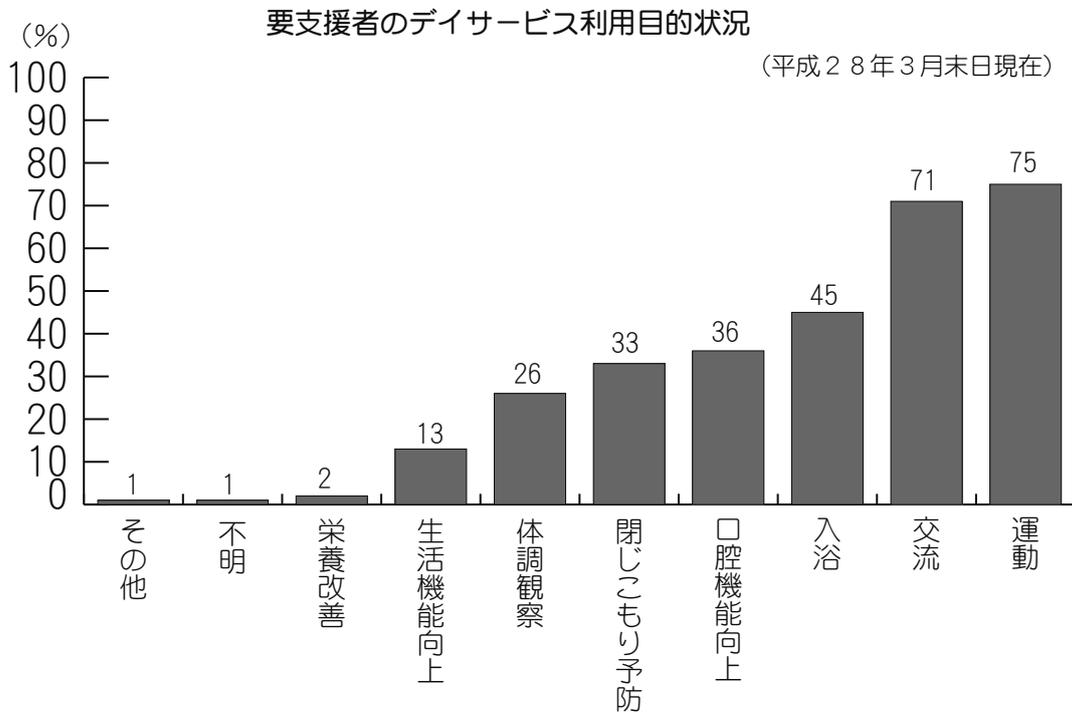
※サービス項目で  
 囲みあり…身体介護  
 囲みなし…生活援助



### (2) 要支援者のデイサービス利用目的状況

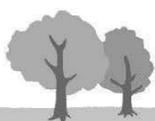
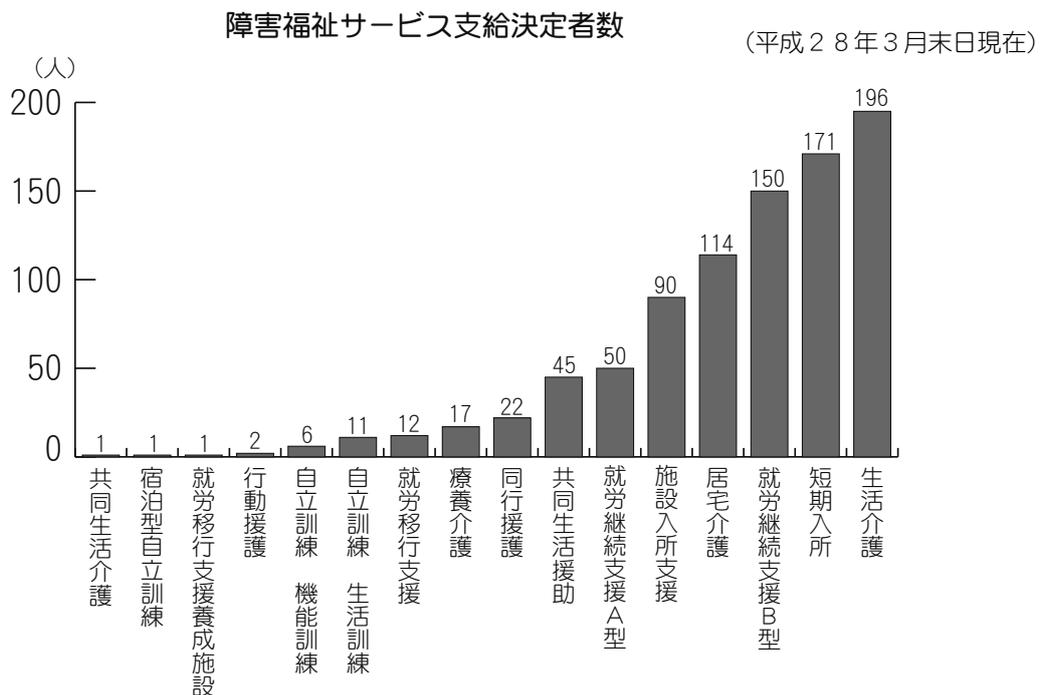
デイサービスを利用している要支援者の多くは、健康維持のための運動目的もしくは、他者との交流を目的に利用しており、入浴サービス等の介護サービスを目的に利用している方は全体の40%程度となっています。

なお、調査に関しては複数回答形式となっており、それぞれ運動と入浴目的が7.4%、交流と入浴目的が8.7%となっています。



### (3) 障害福祉サービス利用目的状況

三木市における障害福祉サービス支給決定者数をみると、生活介護・短期入所・就労継続支援B型事業の利用者が多く、安心して通える場所で、日中の活動をする場所や働く場所が求められていることがわかります。



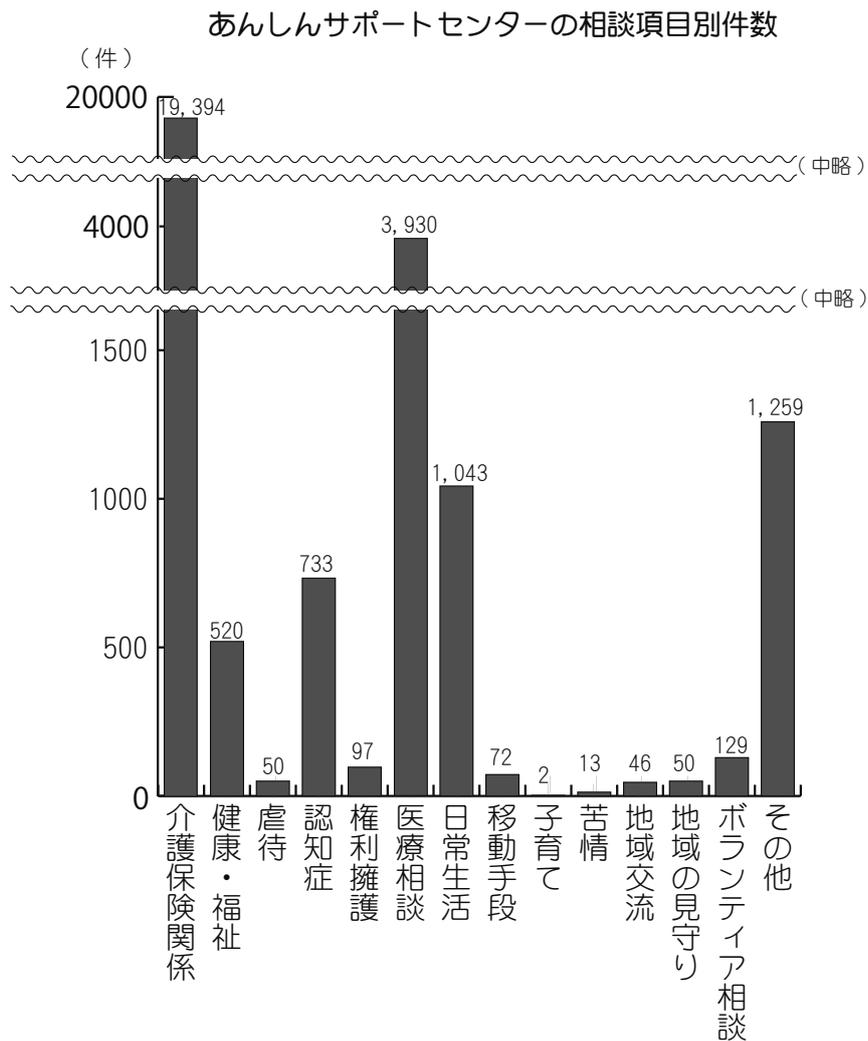
## 8 市民からの相談状況

### (1) あんしんサポートセンター相談状況

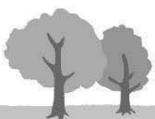
市内8か所のデイサービスセンターに併設している住民の総合相談窓口「あんしんサポートセンター」には、地域の住民から数多くの相談が寄せられました。

中でも、デイサービスセンターとの併設ということもあり、介護保険関係の相談件数が突出しており、地域住民だけでなく行政や事業関係者からの相談も数多く寄せられました。

あんしんサポートセンター平成27年度相談実績 (単位：件)



| 相談項目    | 延件数    | 相談項目     | 延件数    |
|---------|--------|----------|--------|
| 介護保険関係  | 19,394 | 子育て相談    | 2      |
| 健康・福祉相談 | 520    | 苦情相談     | 13     |
| 虐待相談    | 50     | 地域交流相談   | 46     |
| 認知症相談   | 733    | 地域の見守り相談 | 50     |
| 権利擁護相談  | 97     | ボランティア相談 | 129    |
| 医療相談    | 3,930  | その他      | 1,259  |
| 日常生活相談  | 1,043  |          |        |
| 移動手段相談  | 72     | 合計       | 27,338 |



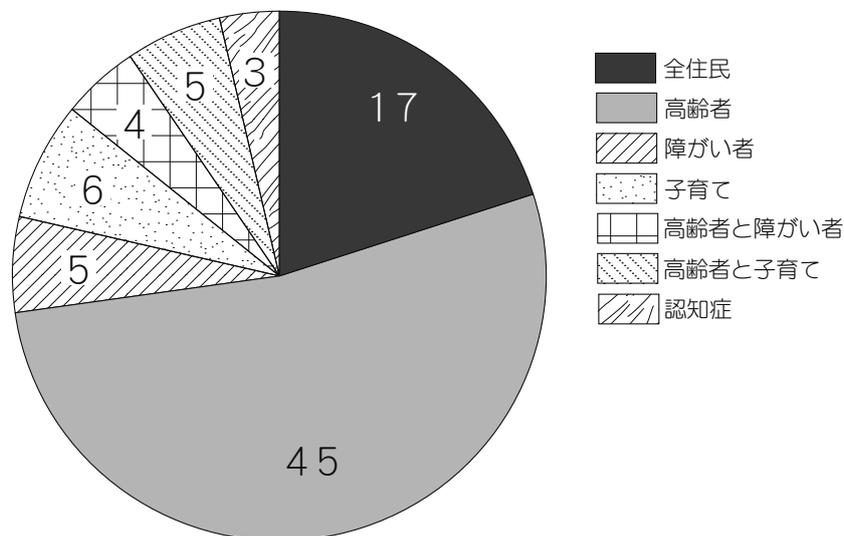
## 9 ボランティア・市民活動の現状

### (1) ふれあいサロン開設状況

さまざまな要因で閉じこもりがちに暮らす高齢者や障がいを持つ人、子育て中の親などが自由に気軽に参加でき、互いの顔が見える地域づくりを進めることを目的としたふれあいサロンの開設支援と運営支援を行ってきました。結果、85か所が開設されています。

|      | 全住民 | 高齢者 | 子育て | 高齢者と障がい者 | 高齢者と子育て | 障がい者 | 認知症 | 参加者対象エリア       |
|------|-----|-----|-----|----------|---------|------|-----|----------------|
| 三木   | 6   | 9   |     |          | 1       |      |     | 自治会単位          |
| 三木南  | 1   | 2   | 1   | 3        |         |      |     | 自治会単位          |
| 別所   |     | 2   |     | 1        |         |      |     | 自治会単位          |
| 志染   |     | 1   |     | 1        |         |      |     | 地区内全域<br>自治会単位 |
| 細川   | 1   |     |     |          |         |      |     | 地区内全域          |
| 口吉川  | 1   |     |     |          |         |      |     | 地区内全域          |
| 緑が丘  | 2   | 4   |     |          | 1       |      |     | 自治会単位          |
| 自由が丘 | 2   | 10  | 2   |          |         |      |     | 自治会単位          |
| 青山   | 1   | 2   |     |          | 2       |      |     | 自治会単位          |
| 吉川   | 3   | 15  | 2   | 1        |         |      |     | 自治会単位          |
| 広域   |     |     |     |          |         | 5    | 3   |                |
| 合計   | 17  | 45  | 5   | 6        | 4       | 5    | 3   |                |

対象者別 総サロン開設数



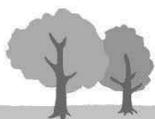
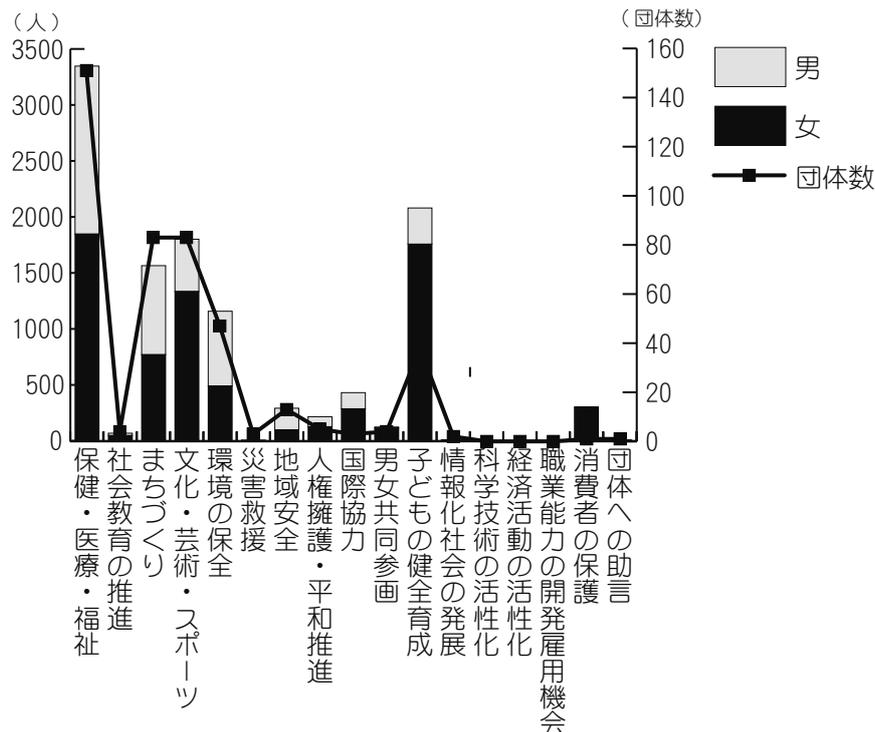
(2) ボランティア・市民活動実践団体の現状

NPO法の成立以来、ボランティア・市民活動が多様な分野となり、テーマ型の活動団体が増えました。あわせて、活動テーマが見えやすくなったことは、自分ができる、やりたいことを選択が行えるようになり、結果、活動者の増加につながっています。活動者を男女別で見ると女性が63%、男性が37%であるが年々男性の活動者も増加傾向です。なお、活動者の年齢階層は30歳から84歳となっています。

(平成28年12月集計)

|             | 団体数<br>(単位：数) | 活動者数 (単位：人) |       |        |
|-------------|---------------|-------------|-------|--------|
|             |               | 男性          | 女性    | 計      |
| 保健・医療・福祉    | 151           | 1,500       | 1,847 | 3,347  |
| 社会教育の推進     | 4             | 21          | 48    | 69     |
| まちづくり       | 83            | 795         | 770   | 1,565  |
| 文化・芸術・スポーツ  | 83            | 467         | 1,334 | 1,801  |
| 環境の保全       | 47            | 667         | 491   | 1,158  |
| 災害救援        | 3             | 7           | 1     | 8      |
| 地域安全        | 13            | 194         | 98    | 292    |
| 人権擁護・平和推進   | 5             | 89          | 127   | 216    |
| 国際協力        | 3             | 144         | 287   | 431    |
| 男女共同参画      | 4             | 10          | 114   | 124    |
| 子どもの健全育成    | 38            | 323         | 1,757 | 2,080  |
| 情報化社会の発展    | 2             | 6           | 3     | 9      |
| 科学技術の活性化    | 0             | 0           | 0     | 0      |
| 経済活動の活性化    | 0             | 0           | 0     | 0      |
| 職業能力の開発雇用機会 | 0             | 0           | 0     | 0      |
| 消費者の保護      | 1             | 1           | 300   | 301    |
| 団体への助言      | 1             | 1           | 5     | 6      |
| 合計          | 438           | 4,225       | 7,182 | 11,407 |
| 男女比率        |               | 37%         | 63%   | 100%   |

ボランティア・市民活動実践団体数



(3) 社協が把握する、暮らしを支える生活支援活動者の現状

住民の暮らし・生活を支えることにつながる活動を展開される方は、延べ2,846人となっている。

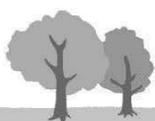
(単位：人)

|      | 民生委員・児童委員<br>(定数) | 民生・児童協力委員<br>(定数) | 子育てファミサポ<br>(協力会員) | 高齢者ボランティア<br>ポイント登録者 | 認知症サポーター | 高齢者ファミサポ<br>(協力会員) | ふれあいバス<br>福祉有償運送<br>活動者 | ふれあいバス<br>活動者 | 災害時支援者<br>(くらしあんしんシート登録者) | 社協委嘱 地区福祉委員 | ふれあいサロン活動者 | 計     |
|------|-------------------|-------------------|--------------------|----------------------|----------|--------------------|-------------------------|---------------|---------------------------|-------------|------------|-------|
| 三木   | 45                | 69                | 30                 | 26                   | 29       | 5                  | 0                       | 182           | —                         | —           | 178        | 564   |
| 三木南  | 10                | 19                | 14                 | 9                    | 30       | 6                  | 0                       | 68            | —                         | —           | 105        | 261   |
| 別所   | 16                | 26                | 7                  | 6                    | 8        | 1                  | 10                      | 3             | —                         | —           | 27         | 104   |
| 志染   | 10                | 15                | 3                  | 10                   | 13       | 0                  | 12                      | 16            | —                         | —           | 12         | 91    |
| 細川   | 10                | 20                | 0                  | 2                    | 2        | 1                  | 30                      | 36            | —                         | —           | 15         | 116   |
| 口吉川  | 9                 | 15                | 2                  | 1                    | 4        | 0                  | 21                      | 8             | —                         | —           | 12         | 72    |
| 緑が丘  | 14                | 34                | 16                 | 45                   | 70       | 7                  | 15                      | 72            | —                         | —           | 118        | 391   |
| 自由が丘 | 23                | 49                | 30                 | 52                   | 47       | 10                 | 37                      | 166           | —                         | —           | 186        | 600   |
| 青山   | 7                 | 9                 | 14                 | 5                    | 10       | 4                  | 0                       | 39            | —                         | —           | 95         | 183   |
| 吉川   | 21                | 37                | 10                 | 10                   | 16       | 6                  | 12                      | 66            | 150                       | —           | 136        | 464   |
| 合計   | 165               | 293               | 126                | 166                  | 229      | 40                 | 137                     | 656           | 150                       | —           | 884        | 2,846 |

上記の表に掲げる人材は、地域の中で災害時をはじめ日常の見守りをはじめとする支援者となり得る方として、本会が把握する情報にて集計をしています。この方々のほかにも地区内、自治会内に担っている方、担える方々については、地域の中で話し合ってみてください。

《グラフにあげている人材の説明》

- 子育てファミサポ（協力会員）……………子育てを会員制の互助方式で支援していく仕組みに協力者として登録している方。
- 高齢者ボランティアポイント登録者…高齢者の介護予防を目的に、高齢者のボランティア活動を促進する仕組みに登録している方。
- 認知症サポーター……………認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする方。
- 高齢者ファミサポ（協力会員）……………高齢者の在宅生活を会員制の互助方式で支援していく仕組みに協力者として登録している方。
- 災害時要援護者支援者……………くらしあんしんシートの「災害時支援」欄に記載されている支援者。
- ふれあいサロン活動者……………高齢者、子育ての保護者等を対象とした地域の居場所（ふれあいサロン）を運営するボランティア。



## 10 社会情勢、国の動向

平成37（2025）年、「団塊の世代」と言われる世代が後期高齢者（75才以上）となります。75才以上で介護や医療等の必要性が高まることから、介護、医療、社会保障、住まいの問題などの諸問題が「2025年問題」と呼ばれ、その対策が急務となっています。

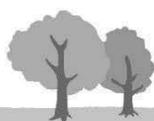
また、10年後、20年後そして30年後を展望し、福祉の範囲や対象を拡大することや、地域包括ケアシステムのあり方、今後の福祉サービスのあり方などについて国が改革案を示しています。

### （1）少子高齢化と人口減少化の進行

- 日本の人口ピークは平成16（2004）年の1億2,779万人、以後、減少に転じ、平成60（2048）年には1億人を割り込みます。
- 高齢者人口は平成27（2015）年に3,392万人となり、平成37（2025）年には、3,657万人に達します。
- 総人口が減少する中で、高齢者人口が増加し続け、2035（平成47）年には3人に1人が高齢者となります。また高齢者のみの世帯の増加はもとより単身世帯、ひとり親世帯ともに今後も増加が予想されます。

### （2）要介護者が増加する一方、介護の担い手不足が深刻化

- 高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大していきます。
- 核家族化の進行や「老々介護」と呼ばれる介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化しています。
- 平成37（2025）年には「認知症」の人は約700万人前後になります。また64歳以下で発症する「若年性認知症」は、働き盛りの時期に仕事や家事が十分にできなくなることで、身体的、精神的、また経済的にも大きな負担となり、社会的な課題となっています。
- 社会福祉現場での福祉人材の確保が年々困難になっています。少子化による労働人口の減少や介護現場での定着率が悪いことなどが理由として挙げられます。平成37（2025）年には、37万人の介護職員が不足すると言われています。



### (3) 社会構造の変化に伴う「経済的困窮」と「社会的孤立」

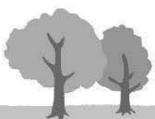
- 不安定な社会情勢や経済状態が続く中、雇用形態や家計状況が変化しており、生活困窮者の問題は深刻化しています。「貧困の連鎖」「子どもの貧困」と言われるように、現在の貧困を食い止め、未来への貧困を防ぐ取り組みも大きな課題となっています。
- 平成27(2015)年4月「生活困窮者総合支援法」の施行により、経済的困窮、社会的孤立の問題に包括的に対応する相談体制や生活支援が進められています。

### (4) 地域包括ケアシステムの実現

- 平成37(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

### (5) 多様化・複雑化する福祉課題への対応

- 高齢者、障がい者への支援では公的サービスは飛躍的な発展を遂げてきました。しかし地域においては引きこもりやホームレス、外国人、刑務所出所者など社会的排除の対象となりやすい人の問題や「制度の谷間」にある人、また問題解決能力が不十分で公的サービスをうまく利用できない人の問題など、多様な福祉課題に対応していくことが求められています。
- 第2次安倍内閣で掲げられた地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした「地方創生」では、これまでの「高齢者」「障がい者」「子ども」といった縦の支援ではなく、地域の絆の中で高齢者をはじめ全ての人々が心豊かに生活できるよう、制度縦割りを排除した政策を各省庁と連携し進めることが明記されています。
- 厚生労働大臣を長にした「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、介護保険分野、障害福祉分野、生活困窮者支援においても制度縦割りでなく、専門職同士が連携をとり、多様・複雑化する福祉課題にあたる支援の形が提案されました。  
また同時に、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けた動きが進んでいます。
- 新福祉ビジョンでは、家族や地域の変化また人口減少社会においては、全ての人々が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）が不可欠であると言われています。



## 第3章 計画策定にあたって

### 1 地域福祉活動計画とは

私たちの暮らす三木市が高齢になっても障がいがあっても、子どもから高齢者まで、誰もがいつまでも安心して暮らし続けることができるまちであるために、一人ひとり、また地域全体でどのような取り組みが必要なのかを民間が中心となって計画し、取り組んでいくことを目的とした計画です。

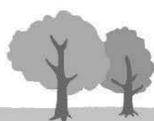
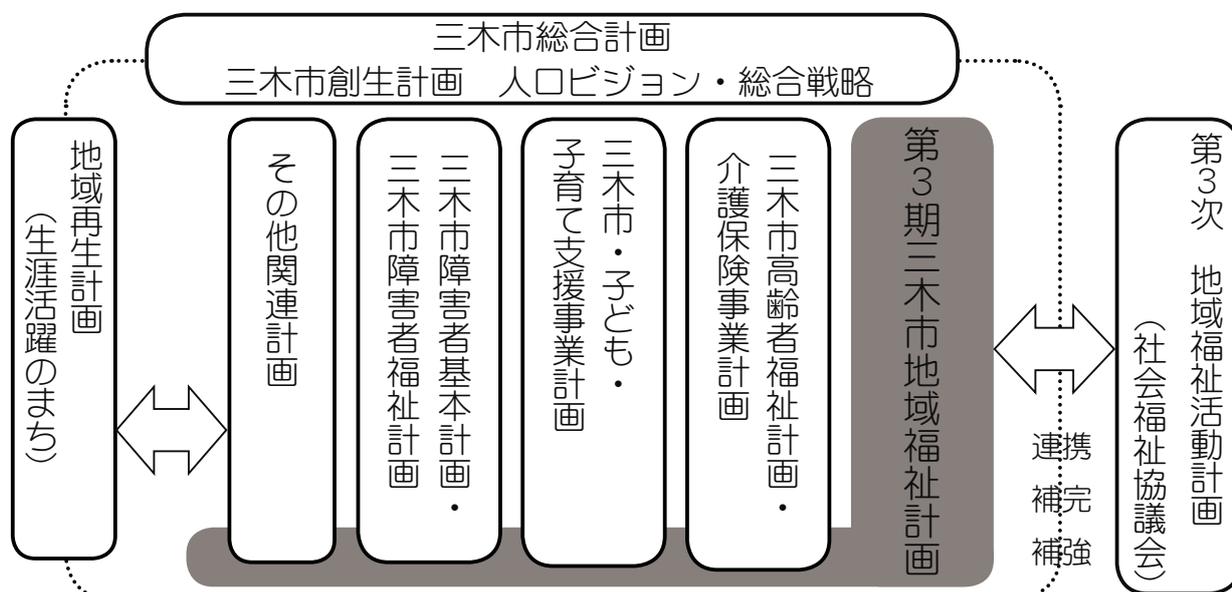
### 2 三木市の計画

三木市においては地域再生計画（生涯活躍のまち構想）が内閣総理大臣の認定を受けました。生涯活躍のまち構想とは、東京圏をはじめとする大都市地域の中高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを言います。まず市内で最も高齢化率が高い緑が丘において取り組みが進められます。

平成29年4月より「第3期三木市地域福祉計画」がスタートします。「地域福祉計画」は社会福祉法第107条に基づいて、市町村が行政計画として策定するもので、同法の第4条には「地域住民、事業者、社会福祉活動者等は、相互に協力して地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されており、三木市の地域福祉の推進を図るため市民、関係機関、福祉サービス事業者、行政が一体となって策定されています。計画の体系として上位計画として「三木市総合計画」「三木市創生計画 人口ビジョン・総合戦略」があります。

### 3 三木市地域福祉計画との関係

三木市が策定する地域福祉計画と三木市社協が策定する第3次地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの役割を担い、相互に連携、補完、補強しながら地域福祉を推進していきます。



#### 4 計画の期間

計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5か年とします。

#### 5 計画の推進体制と評価・見直し

「PDCA」を基本に進行管理を実施し、敏速かつ柔軟な推進に努めます。また、本計画を年度ごとに、より具体化したものを事業計画書、その振り返りを「事業評価シート」で行った後、事業報告書として作成していきます。その、進行管理・評価を行う機関として、各部門別に市民代表が参画する各委員会において行います。

なお、昨今の社会情勢の激しい変化を鑑み、本計画の見直しを3年後の平成31年度に行います。

#### 【計画推進のプロセス】

|     |   |   |            |               |                        |
|-----|---|---|------------|---------------|------------------------|
| 1年目 | 単年計画を具体的に展開する<br>PDCA                                     | Plan<br>(計画)  | Do<br>(実行) | Check<br>(評価) | Action<br>(見直し)        |
|     |   | 単年目標設定<br>単年度計画   | 活動展開       | 成果確認          | 次年度の活動<br>展開に活かす       |
| 2年目 | 単年計画を具体的に展開する<br>PDCA                                     | Plan<br>(計画)  | Do<br>(実行) | Check<br>(評価) | Action<br>(見直し)        |
|     |   | 単年目標設定<br>単年度計画   | 活動展開       | 成果確認          | 次年度の活動<br>展開に活かす       |
| 3年目 | 単年計画を具体的に展開する<br>PDCA<br><br>活動計画の見直しを含め、具<br>体的に展開するPDCA | Plan<br>(計画)  | Do<br>(実行) | Check<br>(評価) | Action<br>(見直し)        |
|     |   | 単年目標設定<br>単年度計画<br>活動目標設定<br>等の見直し<br><input type="checkbox"/> 2か年評価<br><input type="checkbox"/> 目標設定 | 活動展開       | 成果確認          | 残り2か年の<br>見直し計画に<br>反映 |
| 4年目 | 単年計画を具体的に展開する<br>PDCA                                     | Plan<br>(計画)  | Do<br>(実行) | Check<br>(評価) | Action<br>(見直し)        |
|     |   | 単年目標設定<br>単年度計画   | 活動展開       | 成果確認          | 次年度の活動<br>展開に活かす       |
| 5年目 | 単年計画を具体的に展開する<br>PDCA                                     | Plan<br>(計画)  | Do<br>(実行) | Check<br>(評価) | Action<br>(見直し)        |
|     |   | 単年目標設定<br>単年度計画   | 活動展開       | 成果確認          | 次期計画の活<br>動展開に活か<br>す  |

第4次計画



【「PDCA」を活用した評価シート】

| Plan<br>(計画) | Do<br>(実行)   |                       | Check<br>(評価)  | Action<br>(見直し)           |   | Plan<br>(計画)         |                                |
|--------------|--------------|-----------------------|--|---------------------------|---|----------------------|--------------------------------|
| 目標設定         | 活動展開         |                       | 成果確認   | 改善活動                      |   | 目標設定                 |                                |
|              |              |                       | (評価シート)  |                           |   |                      |                                |
| 目標           | 活動<br>(事業) 名 | 活動(事業)<br>内容と実績<br>結末 | 成果・効果<br>と課題   | 改善点                       | 次年度以降<br>の取り組み<br>区分  | 4次計画へ<br>の盛り込み<br>可否 | 第4次計画<br>への目標設<br>定            |
|              |              | ねらい<br>方法・手段<br>結末    | (成果・効果)<br>目的のために努力、工夫し、その結果として獲得できた「良い結果」<br><br>物事の現象や行動の結末の末に得られる「良い結果」で、そこには必ずしも主体者の努力を必要としない偶発的なよい結果<br><br>(課題)<br>取り組みに対し、解決しなければならない問題 | 取り組みを踏まえた、より良い成果を得るための変更点 | <input type="checkbox"/> 継続<br><input type="checkbox"/> 改善点を盛り込んで継続<br><input type="checkbox"/> 達成<br><br><input type="checkbox"/> 廃止<br>(理由) |                      | (対策)<br>*何を<br>*どこまで<br>*どのように |
|              |              |                       |  |                           | <br>元々このPlan自体が適していたのかという視点で記入。                           |                      |                                |

※  のところは最終年度の追加記載項目です。



## 第4章 基本的な計画の考え方

### 1 計画の基本理念

三木市と相互に連携し、補完、補強しながら<sup>※2</sup>地域福祉を進展させるために、三木市地域福祉計画の基本理念に基づき、第3次地域福祉活動計画を策定、民間主体の自主的、主体的な行動計画とします。

#### 《「地域福祉計画」の基本理念》

高齢者も若い人も、女性も男性も、障がいや病気のある人もない人も、さらには外国人も含めてすべての人が、住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに、その人らしく自立していきいきと暮らしていくことができるようなまちをつくっていくことが大切です。

「第2期三木市地域福祉計画」では、計画の基本理念を、「市民自らが地域課題の解決に取り組むために 豊かな「地域社会」を創り、育み、守る」と定めています。

「第3期三木市地域福祉計画」においても、社会情勢の変化による新たな課題に対応し、さらに本市の地域再生計画との調整を図りつつ、地域福祉の一層の推進を図るため、本計画の基本理念は前計画を踏襲し、福祉分野における市民・地域・行政の共通の目標としていきます。

「第3期 三木市地域福祉計画」より

本会では、三木市地域福祉計画の基本理念を目標とし、より地域住民・地域の主体性が図られることを盛り込んだ地域福祉活動計画とするため、基本理念に「住民主体と住民自治による地域福祉の推進」を添え本計画の基本理念とします。

#### 【基本理念】

市民自らが地域課題の解決に取り組むために  
**豊かな「地域社会」を創り、育み、守る**  
 ～住民主体と住民自治による地域福祉の推進～

#### 用語説明

#### そもそも「<sup>※2</sup>地域福祉」って!?

「地域福祉」という言葉は、漠然として分かりづらい用語と言えます。人によって、場所によってさまざまな内容が含まれていると思われるし、これまでの「高齢者福祉」「障害者福祉」「児童福祉」などといった対象者ごとの福祉とは異なり、普段生活している「地域」に視点を置いた考え方です。

つまり、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、さまざまな主体（住民、自治会、ボランティアグループ、事業所など）が協力しながら、共に支えあう仕組みを築き、実践していくことが地域福祉と言えます。



## 2 基本目標

三木市地域福祉計画の「基本理念」を実現するために設定された3つの基本目標とそれぞれの基本目標に明らかにされた基本政策と施策方針に沿い、方針と取組を設け地域福祉活動計画を策定し展開を図ります。

《「三木市地域福祉計画」の基本目標》

### 基本目標1 信頼の絆により「地域力」を高める

核家族化が進み、地域力が希薄化してきている中で、地域住民がふれあい、交流し、地域のつながりを強め、地域の支え合いの意識を醸成させることが重要となります。

地域住民の力を結集し、必要な地域福祉の基盤づくりを図り、地域住民の力を地域課題の解決に向けていくための取組みを推進していきます。

また、誰もが安心・安全に地域で暮らすためには、充実した福祉サービスの提供体制に加え、バリアフリー環境の整備や、災害時に社会的弱者が取り残されない仕組みづくりに取り組めます。

### 基本目標2 市民主体の「福祉力」を高める

高齢者や障がい者、子どもも含めた支援が必要な市民が、自立した生活を地域で営むことができるよう、総合的な相談支援体制の充実を図るなど、セーフティネットの構築を図っていきます。

また、高齢者や障がい者、子どもなど、福祉サービスを必要とする市民が、身近なところでサービスを適切に選択し利用できるよう、福祉サービスを利用しやすい体制づくりや仕組みづくり、福祉サービスを育む環境づくりに取り組めます。

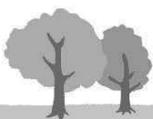
さらに、生活困窮者に対しても、早期の段階で支援を行い、自立した生活を支援していきます。

### 基本目標3 包括的な「ネットワーク力」を高める

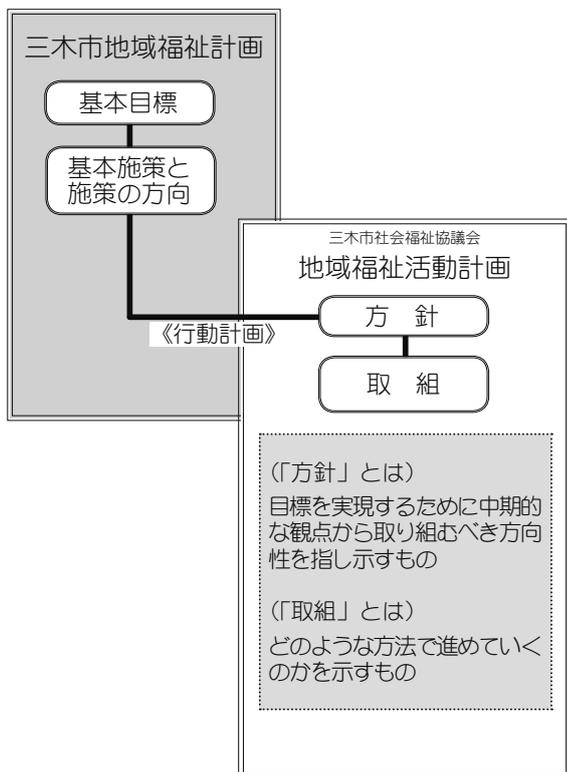
ボランティアやNPO団体をはじめ、地域における福祉活動団体が連携して行くことが、地域における福祉課題の解決につながります。

地域資源を最大限に活用し、従来の医療・健康・福祉ネットワークを超えた地域福祉に関わる人材・組織・施設等との連携を図り、より包括的な公助・共助・自助のネットワークづくりに取り組めます。

「第3期 三木市地域福祉計画」より



### 3 「三木市地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の 関連図



## 三木市地域福祉計画

### 【基本理念】

市民自らが地域課題の解決に取り組むために豊かな「地域社会」を創り、育み、守る

### 【基本目標1】

信頼の絆により「地域力」を高める

(基本施策と施策の方向)

(1) 地域づくりの基盤整備

- ①地域における支え合い活動の展開
- ②福祉学習の推進

(2) 地域で安心・安全に暮らせるまちづくり

- ①地域生活の拠点づくり
- ②バリアフリー環境の整備
- ③緊急時に備えた体制の整備

### 【基本目標2】

市民主体の「福祉力」を高める

(基本施策と施策の方向)

(1) 福祉サービスを利用しやすい体制づくり

- ①相談体制の整備
- ②保健・医療・福祉サービスの連携

(2) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

- ①福祉サービス利用のための情報提供
- ②苦情対応利用者の権利擁護
- ③生活困窮者自立支援対策の推進

(3) 福祉サービスを育む環境づくり

- ①福祉に携わる人材の育成
- ②福祉に関する事業の育成

### 【基本目標3】

包括的な「ネットワーク力」を高める

(基本施策と施策の方向)

(1) 地域力と福祉力をつなぎ、おすぶ

- ①地域社会のネットワークづくり
- ②地域福祉活動の活性化



## 地域福祉活動計画

▶ より地域住民・地域の主体性が図られることを盛り込んだ地域福祉活動計画とするため左の基本理念に添える。

～住民主体と住民自治による地域福祉の推進～

【方針1】  
支えあい活動の推進

【取組】(1) 互いの顔が見えるエリアにおけるサロンの開設  
(2) ふれあいサロンから支えあう関係づくり  
(3) 互助・共助による支えあい活動の推進  
(4) 気になるカード、支えあいマップの推進

【方針2】  
地区支えあい活動計画づくり

【取組】(1) 地区支えあい活動計画の策定  
(2) 計画の進行管理と評価の仕組みづくり

【方針3】  
住民による支えあい活動拠点づくり

【取組】(1) 支えあい活動エリアでの拠点づくり  
(2) 支えあい活動拠点を豊かにする人・組織づくり  
(3) 支えあい協働会議の開催

【方針1】  
権利擁護と自立生活を支援する  
仕組みづくり

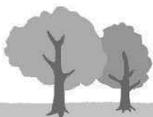
【取組】(1) 法人後見事業の実施  
(2) 市民参加による権利擁護支援の普及啓発・  
利用促進

【方針2】  
福祉サービスの利用につながる  
環境づくり

【取組】(1) 市民の福祉力を高めるための学ぶ機会づくり

【方針1】  
地域の人材をつなげ、連携を強  
める

【取組】(1) 多様な主体の協働による地域アセスメン  
トの実施  
(2) 暮らし・生活課題への「気づき」「共感」  
を促す機会づくり



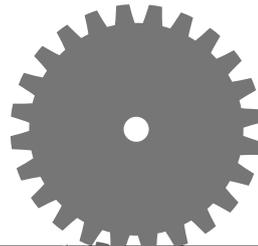
## 5 計画を推進していく社協の基盤強化

第1次及び第2次地域福祉活動計画では、本会のあらゆる事業展開と組織運営についての計画としてきましたが、第3次地域福祉活動計画は「当事者、住民・市民が主体となって福祉のまちづくり実現に向け取り組む計画」とします。また、組織運営に関しては、第1次基盤強化計画として、「地域福祉活動計画の推進、行政とパートナーシップを築きながら市民の暮らし・生活課題に対応する施策の充実など地域福祉の基盤づくりを図る社協の強化計画」として進めていきます。

### 《2つの計画の相関図》

#### 基本理念

市民自らが地域課題の解決に取り組むために  
**豊かな「地域社会」を創り、育み、守る**  
 ～住民主体と住民自治による地域福祉の推進～

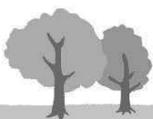


#### 地域福祉活動計画

当事者、住民・市民が主体となっ  
 て福祉のまちづくり実現に向け取り  
 組む計画

#### 社協基盤強化計画

地域福祉活動計画の推進、行  
 政とパートナーシップを築きな  
 がら市民の暮らし・生活課題に  
 対応する施策の充実など地域福  
 祉の基盤づくりを図る社協の強  
 化計画



## 第5章 地域福祉活動計画

基本目標 1 信頼の絆により「地域力」を高める

方針 1 支えあい活動の推進

### 《現状と課題》

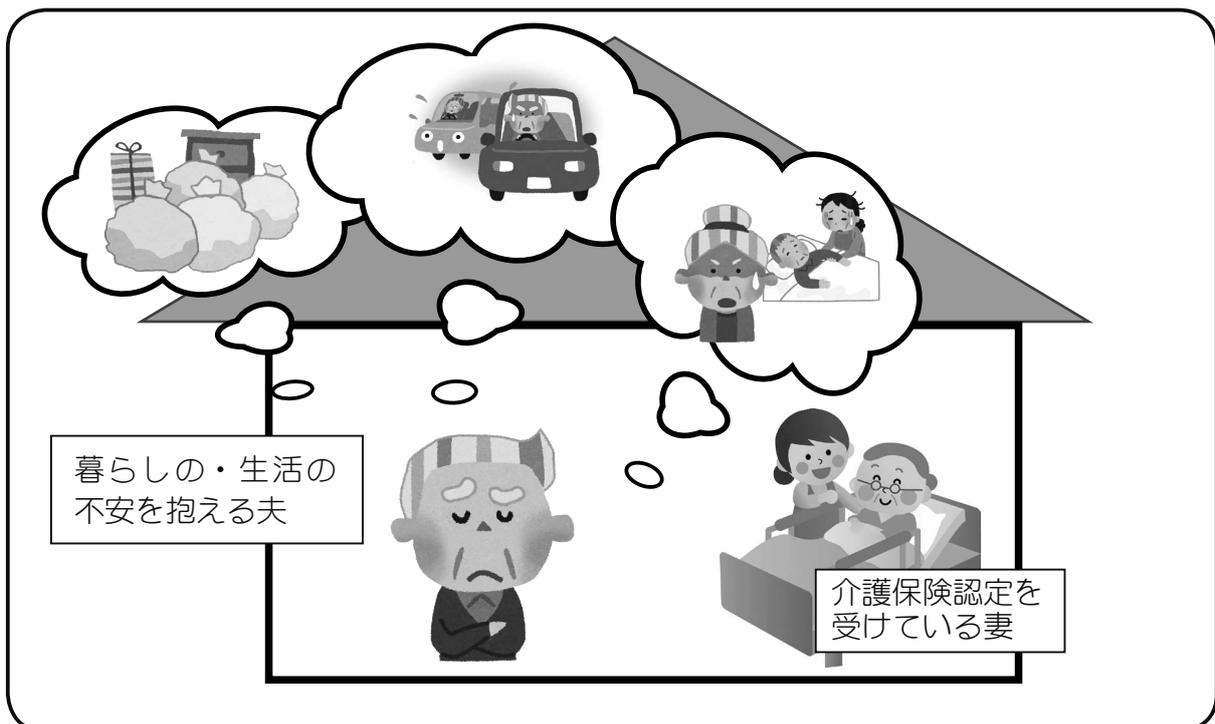
近年、少子高齢化やライフスタイルの変化等により住民の暮らし・生活課題はますます多様化し、制度の狭間問題や一つの機関では支援できない複合多問題など、多くの課題が生じています。

さらに、介護保険制度等の社会保障制度が整い、制度・サービスが充実する一方、近隣住民や地域の支えあいで担ってきた部分が衰退し、ますます地域住民同士のつながりを希薄化させる状況が生じています。

図1のように、介護保険認定者の妻と二人暮らしの高齢者夫婦世帯の夫は、介護保険制度等により妻への介助・介護をサービス等で補えることも増えてきましたが、「いつまで運転して買い物や病院に行けるだろう。」「ゴミだしや庭の手入れが難しくなってきた。」「わしが倒れたら妻はどうなるのだろう。」など、暮らし・生活への不安が解消されたわけではありません。「専門職が関わっているから大丈夫」ではなく、お互いに気にかけていながら、潜在している暮らし・生活課題を引き出し、住民や専門職などの多様な主体で支えあうことが求められています。

また、近年多発している局地的豪雨による水害や、いつ起こってもおかしくない大規模地震・風水害への備えとしての地域における減災への取り組みは、住民全般の共通の課題となっています。

(図1)



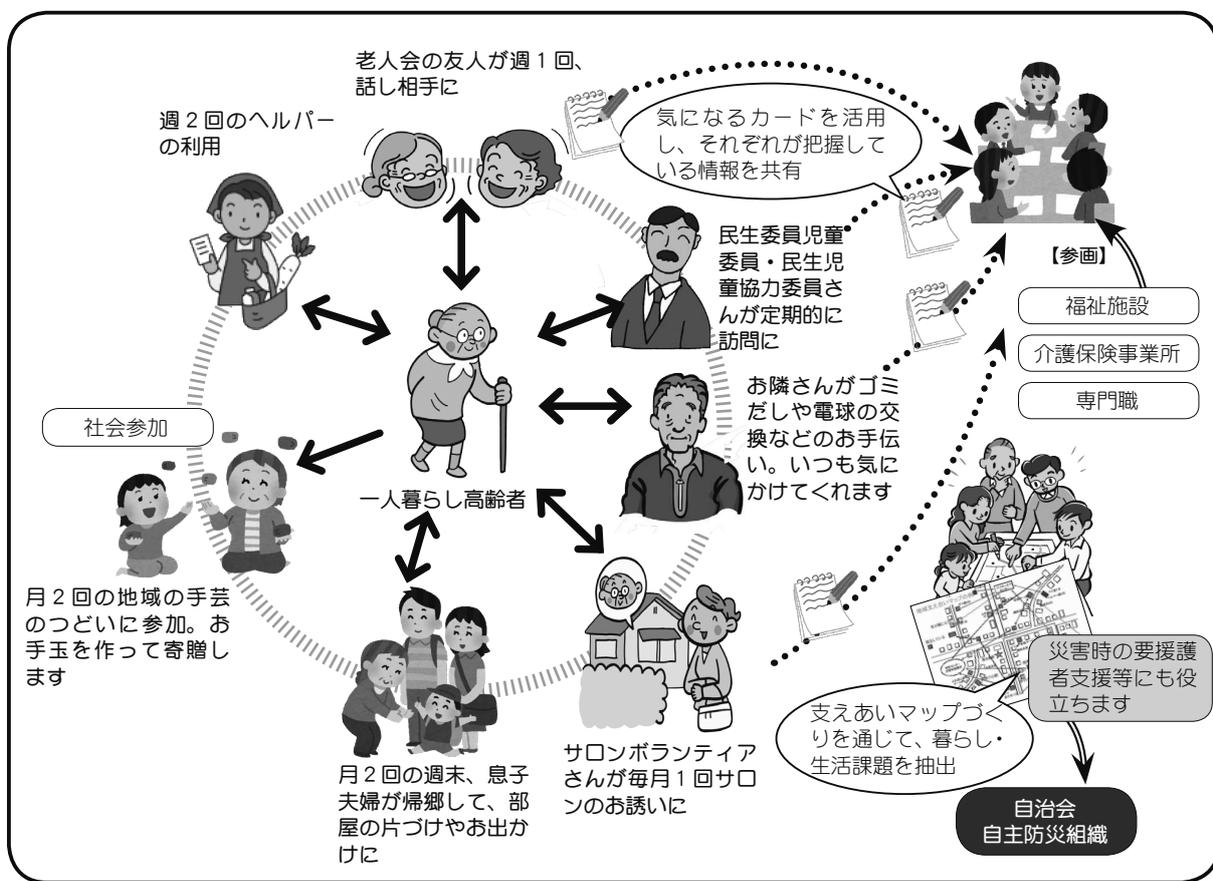
《推進の方向性》

住民同士がお互いさまのところでつながり、<sup>※3</sup>「支えあい」を育み、活かすための暮らし・生活を支える仕組み「支えあい活動」を進めます。

「支えあい活動」とは、身近な暮らしのエリアで多様な主体が支えながら、ご本人の思いを実現したり、地域社会に参加することができる活動です。図2のように、住民・専門職がともに暮らしづらさを抱えた気になる方に関わりながら、社協や行政、市民協議会や広域で活動するボランティア団体等と協働で支えます。

三木市社協では、支えあい活動の基盤づくりとして<sup>※4</sup>ふれあいサロン活動を推進してきました。各地域においてサロン設置が進んでいますが、多くのサロンがつながりづくりの場に留まっているのが現状です。つながりづくりの場から、お互いに気にかかけ合い・みまもり合う関係性を育む場へと発展し、支えあい活動が生まれるよう推進強化していきます。

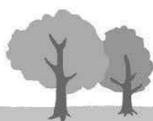
(図2) 多様な主体が協働で取り組む支えあい活動のイメージ



用語説明

※3 「支えあい」

本計画における「支えあい」は、支える側から支えられる側の一方通行の支援ではなく、誰もが支える側・支えられる側になるという意味で使用しています。暮らしづらさを抱えている方（当事者）も役割ある地域の一員であることを前提に、住民一人ひとりが互いに自律的な行動を促すための関わりや支援が必要であるという考え方が込められています。



## 基本目標 1 信頼の絆により「地域力」を高める

## 方針 1 支えあい活動の推進

## 取組 (1) 互いの顔が見えるエリアにおけるふれあいサロンの開設

地域で互いに支えあう関係を築くためには、まずは住民同士が知り合ってつながることが必要です。市内では、地域の交流・つながりづくりの場の一つとして「ふれあいサロン」の開設が進められています。お茶を飲みながらおしゃべりしたり、手芸やゲームなどを楽しみなど、「仲間づくり」「居場所づくり」「生きがいづくり」のための活動が展開されています。互いの顔が見えるエリアにおける住民同士による支え合い活動の基盤づくりとして、地域で孤立しがちな暮らし・生活課題を抱えた気になる方を意識しながら、そのような方の定期的な見守りの機会としたふれあいサロンの開設を推進します。

## 《主な事業・取組》

| 事業名または取り組み名          | 主 体              |
|----------------------|------------------|
| ふれあいサロン活動の支援         | 三木市社会福祉協議会       |
| ふれあい会食会活動補助金事業       | 三木市社会福祉協議会       |
| 身近で気軽に楽しめる「つどい」の場づくり | 三木市（市民協働課）       |
| 地域ふれあいサロンへの支援        | 三木市（市民協働課）       |
| 地域での居場所づくり           | 三木市（市民協働課・障害福祉課） |

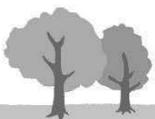
## 《目標値》

| 指 標        | 現 在  | 平成33年 |
|------------|------|-------|
| ふれあいサロン開設数 | 85カ所 | 150カ所 |

## 用語説明

## ※4 「ふれあいサロン」

ふれあいサロンとは、閉じこもりを防ぎ、住民相互のつながりづくりをねらいとした身近な居場所のことを言います。高齢者・障がい者・子育て中の親と子など、地域で孤立しがちな方が気軽に参加できる開かれた場として、地域住民が自主的に運営しています。



基本目標 1 信頼の絆により「地域力」を高める

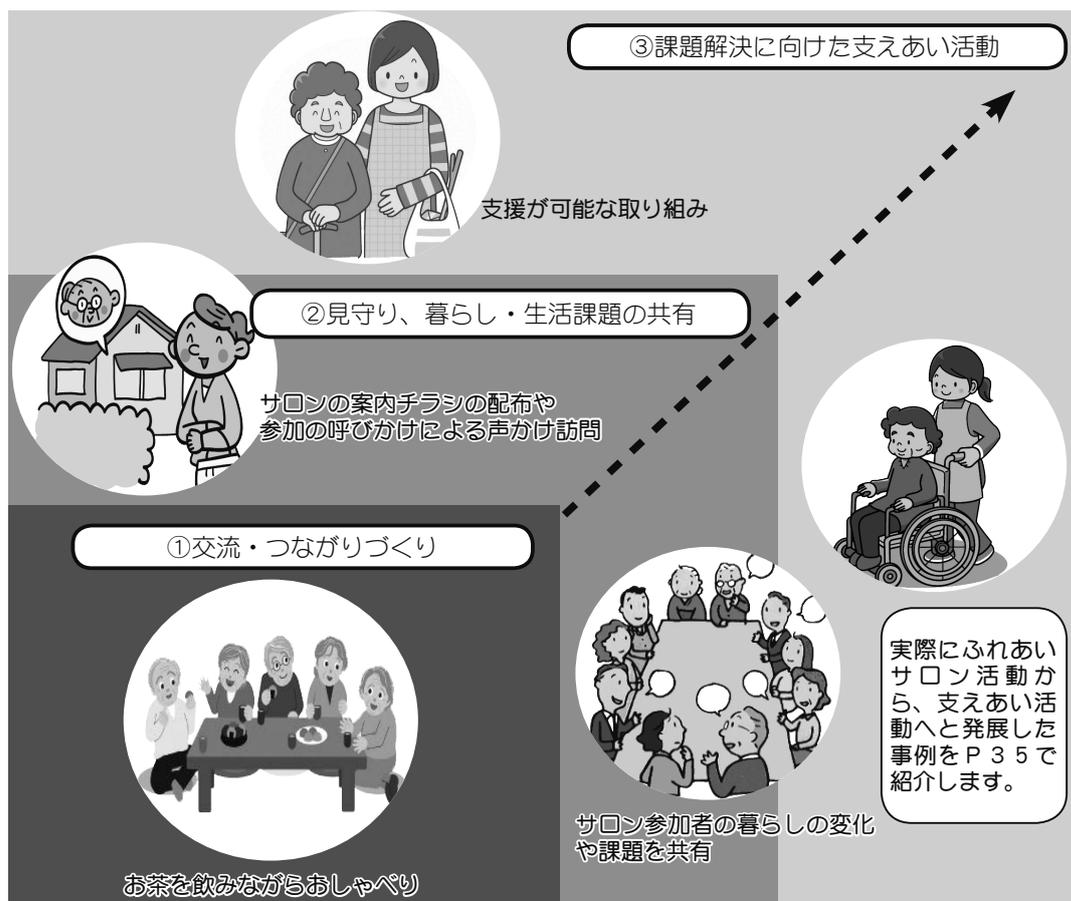
方針 1 支えあい活動の推進

取組 (2) ふれあいサロンから支えあう関係づくり

支えあい活動は特別なことではなく、人と人とのかかわりの延長線上にあるもので、これまでの暮らしの中で培ってきた経験や知識を活かした活動であるといえます。日頃の地域住民との交流に、暮らし・生活課題の解決に向けた取り組みの視点が加わることで、支えあい活動へと発展します。

図3のように、サロンへの参加を通じて育まれる仲間意識の延長において、一人暮らしなどで支えが必要になると思われる方を気かけたり、日常生活のちょっとした困りごとをできる範囲で手助けができる関係づくりを進めます。

(図3) ふれあいサロン活動を基盤とした取り組みのイメージ



### 実践事例① 「サロン参加者も地域で役割を発揮」

ボランティアグループ「G o ・ 5」（青山5丁目）が運営しているふれあいサロンでは、参加者である高齢者を“お客さん”ではなく、“役割ある地域の一員”として活躍できる場面づくりを積極的に行っています。

支えられる側・見守られる側と思われるがちな参加者ですが、参加者同士でお互いに気にかけて合ったり、地域の子どもの見まもったりと、地域の支えあいの活動の担い手の一人となっています。また、役割発揮することで、自律的な行動を促すきっかけにもつながります。



地域行事（ハロウィンパーティ）でサロン参加者が運営サポートを行なっている様子

### 実践事例② 「サロン活動から生活支援活動への展開」

認知症地域支えあいグループ「みどりほっとクラブ」は、認知症のご本人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりをめざして活動展開しています。悩みや不安を抱えたご本人とご家族が安心して過ごすことができる認知症サロン「ぐりーんカフェ」の開設しています。

サロン参加者の暮らし・生活の困りごとに寄り添う中で、通院の付き添いや見まもり等の生活支援活動も展開しています。

サロンでの茶話の中で参加者の暮らし・生活の困りごとを把握したり、関わりの中で体調や暮らしぶりの変化に気づくことで、暮らしづらさの解決に向けた支えあい活動の創出につながります。



通院時の付き添い・見守り活動の様子

#### 《主な事業・取組》

| 事業名または取り組み名                   | 主 体                             |
|-------------------------------|---------------------------------|
| ふれあいサロン活動運営者の研修会の開催           | 三木市社会福祉協議会                      |
| 地域での「見守り・声かけ・話し合い・助け合い」活動への支援 | 三木市（市民協働課・福祉課・介護保険課・地域包括支援センター） |
| 隣近所での見守りの推進                   | 三木市（福祉課）                        |



基本目標 1 信頼の絆により「地域力」を高める

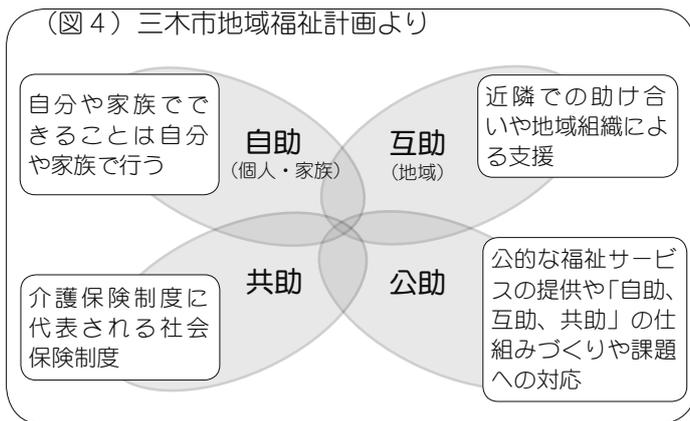
方針 1 支えあい活動の推進

取組 (3) 互助・共助による支えあい活動の推進

日頃のつながりにおける住民同士の支えあいでは、解決することが難しい暮らし・生活の課題もあります。市内では、行政や社協、NPO法人等が実施する日常生活支援を目的とした活動（事業）が展開されています。

三木市地域福祉計画では、「共助」の見直しについての認識の共有を図り、「互助」の概念を導入することとしています（図4）。このように、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の主体を役割分担していく動きがありますが、第3次地域福祉活動計画では、「互助」・「共助」を近隣での助け合いや地域組織による支援を概念とし、支えあい活動を推進します（図5）。

（図4）三木市地域福祉計画より

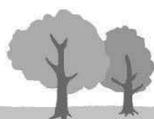


（図5）地域福祉活動計画の自助・互助・共助・公助の考え方



《主な事業・取組》

| 事業名または取り組み名        | 主 体                      |
|--------------------|--------------------------|
| 高齢者ファミリーサポートセンター   | 三木市<br>(事業受託) 三木市社会福祉協議会 |
| 子育てファミリーサポートセンター   | 三木市<br>(事業受託) 三木市社会福祉協議会 |
| 高齢者ボランティアポイント事業    | 三木市<br>(事業受託) 三木市社会福祉協議会 |
| 三木市福祉有償運送サービス事業    | 三木市社会福祉協議会               |
| 移送困難者に対する移送サービスの充実 | 三木市 (福祉課・障害福祉課・介護保険課)    |
| 市民互助型の高齢者を支える活動    | 三木市 (介護保険課)              |
| 見守り・家事支援活動         | 市内NPO法人                  |



基本目標 1 信頼の絆により「地域力」を高める

方針 1 支えあい活動の推進

取組 (4) 気になるカード・支えあいマップの推進

さまざまな理由により、ふれあいサロン等の居場所に来られない人、孤立しがちな人がいます。そうした人々を住民同士で気にかけて、見守り合うための手段である「気になるカード」や「支えあいマップ」を推進し、日常の暮らしの中での住民同士の支えあい活動とともに、災害時における要援護者支援体制づくりに活用していきます。

《主な事業・取組》

| 事業名または取り組み名      | 主 体               |
|------------------|-------------------|
| 気になるカードの取り組み推進   | 三木市社会福祉協議会        |
| 支えあいマップづくりの推進    | 三木市社会福祉協議会        |
| 災害時要援護者個別支援計画の策定 | 三木市<br>三木市社会福祉協議会 |

《目標値》

| 指 標           | 現 在 | 平成33年 |
|---------------|-----|-------|
| 支えあいマップづくりの推進 | 5地区 | 10地区  |

用語説明

※5 「気になるカード」

気になるカードは、活動者が把握した暮らしづらさを抱えた気になる人の状況・状態をカードに記して社協へ提出する、活動者と社協が情報を共有する手段の一つです。情報共有していた方に支援が必要になった場合、さまざまな社会資源と連携し、暮らし・生活課題の解決に向けた迅速な対応を考えます。

用語説明

※6 「支えあいマップ」

寝たきりや一人暮らし高齢者等の要援護者に周囲の誰がどのように関わっているかを地図上に示し可視化することで、暮らし・生活課題を抽出し、住民同士の支えあい活動を生み出すきっかけとなるマップのこと。日常の暮らしの中での支えあいはもちろん、災害時の要援護者支援等にも活用することができます。



支えあいマップの例



地域防災訓練で支えあいマップを作成している様子



## 基本目標 1 信頼の絆により「地域力」を高める

## 方針 2 地区支えあい活動計画づくり

## 《現状と課題》

さまざまな社会経済情勢の変化の中、地方分権が盛んにいわれるようになり、新たな地方自治のあり方が問われています。

地方自治には、地域の住民自らが自らの地域のことを考え、自らの手で治めていこうという『住民自治』と、地方公共団体が自主性や自立性を持って、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていこうという『団体自治』の二つの自治があります。先に述べたように、公的なサービスだけでは解決が難しいさまざまな課題がある今、その課題解決に向けて住民の自治力を高め、一人ひとりが主体的に活動に参加・参画することが求められています。

## 《推進の方向性》

住民のみなさんがお住いの地域において、身近な暮らし・生活課題を話し合い、その解決に向けた取り組みを進めるための計画「地区支えあい活動計画」を策定し、住民が望む福祉のまちづくりの実現を目指します。

福祉のまちづくりを実現するためには、住民一人ひとりが自分の力を発揮するとともに、同じ目標に向かって力を合わせることが必要となります。支えあい活動計画は、自分たちの暮らす地域が目指す姿を共有し、活動の指針となるための行動計画であり、住民自治を進めるにあたって大きな意義があります。

市内には、10世帯未満の農村部の自治会から500世帯を超えるオールドニュータウンまで、画一的ではない地域の実情があります。地域によって活動のあり方や発展過程がさまざまであることから、<sup>※7</sup>市民協議会ごとに計画を策定し、実践していきます。

## 用語説明

※7  
「市民協議会」

「地域の発展のために地域住民が主体的・継続的に活動する」組織のことであり、次のような特性があります。

- ①地域のさまざまな課題の解決や活力のあるまちづくりに向けて地域住民が主体的に取り組む。
- ②区長会、各種団体、事業所、学校及び地域に根付くNPO、ボランティアなどから構成される。
- ③市と協力や連携をして調査研究、ワークショップなどに継続的に取り組み、地域のまちづくりに活かす。

(設立に向けた三木市の地域説明会資料「いっしょにめざそう！私たちのまちづくり(案)～市民協議会を提案します～」より抜粋)



## 基本目標 1 信頼の絆により「地域力」を高める

## 方針 2 地区支えあい活動計画づくり

## 取組 (1) 地区支えあい活動計画の策定

「地区支えあい活動計画」とは、住民のみなさんがお住いの地域（地区）で身近な暮らし・生活課題を話し合い、住民自身が望む理想的な福祉のまちづくりを実現するために、できることから取組みを進めるための行動計画です。

計画は住民にとって身近な地域で策定することにより、①地域の生活・暮らしの課題が把握しやすい ②課題に対して関心が共有しやすい ③住民による支えあい活動が展開しやすい ④地域の特性を生かした取組みができる という長所があります。

地区支えあい活動計画は、地区ごとに策定し、住民が主体的に身近な活動に取り組んでいくことができるよう、次のような手順で策定していきます。

## 地区支えあい活動計画づくりの進め方

## [1] 自分たちが暮らす地域（地区）の現状や課題を見つめましょう。

実際に地域を歩き、地域の状況を把握する調査活動などを通じて、互いに学び、実感・共感する福祉学習や、当事者や住民の声をできるだけ反映させることを目的としたアンケートやヒアリングなどを行い、多様な住民層の関心や参画を促しながら、地域の現状や住民が抱える暮らし・生活の課題を整理します。

## [2] 「10年後の地域が〇〇〇〇だったらいいな」という夢を描きましょう

自治会や民生委員児童委員等の地域福祉を推進するキーパーソンや既存組織のみならず、当事者やボランティアを含めた住民の幅広い参画を促し、計画づくりを進めます。多数派の意見のみではなく、ひとりの当事者が抱える想い、暮らし・生活課題を中心に、10年後の地域がこうあって欲しいという理想的なまちづくりを地域全体で共有します。

## [3] 描いた夢を実現するためのアクション（行動）を考えましょう

理想的なまちづくりの実現に向けて、住民自らが身近にできる取組みについて話し合います。計画の策定を進める中で見えてきた暮らし・生活課題は、地域だけで解決することは難しいこともあるかもしれません。課題解決に向けた対応は行政や専門職との連携も視野に入れて検討しましょう。また、必要に応じて行政が策定する「地域福祉計画」や社協が策定する「地域福祉活動計画」等へ反映されるよう働きかけ、サービスや施策の開発や改善につなげる「住民主導による行政等との協働のまちづくり」を展開することも大切です。

## 《主な事業・取組》

| 事業名または取組み名       | 主 体        |
|------------------|------------|
| 地区支えあい活動計画づくりの推進 | 三木市社会福祉協議会 |

## 《目標値》

| 指 標           | 現 在 | 平成33年 |
|---------------|-----|-------|
| 地区支えあい活動計画の策定 | 0地区 | 10地区  |



## 基本目標 1 信頼の絆により「地域力」を高める

## 方針 2 地区支えあい活動計画づくり

## 取組 (2) 計画の進行管理と評価の仕組みづくり

地区支えあい活動計画の実効性を高め、円滑な実施を図るためには、適切に進行を管理する体制と評価のしくみが必要となります。

地域の課題解決に向けた取り組みの進捗状況や達成度を図り、必要に応じて見直し等を行ない、常によりよい取り組みを推進するしくみ「P D C Aサイクル」を導入することで、住民一人ひとりが計画を進める主役として、「自分たちが暮らす地域を自分たちでよくすること」を目指した計画を策定・実行していきます。

また、各地区で策定・実施される計画において見えてきた共通の課題等については、「支えあい活動計画評価委員会」を設置し、その課題解決に向けて全市レベルで検討を進めます。

## 用語説明

## ※8 「P D C Aサイクル」

## ■ Plan (計画)

理想的な福祉のまちづくりの姿を描き、そのために何ができるかを考え、計画化します。

## ■ Do (実行)

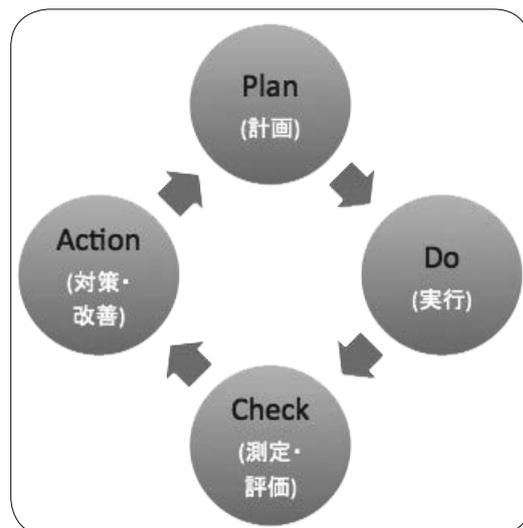
住民同士で理想を共有し、さまざまな主体と連携しながら実際の活動へとつなげます。

## ■ Check (測定・評価)

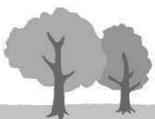
活動を客観的に見て評価を行い、新たな気づきを得ます。

## ■ Action (対策・改善)

より活動を充実させるための改善を行い、その改善を次の計画へと反映させます。



P D C Aサイクルのプロセスイメージ



基本目標 1 信頼の絆により「地域力」を高める

方針 3 住民による支えあい活動拠点づくり

《現状と課題》

活動を進めるうえで、拠点（場）は必要不可欠です。三木市では、各自治会の拠点建設・改築に対して補助金が交付される仕組みがあり、201自治会のうち176自治会で集会所が開設されています。しかし、地区によっては地区全体の集会所（自治会館）はあるが、自治会ごとの集会所は少ない場合があります。

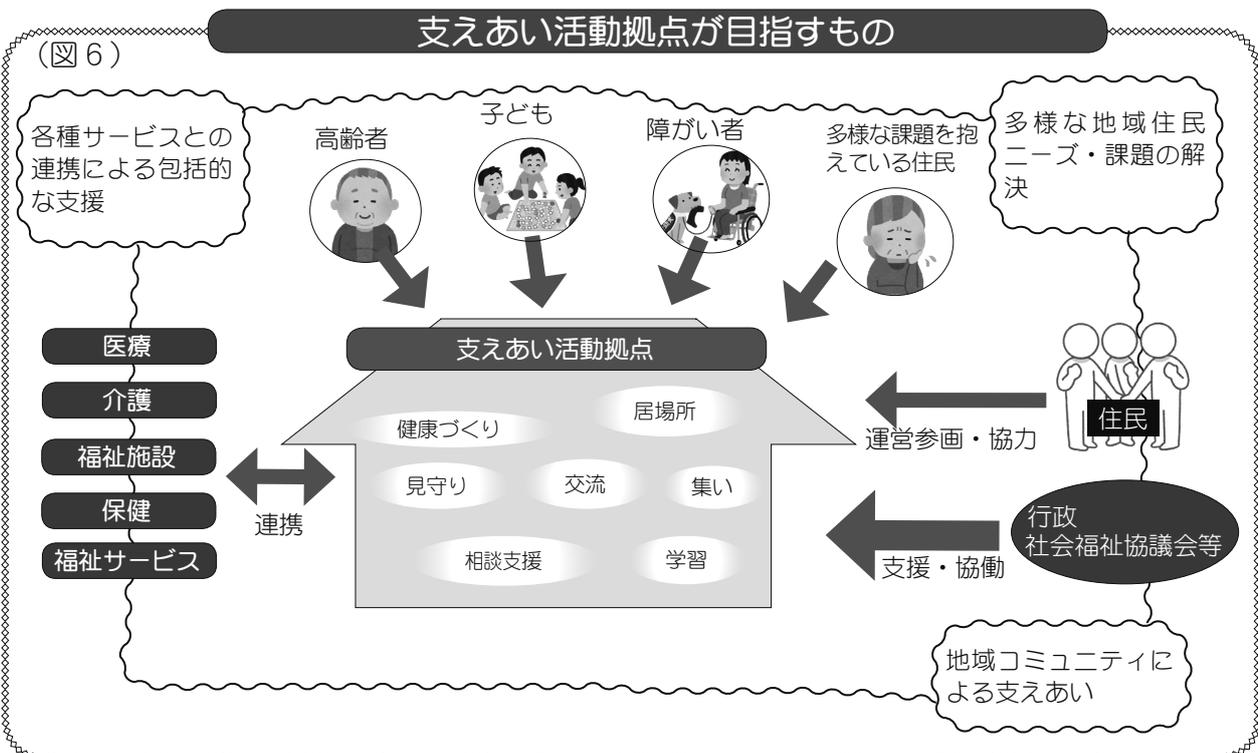
住民同士がつながり、支えあう関係性を育むためには、お互いの顔が見える身近な暮らしのエリア（自治会、隣保・組など）に拠点・場があることが重要です。住民による支えあいの活動が豊かに展開されるよう、新たな拠点を生み出したり、既存の拠点を活かすことが求められています。

《推進の方向性》

住民のみなさんがいつでも気軽に集まり、主体的に支えあい活動を進めることができるよう、さまざまな機能・役割をもつ身近な拠点づくりを進めます。

拠点（場）は、地域づくりの主体である住民が、地域活動や社会活動へ参画する機会や、自己実現・生きがいづくりの機会をもたらします。

こうした役割をもつ場（拠点）が、顔が見える身近な暮らしのエリアの中に豊かにつくられ、相互につながることで地域の中に支え合う関係性が生まれます。そして、支え合う地域づくりに必要な拠点の役割・機能を住民自らが考え、あらゆる活動・サービスに住民が参画していくことを目指します。（図6）



基本目標 1 信頼の絆により「地域力」を高める

方針 3 住民による支えあい活動拠点づくり

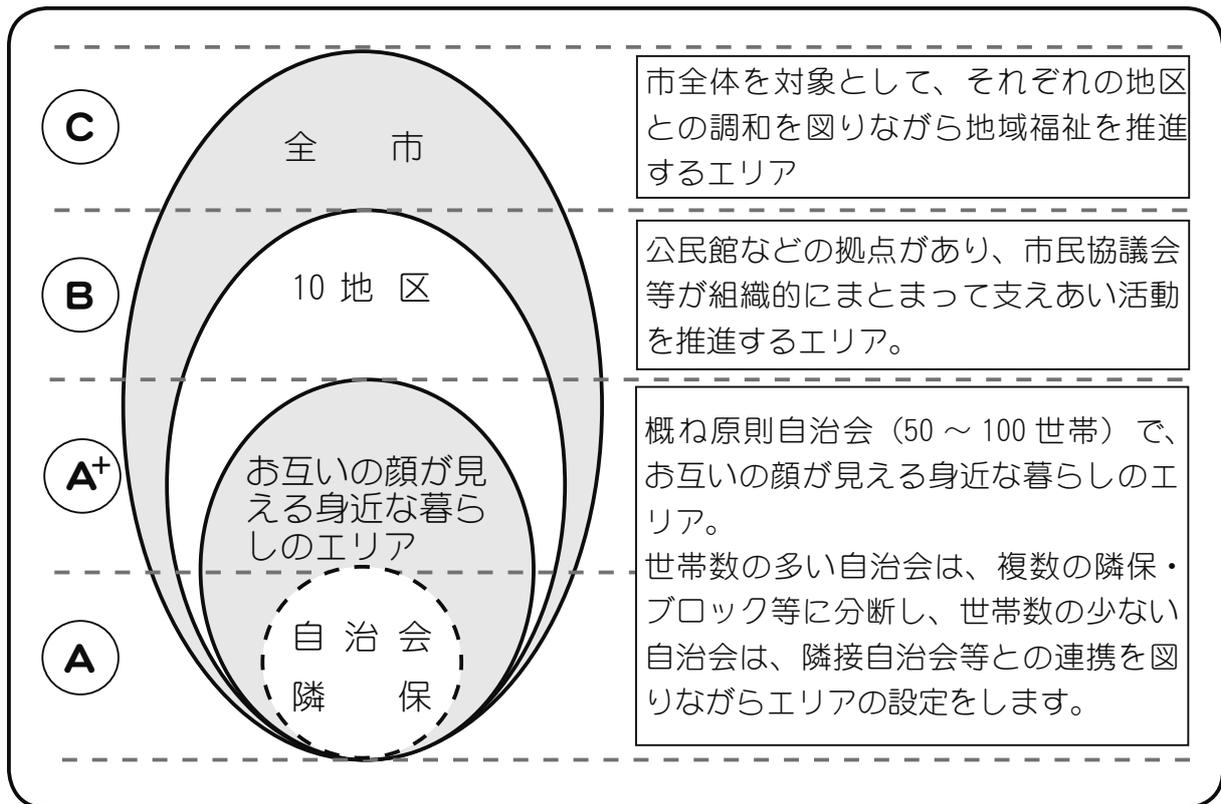
取組 (1) 支えあい活動エリアでの拠点づくり

活動に主体的に参加・参画しようとする行動は、住民同士が知り合ってつながることから始まります。そのためには、住民の交流や居場所づくりを目的に活用できる拠点づくりから始めることは重要です。

住民同士がつながり、顔が見える身近な暮らしのエリアはどのくらいでしょうか。地域によって住民自治組織のあり方が違うので一概には言えませんが、小学校区では広く、せいぜい自治会、大きい自治会ならいくつかの組・班ぐらいです。目安ですが、住民同士で日常的に支え合いができるエリアは概ね50～100世帯ぐらいまでと考えます。(図7)

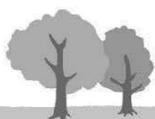
原則自治会(概ね50～100世帯)を支えあい活動エリアとし、拠点づくりを進めるにあたり、エリアの範囲を考え、自治会の集会所をはじめ空き家などの拠点になる資源を把握することからはじめましょう。

(図7) 支えあい活動エリアの考え方



《主な事業・取組》

| 事業名または取り組み名      | 主体         |
|------------------|------------|
| 支えあい活動エリアでの拠点づくり | 三木市社会福祉協議会 |
| 市民が気軽に集える交流広場づくり | 三木市(市民協働課) |

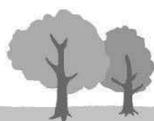


基本目標 1 信頼の絆により「地域力」を高める

方針 3 住民による支えあい活動拠点づくり

取組 (2) 支えあい活動拠点を豊かにする人・組織づくり

住民同士が知り合い、つながることで互いに気にかけて関係が生まれ、暮らし・生活課題に気づいたり共感したりする機会が生まれます。芽生えた「気づき」と「共感」で互いに結びつきながら、課題解決に向けた具体的な支えあい活動を起こします。このような活動に住民が主体的に参加・参画するためには、支えあい活動拠点を豊かにする人づくりと組織づくりが必要です。



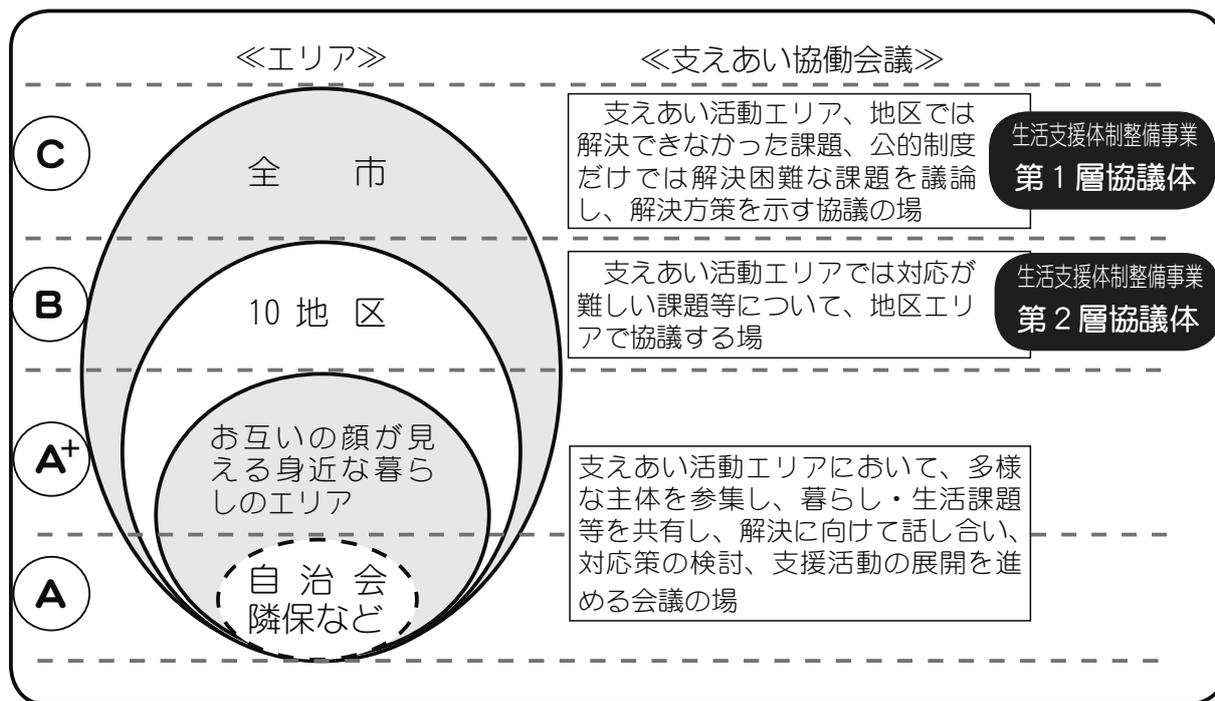
**基本目標 1 信頼の絆により「地域力」を高める**  
**方針 3 住民による支えあい活動拠点づくり**  
**取組 (3) 支えあい協働会議の開催**

住民による支えあい活動だけでは支えることが難しい暮らし・生活課題には、地域のさまざまな団体活動や地域を超えた多様なボランティア団体、福祉専門職、社協、行政等との連携・協働による対応が必要です。多様な主体を呼び込み、課題等を共有し、解決に向けて話し合い、対応策を考え、支援活動を展開する「支えあい協働会議」を開催しましょう。

図8が示すエリア規模別の3つ（A～C）の「支えあい協働会議」は、官民協働の重層的な協議の場です。

また、市と連携し、国が示す生活支援体制整備事業<sup>※9</sup>の協議体の対象エリア構造と重ね、地区エリアで協議する場を第2層協議体、全市エリアで協議する場を第1層協議体とし、既存する組織や支えあいや交流を分断しないエリアを活かしながら、支えあい活動の推進体制を整えることも重要です。

（図8）支えあい協働会議と協議体対象エリアの考え方

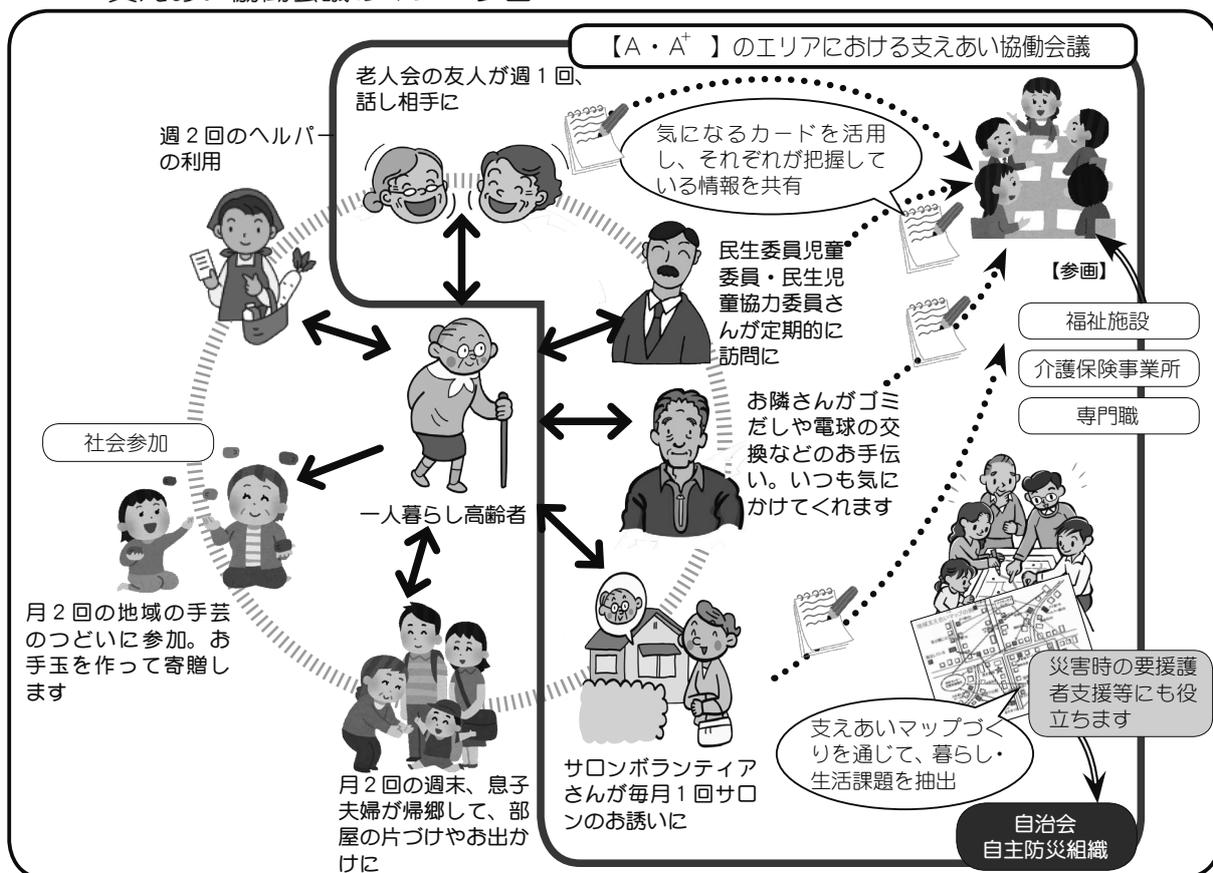


**用語説明** <sup>※9</sup> **「生活支援体制整備事業」**

元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、民間企業などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築するなど、地域の支えあい体制づくりを推進する事業のこと。



支えあい協働会議のイメージ図



《主な事業・取組》

| 事業名または取り組み名                    | 主 体                  |
|--------------------------------|----------------------|
| 支えあい協働会議の推進                    | 三木市社会福祉協議会           |
| 生活支援体制整備事業を展開する生活支援コーディネーターの配置 | 三木市社会福祉協議会           |
| ボランティア・市民活動者の連携による在宅生活支援体制の整備  | 三木市（福祉課）             |
| 生活支援体制整備事業                     | 三木市（市民協働課・福祉課・介護保険課） |

《目標値》

| 指 標            | 現 在 | 平成33年 |
|----------------|-----|-------|
| 支えあい協働会議の開催地区数 | 0地区 | 10地区  |

用語説明 ※10 「協議体」

協議体とは、地域住民や地域団体を基盤としつつ、地域社会と関係するボランティア団体、施設、企業などの多様な組織や人の参加による「組織」形態ではなく「話し合いの場」のこと。



基本目標 2 市民主体の「福祉力」を高める

方針 1 権利擁護と自立生活を支援する仕組み

《現状と課題》

三木市社協が実施する「権利擁護」の取組みとして、「日常生活自立支援事業（県社協受託）」と「三木市成年後見支援センター事業（市受託）」があります。（図9）

日常生活自立支援事業も成年後見制度も高齢や障がいのため、自身の判断能力が低下した人の財産の管理や生活上の契約等を支援するものです。

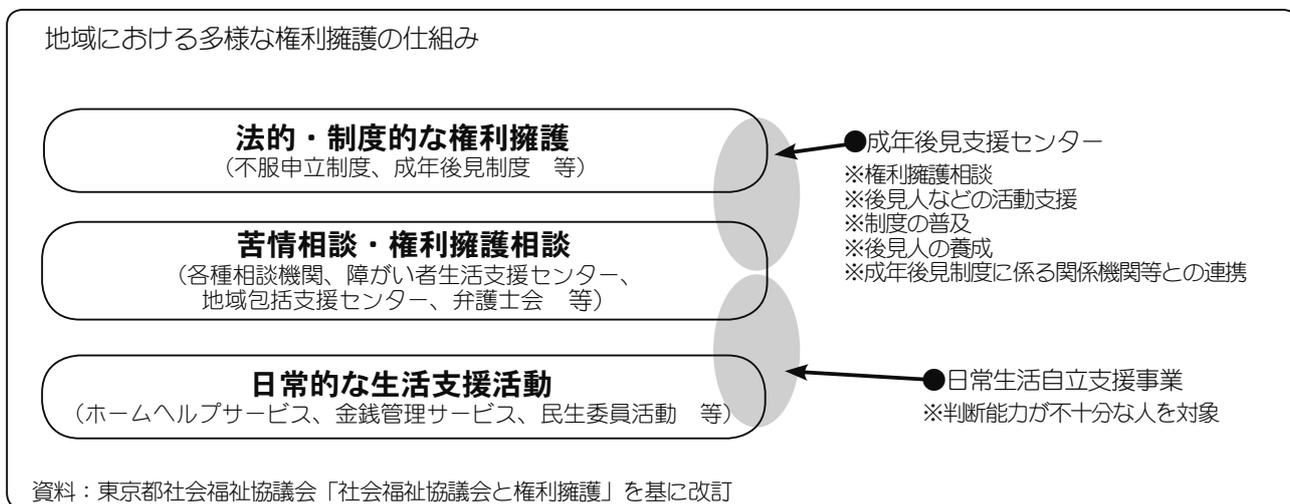
核家族化の進行、高齢者のみの世帯、ひとり暮らし世帯が増加する中、将来、認知症などで自分の金銭の管理や身の回りのことができなくなった時への不安を持つ高齢者や、親なき後、障がいのある我が子の生活はどうなるのか、という親からの相談が寄せられています。

全国的にも、制度を利用する人数は年々増加し、直近3年間は年間約3万4千件の申立てがある状況が続いています。この状況に対し、支援の必要な人を支える「後見人」の人材育成と確保が大きな課題といえます。

平成12年の制度開始時から、本人の親族または弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門家が主に後見人を担ってきました。しかし、毎年、成年後見の申立てが増加する中、高齢・障害分野の関係各法において市民後見人養成、法人後見事業などの取組みが進められており、三木市社協に対し、社会福祉法人という組織の継続性や信頼性から「法人後見人」としての期待が寄せられています。

（図9）

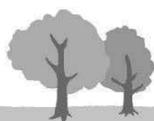
《権利擁護の3つのレベルと日常生活自立支援事業、成年後見支援センター事業》



《推進の方向性》

権利擁護は、「虐待防止事業」「成年後見制度」「日常生活自立支援事業」の3つのしくみが大きな柱となっていますが、三木市社協として「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業」に取り組んでいきます。

また、日常生活自立支援事業の充実と、成年後見制度利用支援により、必要な時に必要な制度や事業が利用できるよう権利擁護支援の普及啓発と市民の参加による「法人後見事業」に取り組むことで権利擁護の推進をしていきます。



**用語説明**※11  
**「権利擁護」**

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁することです。

**用語説明**※12  
**「日常生活自立支援事業」**

介護保険などの福祉サービスを利用するには、自分で福祉サービスを選び、契約しなければいけません。しかし、判断能力に不安があるために、上手に福祉サービスを選ぶことができなったり、利用料がきちんと支払えないことがあります。

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）とは、そのような方々が自分で福祉サービスを選び、利用しながら安心して地域で暮らせるように、社会福祉協議会が「福祉サービスの利用を援助する」ための事業です。

**用語説明**※13  
**「成年後見制度」**

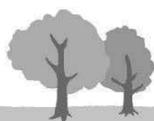
認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったり、人間として尊厳がそこなわれたりすることのないように、主に法律面で支援する制度です。

**用語説明**※14  
**「市民後見人」**

一般市民による成年後見人。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった人に親族がない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

**用語説明**※15  
**「法人後見事業」**

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力の不十分な人の保護・支援を行うことを言います。



基本目標 2 市民主体の「福祉力」を高める

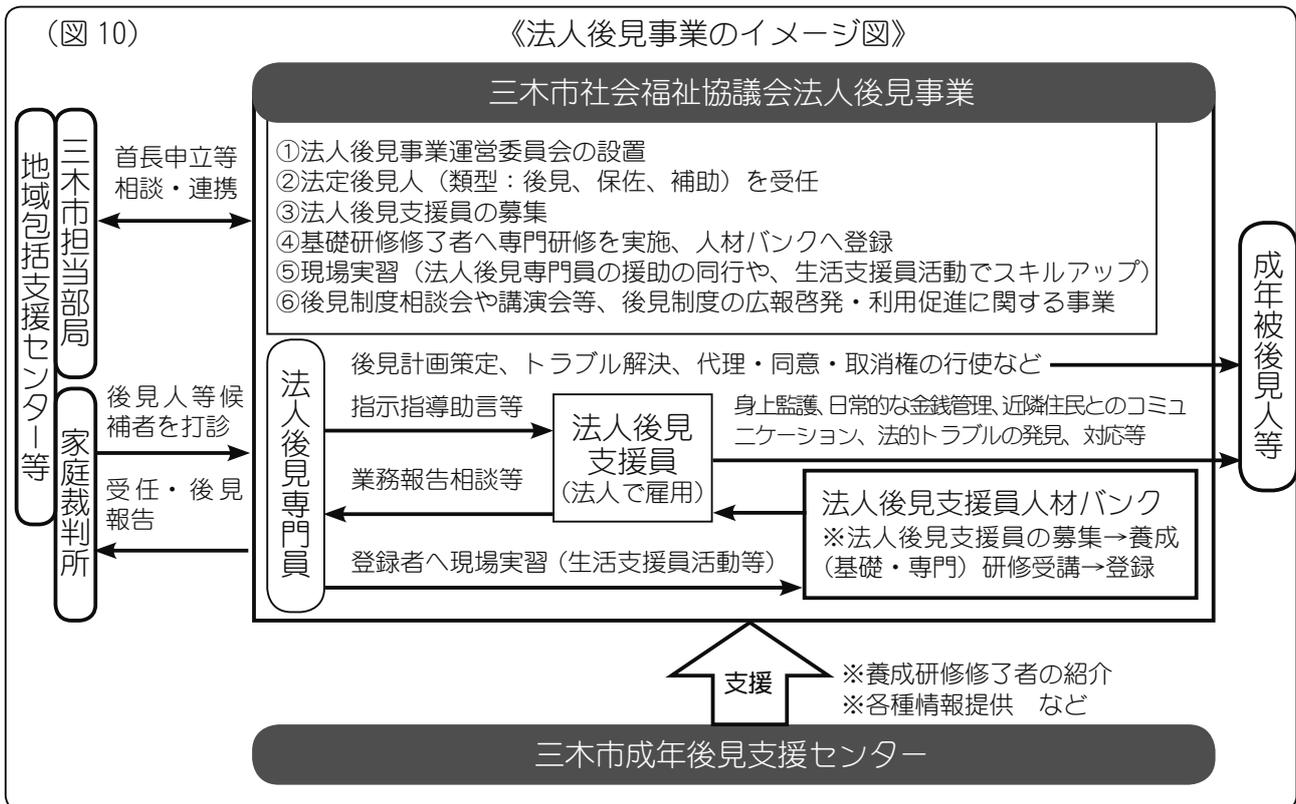
方針 1 権利擁護と自立生活を支援する仕組み

取組 (1) 法人後見事業の実施

幅広く市民から参加を得て支援者を養成し、市民の参加による法人後見事業を進めます。また、福祉・法律の関係機関の協力による準備委員会を設置し法人後見事業（図10）の開始を目指します。

（図10）

《法人後見事業のイメージ図》

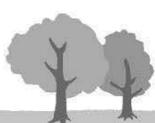


《主な事業・取組》

| 事業名または取り組み名 | 主体         |
|-------------|------------|
| 法人後見事業      | 三木市社会福祉協議会 |

《目標値》

| 指標            | 現在  | 平成33年度   |
|---------------|-----|----------|
| 法人後見事業の開始     | 未実施 | 30年度事業開始 |
| 法人後見支援員の育成・雇用 | 0人  | 10人      |



## 基本目標 2 市民主体の「福祉力」を高める

## 方針 1 権利擁護と自立生活を支援する仕組み

## 取組 (2) 市民参加による権利擁護支援の普及啓発・利用促進

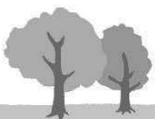
権利擁護を啓発していくために、市民後見人養成研修等を開催することで市民の専門性を高め、判断能力が低下して困っている方の生活を支えられる市民を増やしていきます。また、養成研修等により育成した市民の協力で権利擁護支援の普及啓発を進めます。

## 《主な事業・取組》

| 事業名または取組み名      | 主 体                            |
|-----------------|--------------------------------|
| 三木市成年後見支援センター事業 | 三木市（介護保険課）<br>（事業受託）三木市社会福祉協議会 |
| 日常生活自立支援事業      | 兵庫県社会福祉協議会<br>（事業受託）三木市社会福祉協議会 |

## 《目標値》

| 指 標              | 現 在 | 平成33年度 |
|------------------|-----|--------|
| 市民後見人の養成         | 0人  | 20人    |
| 法人後見支援員フォローアップ研修 | 0回  | 年2回    |
| 成年後見人等交流会        | 年1回 | 年6回    |
| 権利擁護に関する出前住民学習   | 年4回 | 年20回   |



**基本目標 2 市民主体の「福祉力」を高める****方針 2 福祉サービスの利用につながる環境づくり****《現状と課題》**

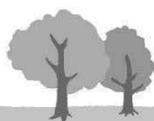
三木市内には、多くの事業所や団体があり、それぞれ連携を広げながら、様々な暮らし・生活課題を解決するための取組みや支援が行われています。しかし、課題は高齢化に伴うもの、障がいに関するもの、生活困窮、虐待、暴力など多問題化し、複合的に抱える世帯も少なくありません。複合多問題であるが故に「どこに相談へ行けばよいのか。」迷う相談者も多くおられます。三木市をはじめ、三木市社協等のサービス事業においても広報紙、啓発チラシ、パンフ等で啓発しているものの必要とするサービスの利用につながっていないケースも多く潜んでいると考えます。

また、当事者からのSOSがない、顕在化しにくい個別課題は、身近にいる地域住民の協力が必要です。地域で困っている人が福祉サービス等につながり、課題を解決していくためには、課題を抱えている本人、家族も含め、市民一人ひとりが福祉サービス等の内容や仕組みについて理解し、つなげあう「伝わる」環境づくりが必要と考えます。

48

**《推進の方向性》**

暮らし・生活課題を抱える人や世帯の身近なところにいる市民が、課題に気づき、福祉サービスにつながるパイプ役となり利用につながる環境づくりを進めていきます。



## 基本目標 2 市民主体の「福祉力」を高める

## 方針 2 福祉サービスの利用につながる環境づくり

## 取組 (1) 市民の福祉力を高めるための学ぶ機会づくり

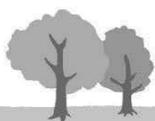
市民に教室や講座・勉強会など学ぶ機会を設け、子育てや高齢者等を支援するさまざまな福祉サービス事業や権利擁護などについて、市民を対象とした学ぶ機会を設けることにより、福祉力を培う人づくりをしていきます。

## 《主な事業・取組》

| 事業名または取り組み名                      | 主 体                             |
|----------------------------------|---------------------------------|
| 地域介護教室                           | 三木市（介護保険課）<br>（事業受託）三木市社会福祉協議会  |
| 家族介護教室                           | 三木市（介護保険課）<br>（事業受託）三木市社会福祉協議会  |
| 市民向け成年後見制度説明会<br>市民のための成年後見制度研修会 | 三木市（介護保険課）<br>（事業受託）三木市社会福祉協議会  |
| 障害福祉サービス勉強会                      | 三木市障害者総合支援センター<br>三木市社会福祉協議会    |
| 出前講座                             | 三木市<br>三木市社会福祉協議会               |
| 高齢者ファミリーサポートセンター登録者研修会           | 三木市（介護保険課）<br>（事業受託）三木市社会福祉協議会  |
| 子育てファミリーサポートセンター登録者研修会           | 三木市（子育て支援課）<br>（事業受託）三木市社会福祉協議会 |

## 《目標値》

| 指 標                              | 現 在  | 平成33年度 |
|----------------------------------|------|--------|
| 地域介護教室の開催                        | 年40回 | 年80回   |
| 家族介護教室の開催                        | 年7回  | 年7回    |
| 市民向け成年後見制度説明会<br>市民のための成年後見制度研修会 | 年12回 | 年18回   |
| 障害福祉サービス勉強会                      | 年2回  | 年4回    |
| 出前講座                             | 年4回  | 年6回    |
| 高齢者ファミリーサポートセンター登録者研修会           | 年3回  | 年6回    |
| 子育てファミリーサポートセンター登録者研修会           | 年4回  | 年8回    |



**基本目標 3 包括的な「ネットワーク力」を高める****方針 1 地域の人材をつなげ、連携を強める****《現状と課題》**

地域社会が抱える暮らし・生活課題は多様化・複雑化し、公的な福祉サービスのみでは生活・福祉課題に十分に対応することが困難になってきています。

一方で広い意味でまちづくり・地域づくりを担うボランティアな活動が活性化しています。これらボランティア活動の高まりは、生活様式や価値観などを背景としたまちづくりや福祉に対する人々の関心の高まりを受けています。

住民や地域で活動するボランティア活動団体・NPOなどの民間組織が、公的な福祉サービスの補完・代替としての役割のみで捉えられ、自発性や主体性を阻害されないか懸念されます。行政と民間双方の自立と責任を基盤にした対等な関係に基づく協働が今後の大きな課題です。

**《推進の方向性》**

地域住民が主体的に地域づくりに携わることは重要ですが、多様化・複雑化した暮らし・生活課題に対応するために、生きづらさを抱えた方やその家族を地域住民だけではなく、福祉専門職、団体・関係機関、行政などと協働し、ネットワークで解決するしくみづくりを進めます。



## 基本目標 3 包括的な「ネットワーク力」を高める

## 方針 1 地域の人材をつなげ、連携を強める

## 取組 (1) 多様な主体の協働による地域アセスメントの実施

暮らし・生活課題の解決に向け、地域全体の主体性が高まり、支えあう力が形成される過程や状態を「地域エンパワメント」といいます。地域エンパワメントで大切なのは、当事者一人ひとりの課題を出発点にすることと、地域住民や関係機関・団体等の「気づき」や「共感」をつなげることです。

「気づき」と「共感」を促す活動の1つに地域アセスメントがあります。地域アセスメントとは、地域をみて分析し、地域を把握することです。アセスメント項目として大きく「地域特性」「地域資源」「地域の暮らし・生活課題」という要素があげられます。

課題解決に向けた具体的な支えあい活動の展開において地域住民や関係機関・団体等の多様な主体が結びつきながら地域アセスメントを実施し、課題に対応する「過程」とそこで紡がれていく地域の「関係」づくりの力を高めます。

実施した地域アセスメントの分析を、地区支えあい活動計画づくりに活かします。

## 《主な事業・取組》

| 事業名または取組み名     | 主 体        |
|----------------|------------|
| 地区アセスメントの取組み   | 三木市社会福祉協議会 |
| 地域における福祉ニーズの把握 | 三木市（福祉課）   |

## 《目標値》

| 指 標         | 現 在 | 平成33年 |
|-------------|-----|-------|
| 地区アセスメントの実施 | 0地区 | 10地区  |



## 基本目標 3 包括的な「ネットワーク力」を高める

## 方針 1 地域の人材をつなげ、連携を強める

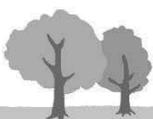
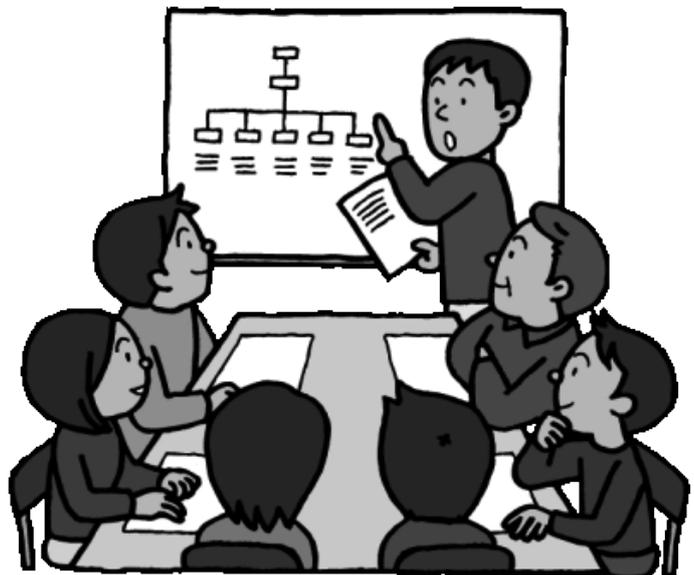
## 取組 (2) 暮らし・生活課題への「気づき」「共感」を促す機会づくり

お互いさまという視点をもち、地域から誰もが排除されない地域づくりを進めるには、個人の問題としてではなく、地域の課題としてとらえることが大切です。

行政や社協、関係専門機関等に相談で寄せられる暮らし・生活課題や公的な福祉サービス提供内容の分析を行い、地域福祉を取り巻く現状をデータ化し、民生委員・児童委員定例会をはじめ、支えあい協働会議などにおいて情報の共有を進めます。

## 《主な事業・取組》

| 事業名または取組み名                      | 主 体   |
|---------------------------------|---|
| 災害時要援護者調査（くらしあんしんシート）の実施と分析     | 三木市（福祉課）<br>三木市連合民生委員・児童委員協議会<br>三木市社会福祉協議会 |
| 要援護高齢者実態把握調査の実施と分析              | 三木市（介護保険課）<br>（事業受託）三木市社会福祉協議会              |
| 訪問介護・通所介護サービス利用状況調査の実施と分析       | 三木市（介護保険課）                                  |
| 福祉サービス利用者の「身の回りの動作」「生活行為」アセスメント | 三木市社会福祉協議会                                  |





《 資 料 》

- 1 ミニ地域カルテ
- 2 三木市地域福祉活動計画策定に関する要綱
- 3 三木市社協のあゆみと国の動き

## 数字で見る！



# 地区別地域カルテ

「地域カルテ」とは、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めるためには、まちづくりの主体となる住民自らが自分たちの暮らす地域を知ることが大切です。今、地域がどのような状況かの記録（カルテ）を作成することで地域の魅力や課題を見つめ直すことができます。

### グラフに表す項目等についての補足

#### 在宅要援護者状況 のグラフ

ここでの数字は、平成27年3月から三木市、民生委員・児童委員、社会福祉協議会が、災害時だけでなく日常の見守り活動にも利用できる「くらしあんしんシート」による訪問調査を行い本人の同意が得られた人の数字となっており実数とは異なります。

#### 地区内の生活支援者人材状況 のグラフ

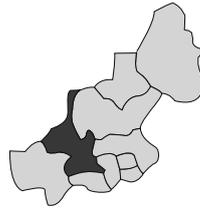
このグラフにおける人材は、地域の中で災害時をはじめ日常の見守りをはじめとする支援者となり得る方として、本会が把握する情報にてグラフ作成をしています。この方々のほかも地区内、自治会内に担っている方、担える方々については、地域の中で話し合ってみてください。

##### 《グラフにあげている人材の説明》

- 子育てファミサポ（協力会員）……………子育てを会員制の互助方式で支援していく仕組みに協力者として登録している方。
- 高齢者ボランティアポイント登録者…高齢者の介護予防を目的に、高齢者のボランティア活動を促進する仕組みに登録している方。
- 認知症サポーター……………認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする方。
- 高齢者ファミサポ（協力会員）……………高齢者の在宅生活を会員制の互助方式で支援していく仕組みに協力者として登録している方。
- 災害時要援護者支援者……………くらしあんしんシートの「災害時支援」欄に記載されている支援者。
- ふれあいサロン活動者……………高齢者、子育ての保護者等を対象とした地域の居場所（ふれあいサロン）を運営するボランティア。

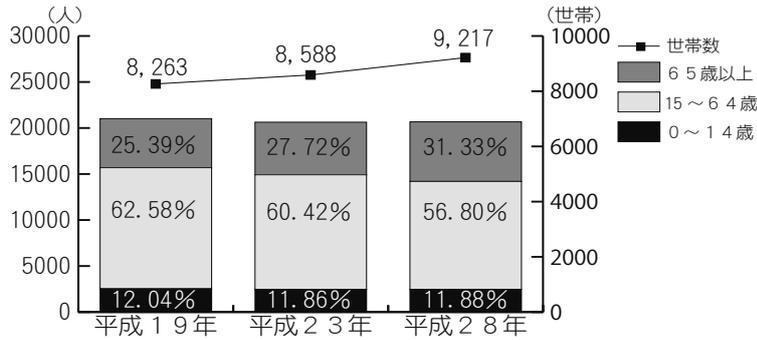
# 地域カルテ

## 三木地区



### ◆年齢階層別人口及び人口比率と世帯◆

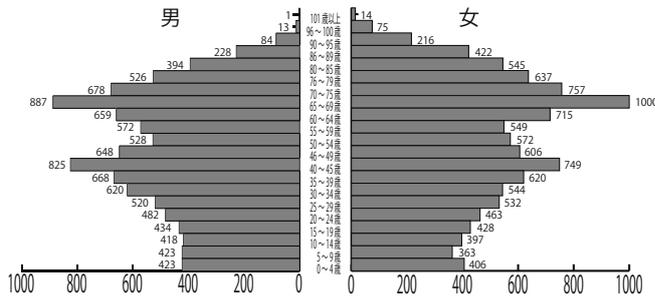
※資料：三木市統計より（各年12月末日現在）



世帯数は、平成19年にくらべ954世帯の増加となっているが、人口は横ばい。しかし、65歳以上の人口は平成19年と平成23年を比べると2.33%の増であったが、平成23年から平成28年の間では、3.61%と高齢率の上昇にスピードが加速している。

### ◆男女別 人口ピラミッド◆

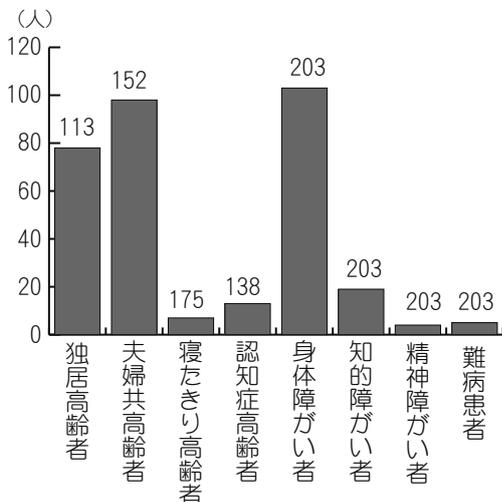
※資料：三木市統計より（平成28年12月末日現在）



1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）生まれの団塊の世代といわれる65歳から69歳までの方が多く、次に40代で子どもがいる若い方の転入により増加している。

### ◆在宅要援護者状況◆

※本人の同意が得られた「くらしあんしんシート」を平成28年12月末日で集計したものです。

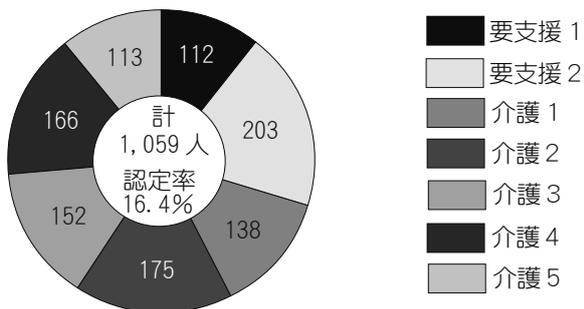


身体に障がいを抱える方が203人と最も多く、次に夫婦2人で生活している高齢者が152人、独居高齢者が113人となっている。  
注目しなくてはならないのが認知症の高齢者であり、138人が把握されている。

※複数項目該当者あり

◆介護保険「要介護認定者数」◆

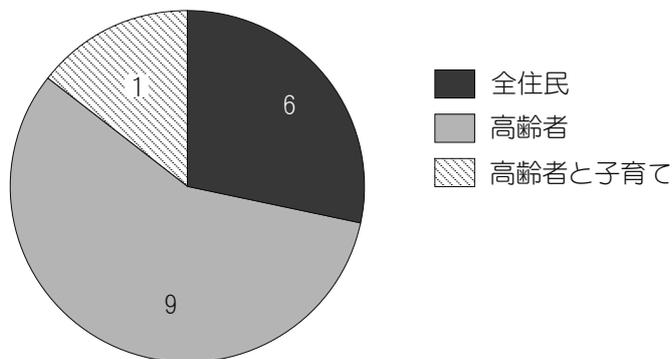
※資料提供：三木市介護保険課  
平成28年10月末日 現在



要支援1が112人、要支援2が203人で要支援認定者が315人となり、認定者全体の約30%を占めている。

◆ふれあいサロン開設状況◆

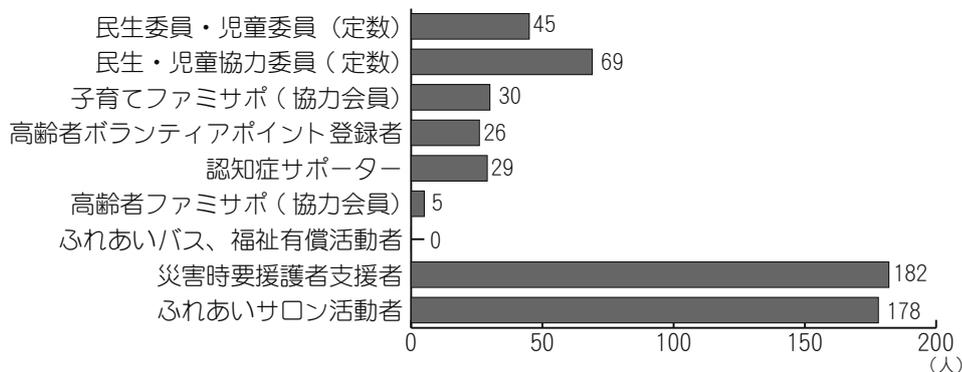
※本会の「ふれあいサロンに関する要綱」で登録されているサロン数（平成28年12月末日現在）



46の自治会があり、内16自治会エリアでふれあいサロンが開設され、内1自治会では、高齢者と子育ての両方のふれあいサロンが開設されている。

◆地区内の生活支援者人材状況◆

※本会がボランティア・市民活動実践団体等で把握による集計（平成28年12月末日現在）



地区内で何らかの生活支援活動に関わっている、関わろうとされている人材数は564人で、人口の約2.7%に値する。

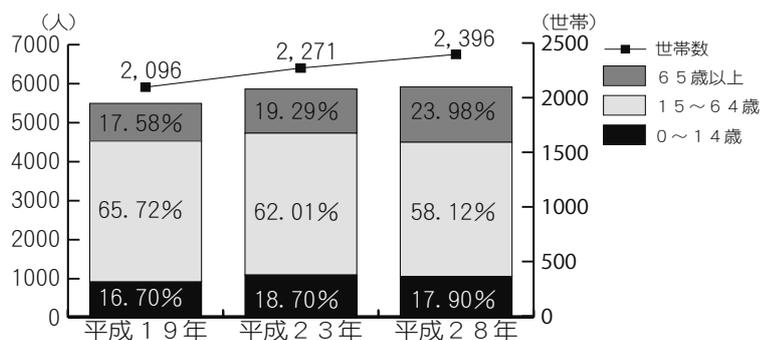
# 地域カルテ

## 三木南地区



### ◆年齢階層別人口及び人口比率と世帯◆

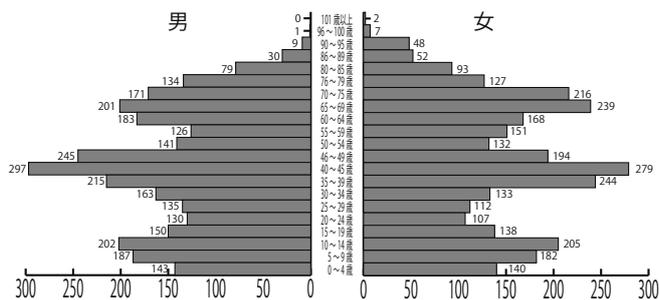
※資料：三木市統計より（各年12月末日現在）



平成19年から比べると平成28年には世帯数が300世帯増加している。それに伴い、人口も増加しているが、年少人口の増加が1.2%で65歳以上人口の増加が6.4%となっている。

### ◆男女別 人口ピラミッド◆

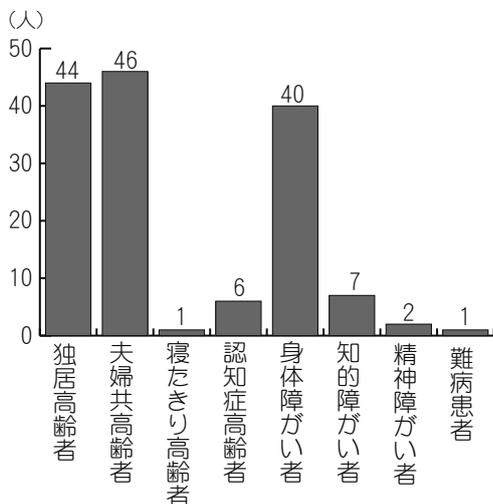
※資料：三木市統計より（平成28年12月末日現在）



40歳代の子育て世代の年齢人口が一番多く、全体の約17%を占める。次に多い年齢人口は、65歳から75歳の高齢者人口で全体の約14%を占める。

### ◆在宅要援護者状況◆

※本人の同意が得られた「暮らしあんしんシート」を平成28年12月末日で集計したものです。

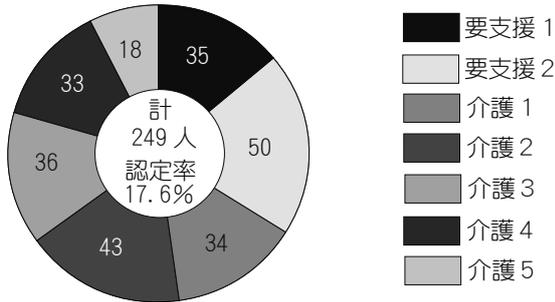


※複数項目該当者あり

夫婦共高齢者が46人と最も多く、次に独居高齢者44人となっている。寝たきり高齢者は1人であるが認知症高齢者は6人が把握されている。

◆介護保険「要介護認定者数」◆

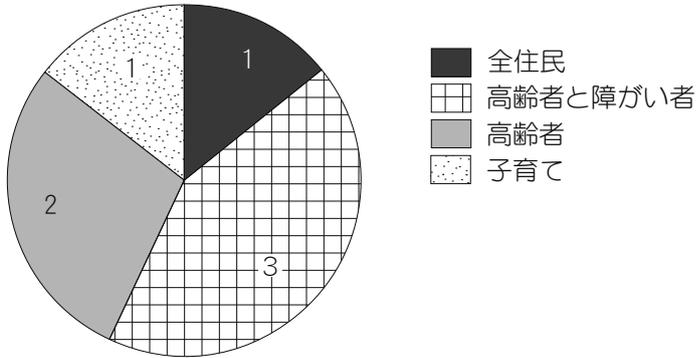
※資料提供：三木市介護保険課  
平成28年10月末日 現在



要支援1が35人、要支援2が50人で要支援認定者が85人となり、認定者全体の約34%を占めている。

◆ふれあいサロン開設状況◆

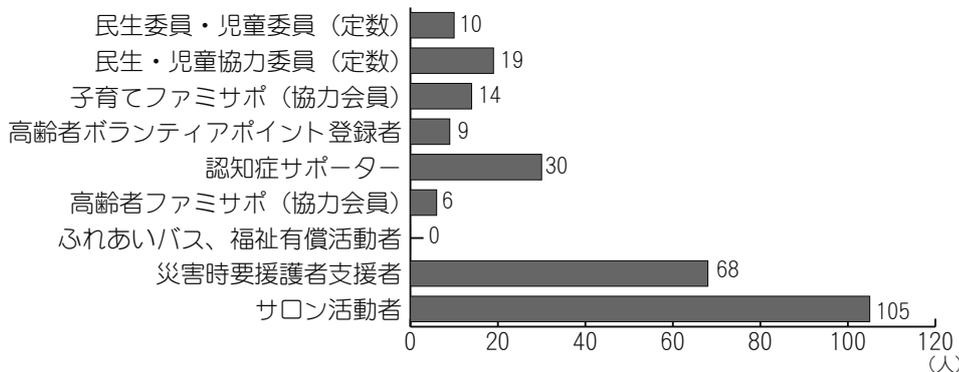
※本会の「ふれあいサロンに関する要綱」で登録されているサロン数（平成28年12月末日現在）



8の自治会があり、内6自治会エリアでふれあいサロンが開設されている。  
内1つの自治会では、子育てサロンも開設している。

◆地区内の生活支援者人材状況◆

※本会がボランティア・市民活動実践団体等で把握による集計（平成28年12月末日現在）



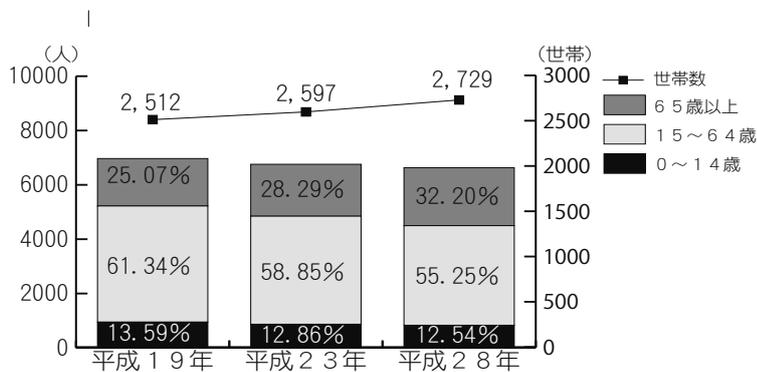
地区内で何らかの生活支援活動に関わっている、関わろうとされている人材数は261人で、人口の約4.4%に値する。

# 地域カルテ 別所地区



## ◆年齢階層別人口及び人口比率と世帯◆

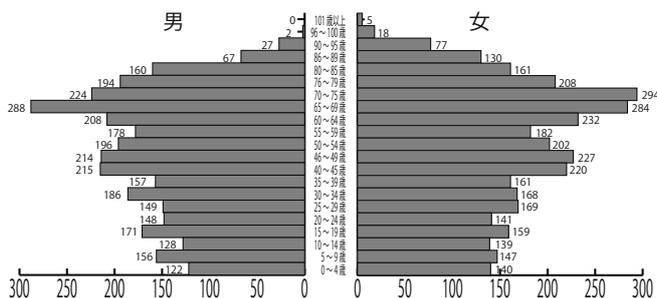
※資料：三木市統計より（各年12月末日現在）



平成19年から比べると平成28年には世帯数が217世帯増加している。しかし、人口は減少傾向にあるが、65歳以上の人口は平成19年から比べると平成28年には7.13%増加している。

## ◆男女別 人口ピラミッド◆

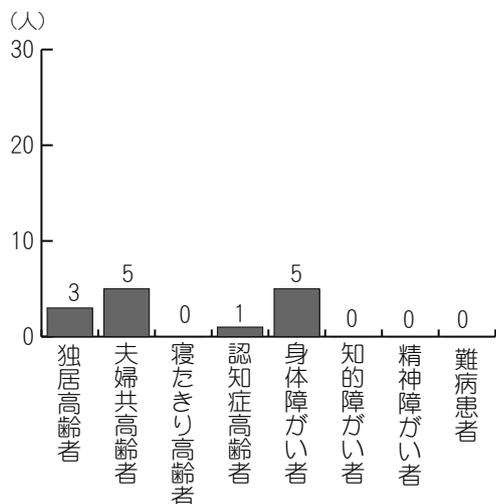
※資料：三木市統計より（平成28年12月末日現在）



65歳から75歳の高齢者人口が一番多く、全体の約16%を占める。次に多い年齢人口は、40歳代で全体の約13%を占める。

## ◆在宅要援護者状況◆

※本人の同意が得られた「くらしあんしんシート」を平成28年12月末日で集計したものです。

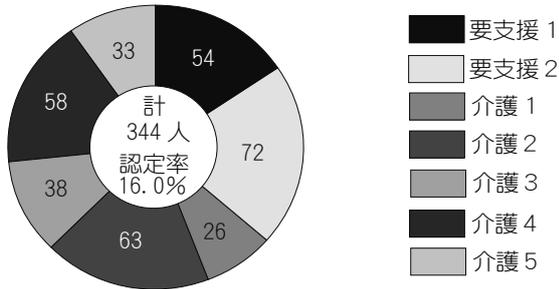


6,000人を超える人口がいるが、在宅要援護者数の合計が13人となっている。寝たきり高齢者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者数は0人となっている。

※複数項目該当者あり

◆介護保険「要介護認定者数」◆

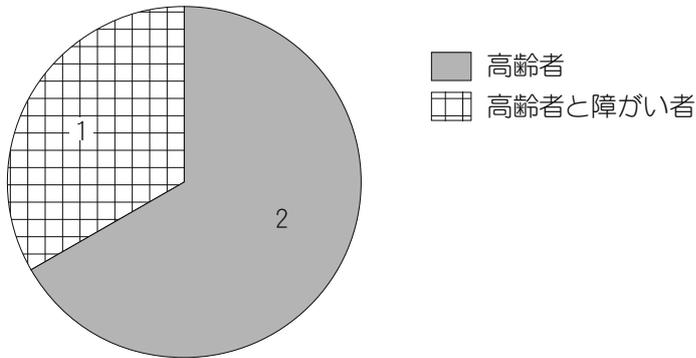
※資料提供：三木市介護保険課  
平成28年10月末日 現在



要支援1が54人、要支援2が72人で要支援認定者が126人となり、認定者全体の約36%を占めている。

◆ふれあいサロン開設状況◆

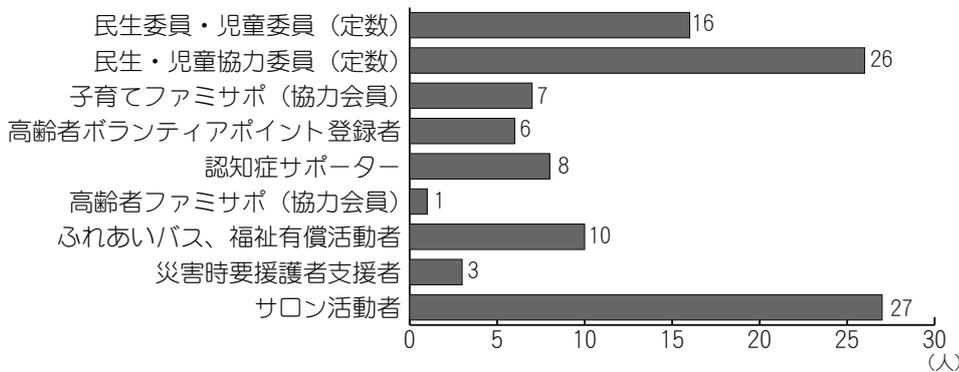
※本会の「ふれあいサロンに関する要綱」で登録されているサロン数（平成28年12月末日現在）



16の自治会があり、内3自治会エリアで高齢者と障がい者を対象としたふれあいサロンが開設されている。

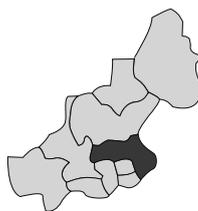
◆地区内の生活支援者人材状況◆

※本会がボランティア・市民活動実践団体等で把握による集計（平成28年12月末日現在）



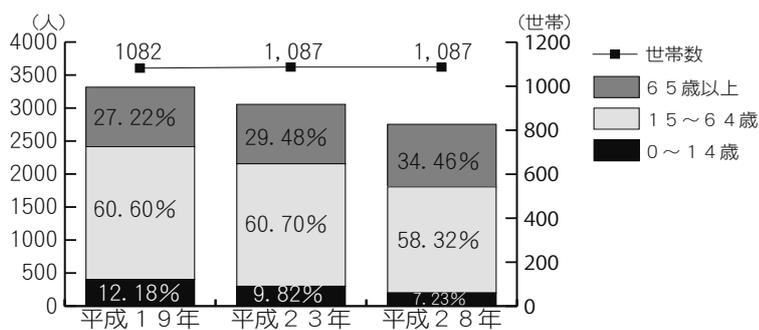
地区内で何らかの生活支援活動に関わっている、関わろうとされている人材数は104人で、人口の約1.5%に値する。

# 地域カルテ 志染地区



## ◆年齢階層別人口及び人口比率と世帯◆

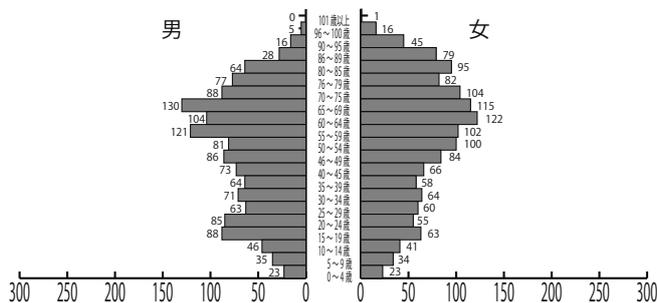
※資料：三木市統計より（各年12月末日現在）



平成19年から平成28年にかけて世帯数はほぼ横ばいである。しかし、人口は減少している。  
年少人口は、平成19年と比べると平成28年は、4.95%減少し、65歳以上の人口は7.24%増加している。

## ◆男女別 人口ピラミッド◆

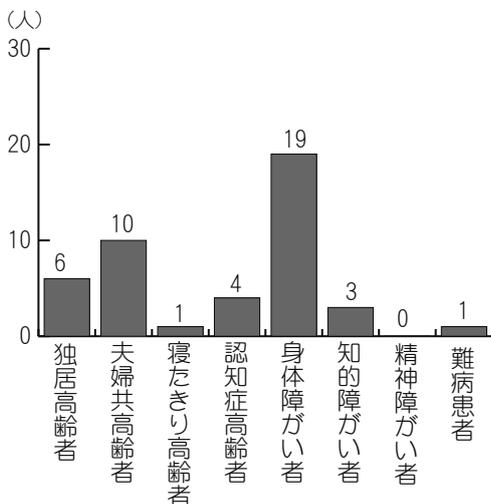
※資料：三木市統計より（平成28年12月末日現在）



60歳代の人口が一番多く、全体の約17%を占める。

## ◆在宅要援護者状況◆

※本人の同意が得られた「暮らしあんしんシート」を平成28年12月末日で集計したものです。

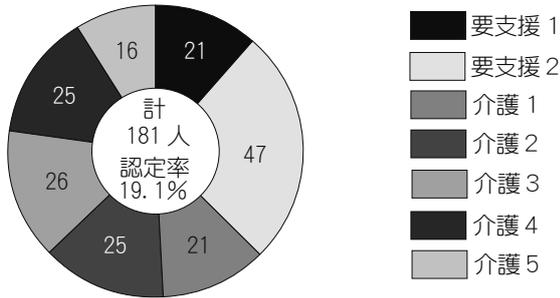


※複数項目該当者あり

65歳以上の人口が約35%を占めるが独居高齢者が6人、夫婦共高齢者は10人である。また、寝たきり高齢者は1人、認知症高齢者は4人である。2,700人を超える人口だが、精神障がい者数は0人、難病患者数は1人と なっている。

◆介護保険「要介護認定者数」◆

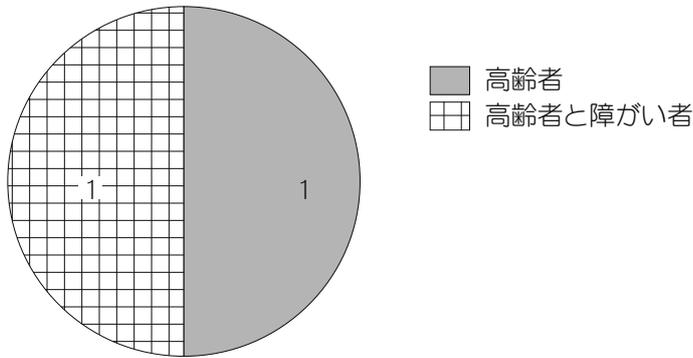
※資料提供：三木市介護保険課  
平成28年10月末日 現在



要支援1が21人、要支援2が47人で要支援認定者が68人となり、認定者全体の約37%を占めている。

◆ふれあいサロン開設状況◆

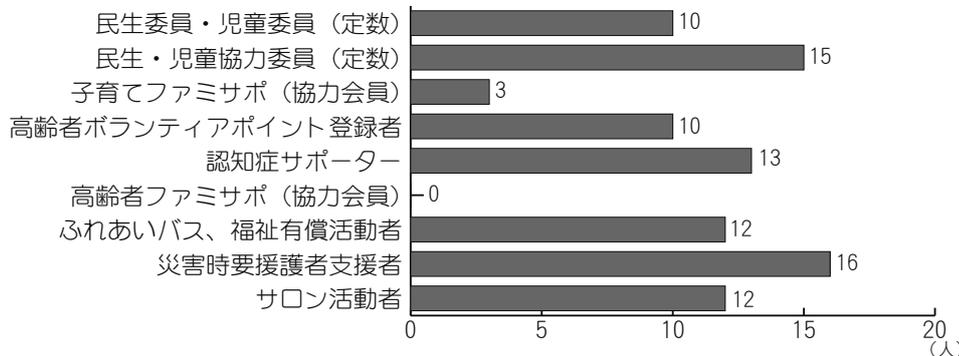
※本会の「ふれあいサロンに関する要綱」で登録されているサロン数（平成28年12月末日現在）



地区として高齢者を対象にしたふれあいサロン（地区サロン）が開設されている。  
地区は16の自治会がある、内1自治会エリアで高齢者を対象としたサロンも開設されている。

◆地区内の生活支援者人材状況◆

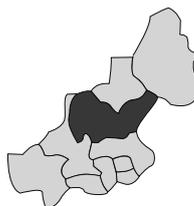
※本会がボランティア・市民活動実践団体等で把握による集計（平成28年12月末日現在）



地区内で何らかの生活支援活動に関わっている、関わろうとされている人材数は91人で、人口の約3.3%に値する。

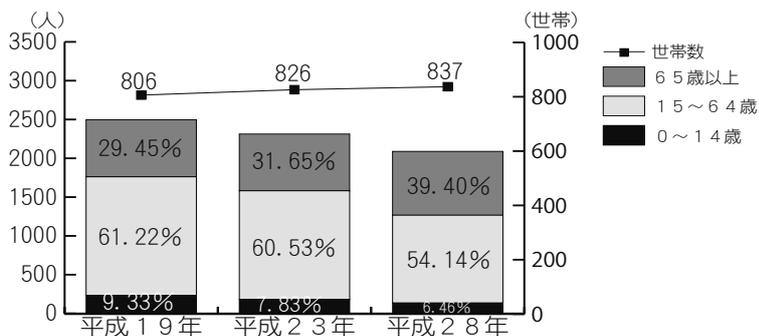
# 地域カルテ

## 細川地区



### ◆年齢階層別人口及び人口比率と世帯◆

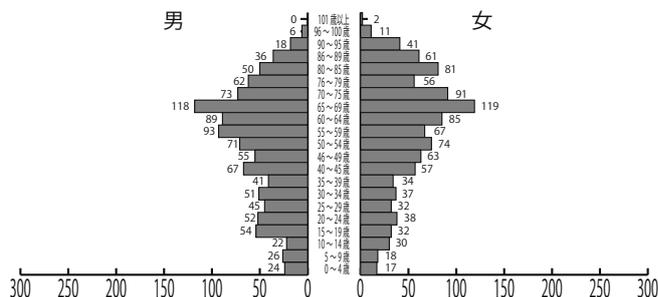
※資料：三木市統計より（各年12月末日現在）



平成19年から平成28年にかけて世帯数はほぼ横ばいである。しかし、人口は減少している。  
65歳以上の人口は、平成19年と比べると平成28年は、9.95%増加し、人口全体の約40%を占めている。年少人口は、平成19年と比べると平成28年は、2.87%減少し、地域に子どもがいない現状である。

### ◆男女別 人口ピラミッド◆

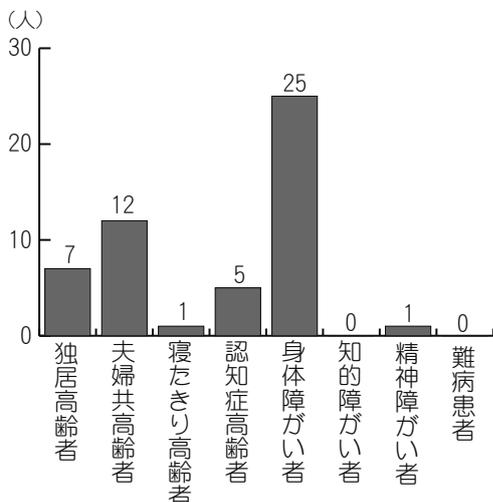
※資料：三木市統計より（平成28年12月末日現在）



60歳代の人口が一番多く、全体の約19%を占める。

### ◆在宅要援護者状況◆

※本人の同意が得られた「くらしあんしんシート」を平成28年12月末日で集計したものです。

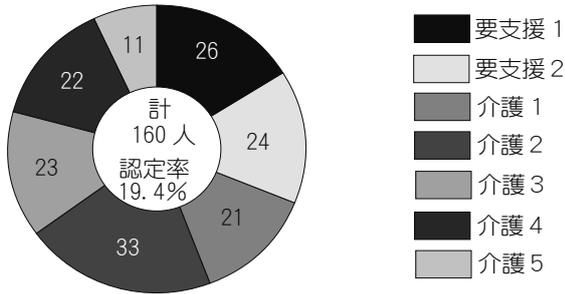


65歳以上の人口が約40%を占めるが独居高齢者が7人、夫婦共高齢者は12人である。また、寝たきり高齢者は1人、認知症高齢者は5人である。2,000人を超える人口だが、知的障がい者数と難病患者数は0人、精神障がい者数は1人となっている。

※複数項目該当者あり

◆介護保険「要介護認定者数」◆

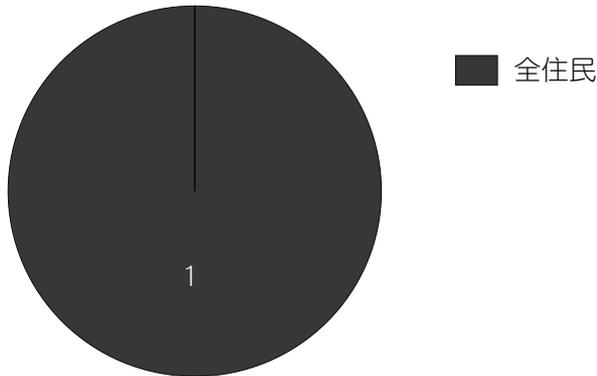
※資料提供：三木市介護保険課  
平成28年10月末日 現在



要支援1が26人、要支援2が24人で要支援認定者が50人となり、認定者全体の約31%を占めている。

◆ふれあいサロン開設状況◆

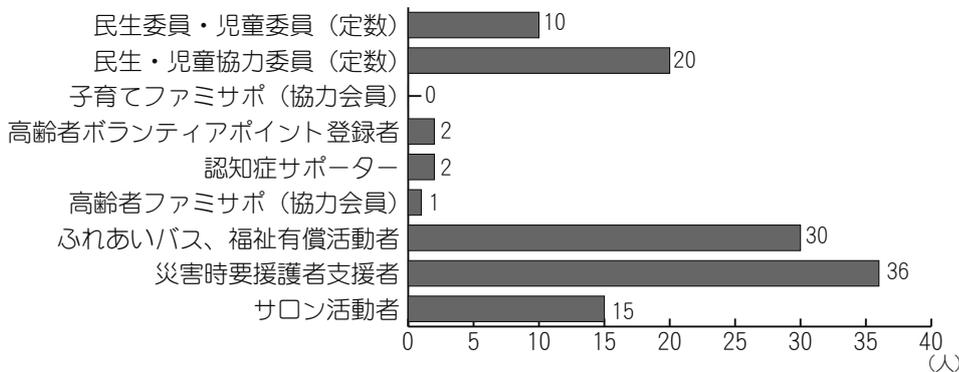
※本会の「ふれあいサロンに関する要綱」で登録されているサロン数（平成28年12月末日現在）



地区として全住民を対象にしたふれあいサロン（地区サロン）が開設されている。

◆地区内の生活支援者人材状況◆

※本会がボランティア・市民活動実践団体等で把握による集計（平成28年12月末日現在）



地区内で何らかの生活支援活動に関わっている、関わろうとされている人材数は116人で、人口の約6.3%に値する。

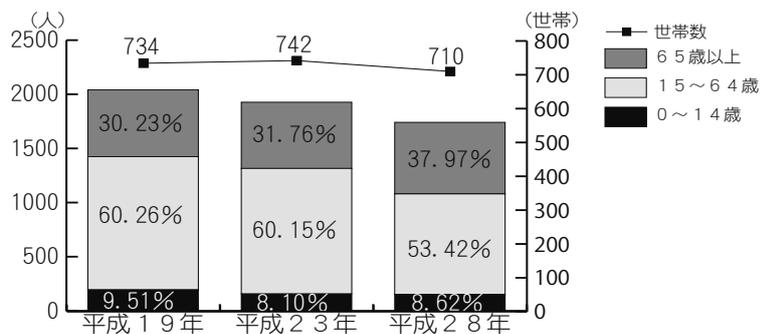
# 地域カルテ

## 吉川地区



### ◆年齢階層別人口及び人口比率と世帯◆

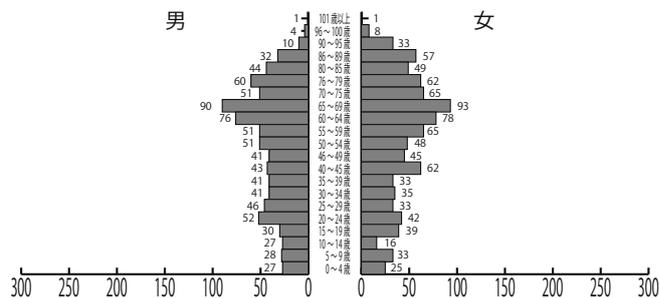
※資料：三木市統計より（各年12月末日現在）



平成19年から平成28年にかけて世帯数及び人口は減少している。65歳以上の人口は、平成19年と比べると平成28年は、7.74%増加し、人口全体の約40%を占めている。

### ◆男女別 人口ピラミッド◆

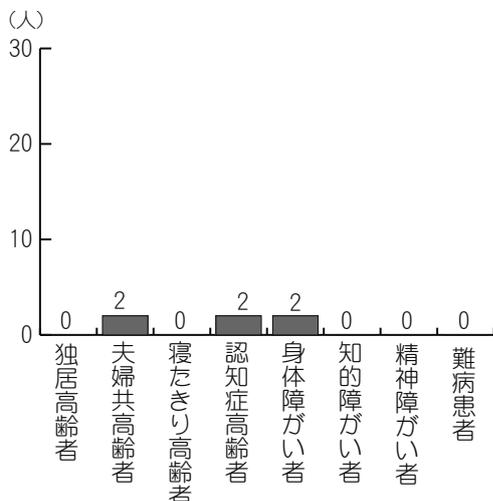
※資料：三木市統計より（平成28年12月末日現在）



60歳代の人口が一番多く、全体の約19%を占める。

### ◆在宅要援護者状況◆

※本人の同意が得られた「暮らしあんしんシート」を平成28年12月末日で集計したものです。

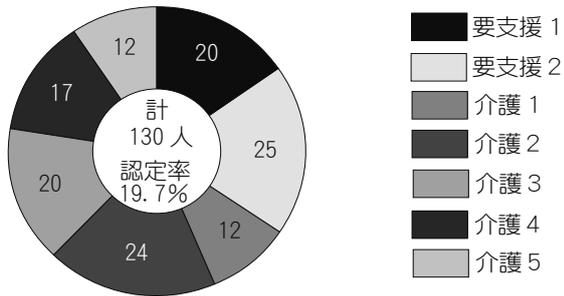


65歳以上の人口が全人口の約40%を占めているが独居高齢者数が0人、高齢夫婦世帯数が1世帯となっている。寝たきり高齢者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者数についても0人となっている。

※複数項目該当者あり

◆介護保険「要介護認定者数」◆

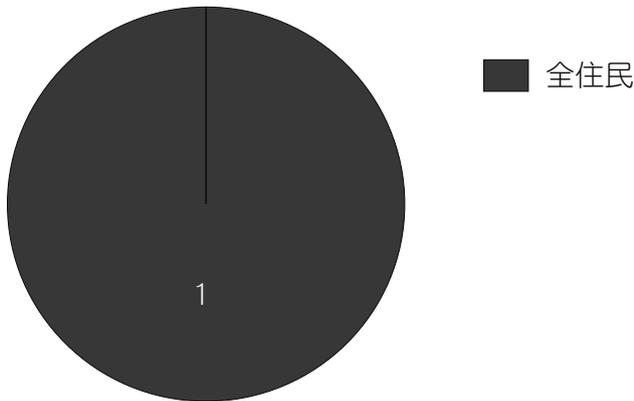
※資料提供：三木市介護保険課  
平成28年10月末日 現在



要支援1が20人、要支援2が25人で要支援認定者が45人となり、認定者全体の約34%を占めている。

◆ふれあいサロン開設状況◆

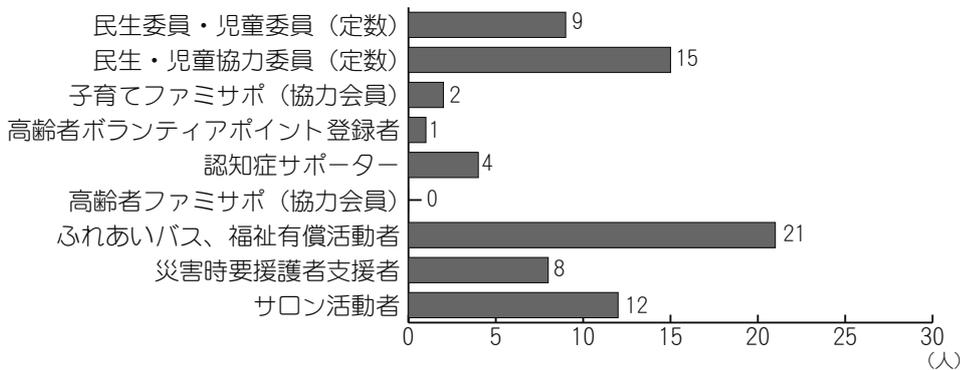
※本会の「ふれあいサロンに関する要綱」で登録されているサロン数（平成28年12月末日現在）



地区として全住民を対象にしたふれあいサロン（地区サロン）が開設されている。

◆地区内の生活支援者人材状況◆

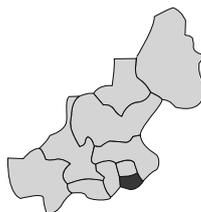
※本会がボランティア・市民活動実践団体等で把握している集計（平成28年12月末日現在）



地区内で何らかの生活支援活動に関わっている、関わろうとされている人材数は72人で、人口の約5%に値する。

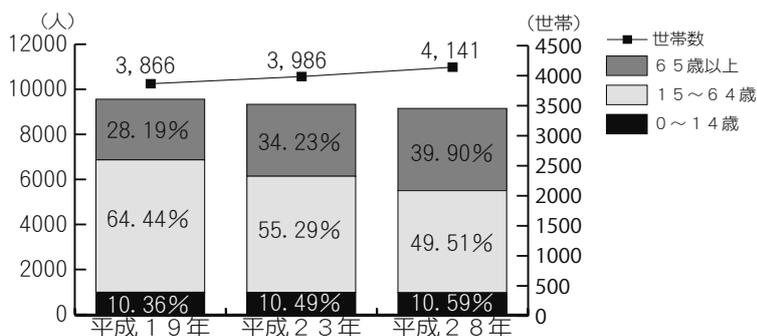
# 地域カルテ

## 緑が丘地区



### ◆年齢階層別人口及び人口比率と世帯◆

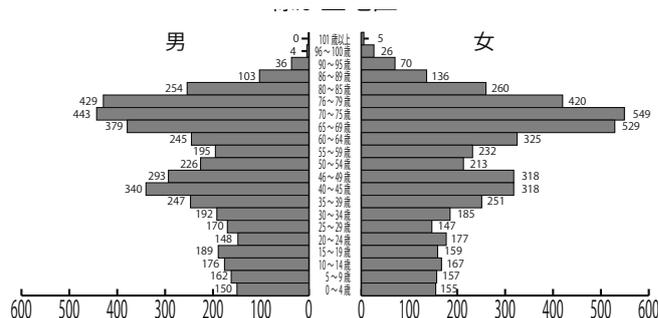
※資料：三木市統計より（各年12月末日現在）



平成19年から平成28年にかけて世帯数は275世帯増加している。しかし、人口は緩やかに減少している傾向にある。  
65歳以上の人口は、平成19年と比べると平成28年は、11.71%増加し、人口全体の約40%を占めている。

### ◆男女別 人口ピラミッド◆

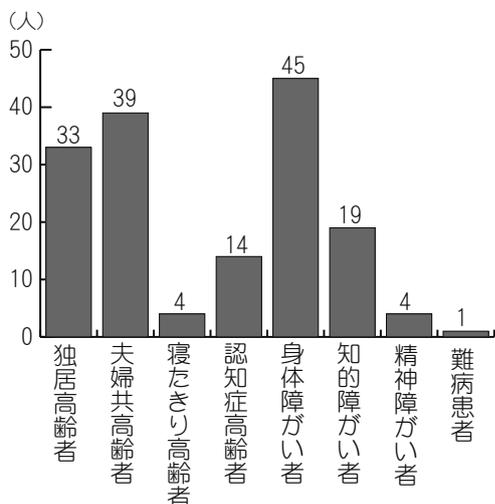
※資料：三木市統計より（平成28年12月末日現在）



65歳から75歳までの人口が一番多く、全体の約20%を占める。次に多いのが40歳代である。

### ◆在宅要援護者状況◆

※本人の同意が得られた「くらしあんしんシート」を平成28年12月末日で集計したものです。

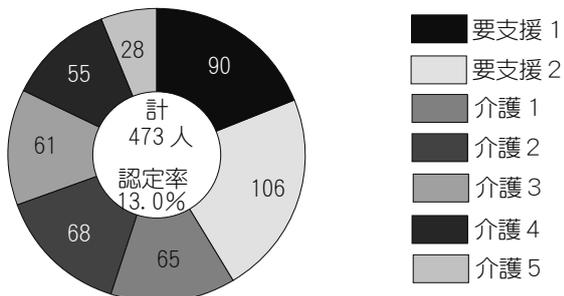


65歳以上の人口が全人口の40%を占めているが、独居高齢者数が33人、夫婦共高齢者が39人となっている。9000人余りの人口がいるが、難病患者数が1人となっている。

※複数項目該当者あり

◆介護保険「要介護認定者数」◆

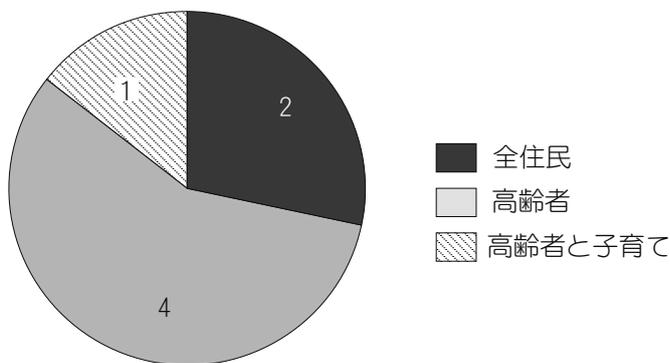
※資料提供：三木市介護保険課  
平成28年10月末日 現在



要支援1が90人、要支援2が106人で要支援認定者が196人となり、認定者全体の約41%を占めている。

◆ふれあいサロン開設状況◆

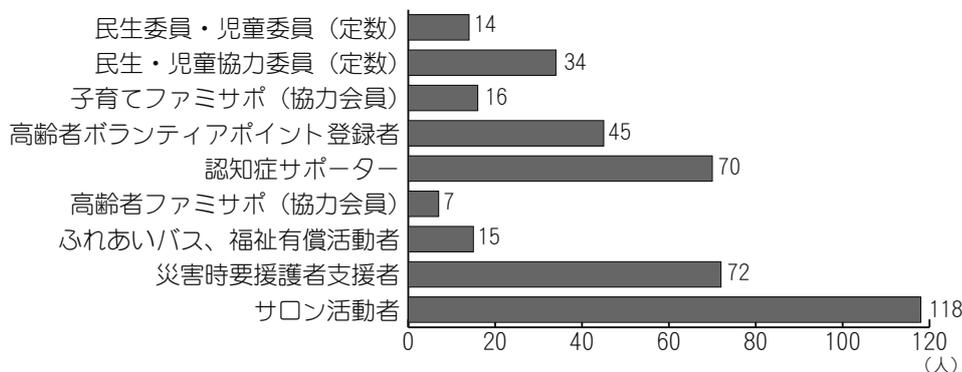
※本会の「ふれあいサロンに関する要綱」で登録されているサロン数（平成28年12月末日現在）



12の自治会がある。内6自治会エリアで高齢者を中心とするふれあいサロンが開設されている。

◆地区内の生活支援者人材状況◆

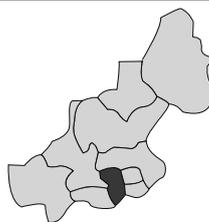
※本会がボランティア・市民活動実践団体等で把握による集計（平成28年12月末日現在）



地区内で何らかの生活支援活動に関わっている、関わろうとされている人材数は391人で、人口の約4%に値する。

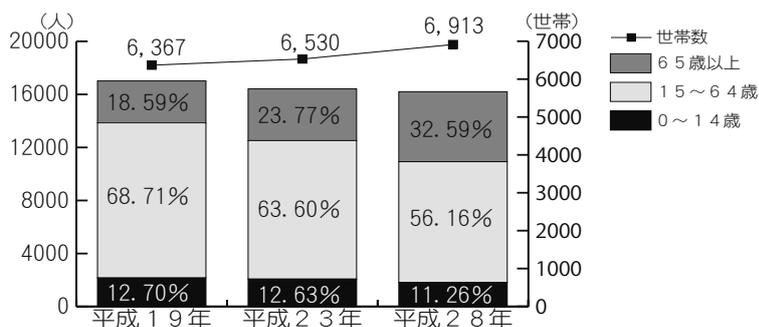
# 地域カルテ

## 自由が丘地区



### ◆年齢階層別人口及び人口比率と世帯◆

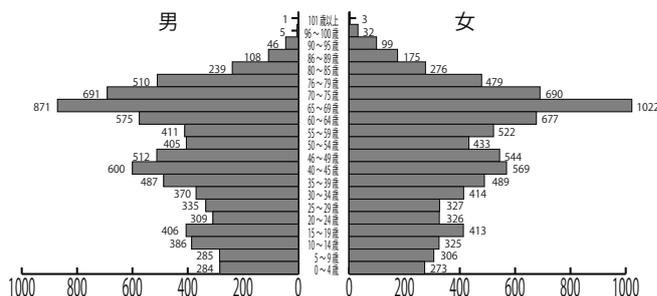
※資料：三木市統計より（各年12月末日現在）



平成19年から平成28年にかけて世帯数は546世帯増加している。しかし、人口は緩やかに減少している傾向にある。  
65歳以上の人口は、平成19年と比べると平成28年は、14%増加し、人口全体の約30%を占めている。

### ◆男女別 人口ピラミッド◆

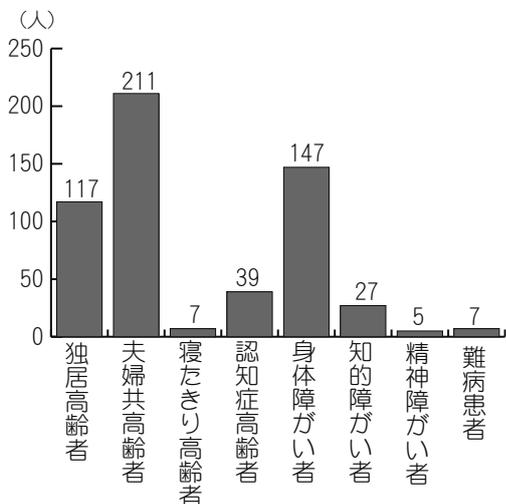
※資料：三木市統計より（平成28年12月末日現在）



65歳から75歳までの人口が一番多く、全体の約20%を占める。次に多いのが40歳代である。

### ◆在宅要援護者状況◆

※本人の同意が得られた「くらしあんしんシート」を平成28年12月末日で集計したものです。

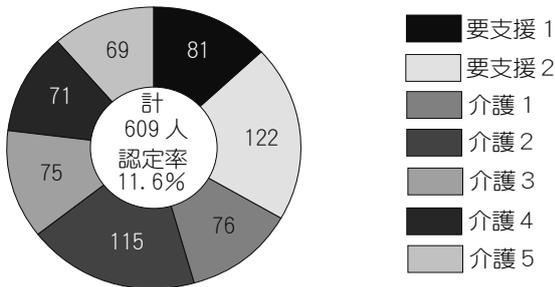


16,000人余りの人口中、65歳以上の人口が全人口の30%を占めているが、独居高齢者数が117人、夫婦共高齢者が211人となっている。また、難病患者数が7人となっている。

※複数項目該当者あり

◆介護保険「要介護認定者数」◆

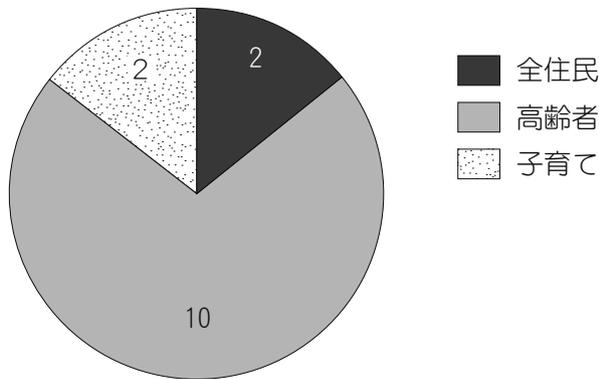
※資料提供：三木市介護保険課  
平成28年10月末日 現在



要支援1が81人、要支援2が122人で要支援認定者が203人となり、認定者全体の約33%を占めている。

◆ふれあいサロン開設状況◆

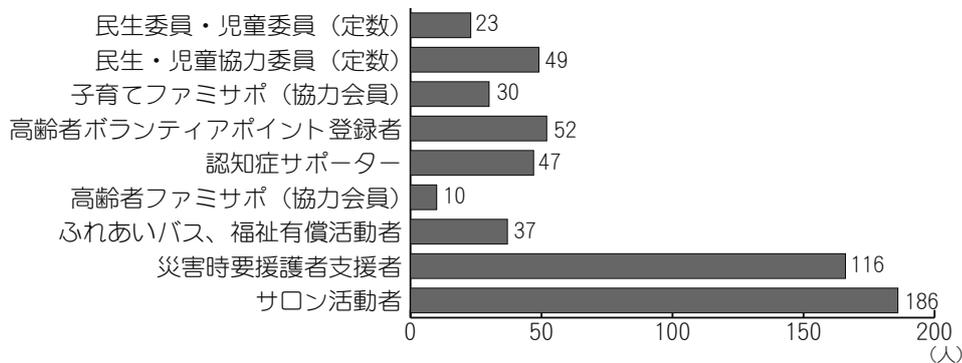
※本会の「ふれあいサロンに関する要綱」で登録されているサロン数（平成28年12月末日現在）



13の自治会がある。内12自治会エリアで高齢者を対象としたふれあいサロンが開設されている。子育て親子を対象としたサロンは2自治会エリアで開設されている。

◆地区内の生活支援者人材状況◆

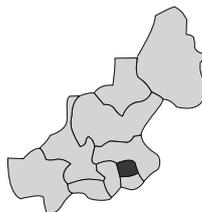
※本会がボランティア・市民活動実践団体等で把握による集計（平成28年12月末日現在）



地区内で何らかの生活支援活動に関わっている、関わろうとされている人材数は550人で、人口の約3%に値する。

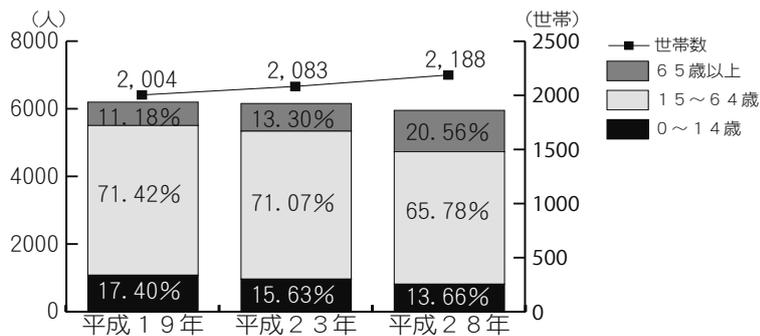
# 地域カルテ

## 青山地区



### ◆年齢階層別人口及び人口比率と世帯◆

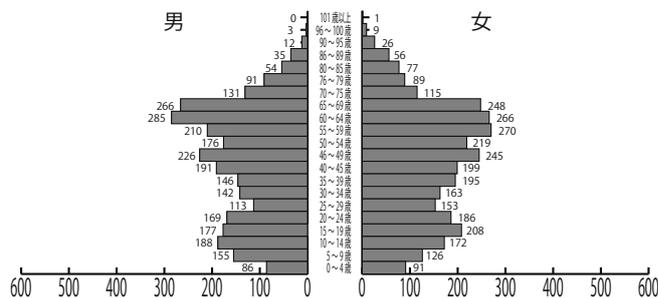
※資料：三木市統計より（各年12月末日現在）



平成19年から平成28年にかけて世帯数は184世帯増加している。しかし、人口は緩やかに減少している傾向にある。  
年少人口は、平成19年と比べると平成28年は、3.74%減少。65歳以上の人口は、9.38%増加し、人口全体の約20%を占めている。

### ◆男女別 人口ピラミッド◆

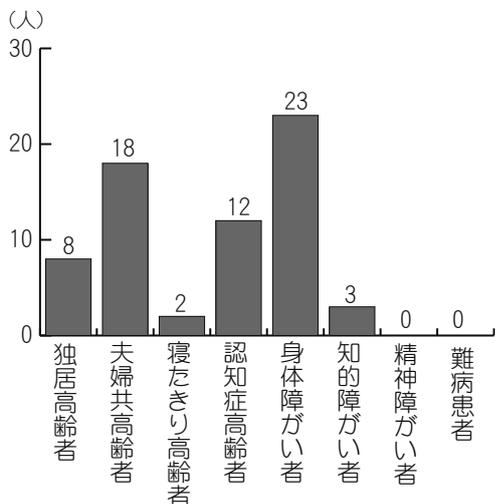
※資料：三木市統計より（平成28年12月末日現在）



60歳代の人口が一番多く、全体の約20%を占める。次に多いのが40歳代である。

### ◆在宅要援護者状況◆

※本人の同意が得られた「くらしあんしんシート」を平成28年12月末日で集計したものです。

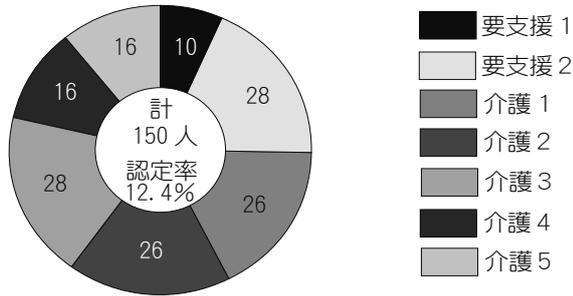


精神障がい者数、難病患者数が0人となっている。

※複数項目該当者あり

◆介護保険「要介護認定者数」◆

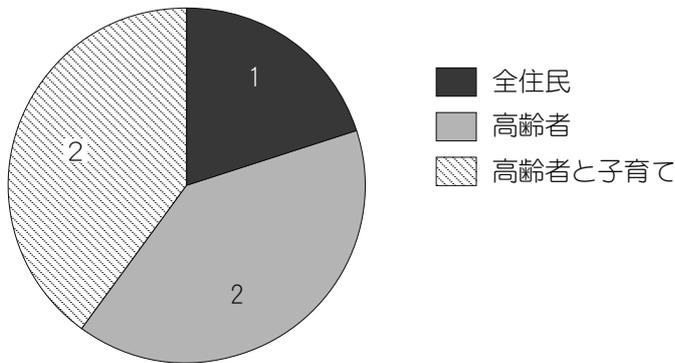
※資料提供：三木市介護保険課  
平成28年10月末日 現在



要支援1が10人、要支援2が28人で要支援認定者が38人となり、認定者全体の約25%を占めている。

◆ふれあいサロン開設状況◆

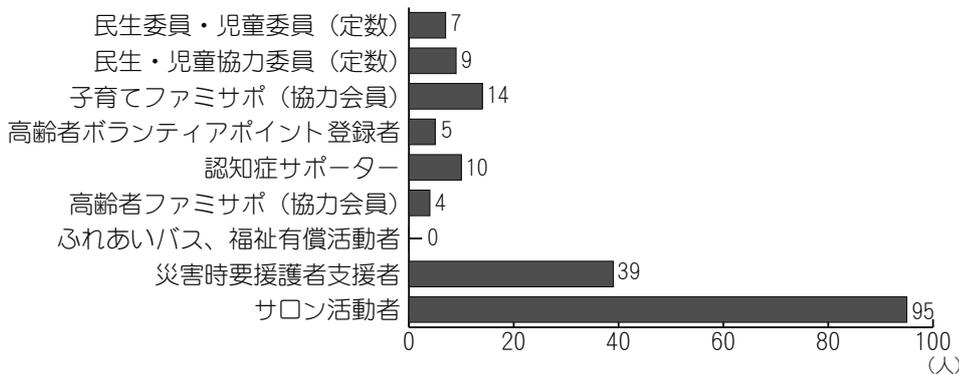
※本会の「ふれあいサロンに関する要綱」で登録されているサロン数（平成28年12月末日現在）



6の自治会がある。内5自治会エリアで高齢者を対象としたふれあいサロンが開設されている。子育て親子を対象としたサロンは1自治会エリアで開設されている。

◆地区内の生活支援者人材状況◆

※本会がボランティア・市民活動実践団体等で把握による集計（平成28年12月末日現在）



地区内で何らかの生活支援活動に関わっている、関わろうとされている人材数は183人で、人口の約3%に値する。

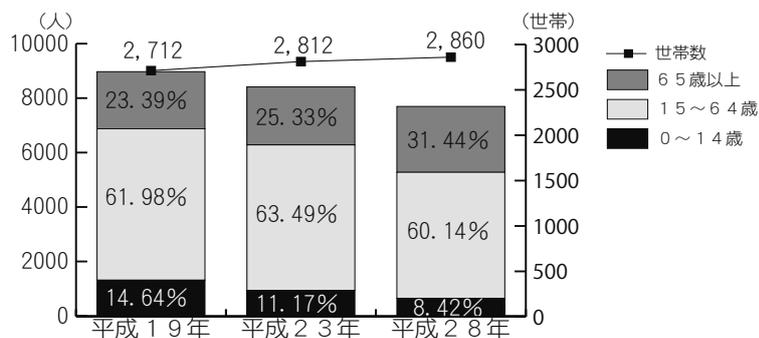
# 地域カルテ

## 吉川地区



### ◆年齢階層別人口及び人口比率と世帯◆

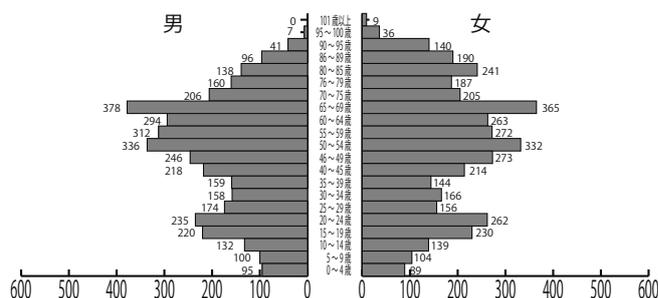
※資料：三木市統計より（各年12月末日現在）



平成19年から平成28年にかけて世帯数は148世帯増えている。しかし、人口は減少している。65歳以上の人口は、平成19年と比べると平成28年は、8.95%増加し、人口全体の約30%を占めている。年少人口は、平成19年と比べると平成28年は、6.22%減少している。

### ◆男女別 人口ピラミッド◆

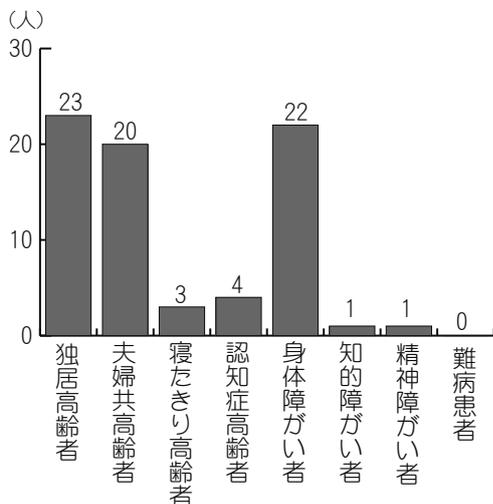
※資料：三木市統計より（平成28年12月末日現在）



60歳代の人口が一番多く、次に50歳代が多い。全人口の約30%を占める。

### ◆在宅要援護者状況◆

※本人の同意が得られた「くらしあんしんシート」を平成28年12月末日で集計したものです。

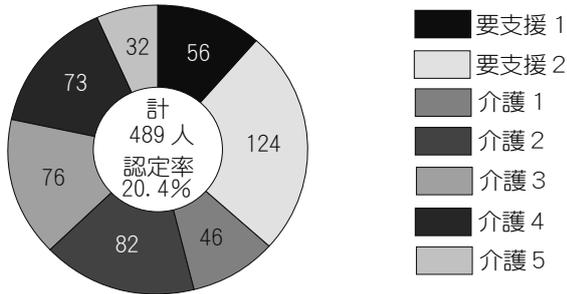


7,000人を超える人口だが、難病患者数は0人、知的障がい者数と精神障がい者数は1人となっている。

※複数項目該当者あり

◆介護保険「要介護認定者数」◆

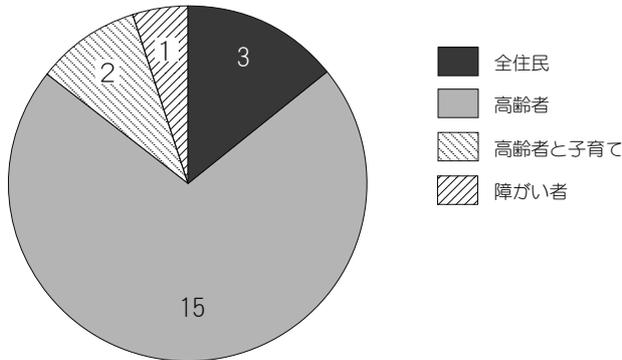
※資料提供：三木市介護保険課  
平成28年10月末日 現在



要支援1が56人、要支援2が124人で要支援認定者が180人となり、認定者全体の約36%を占めている。

◆ふれあいサロン開設状況◆

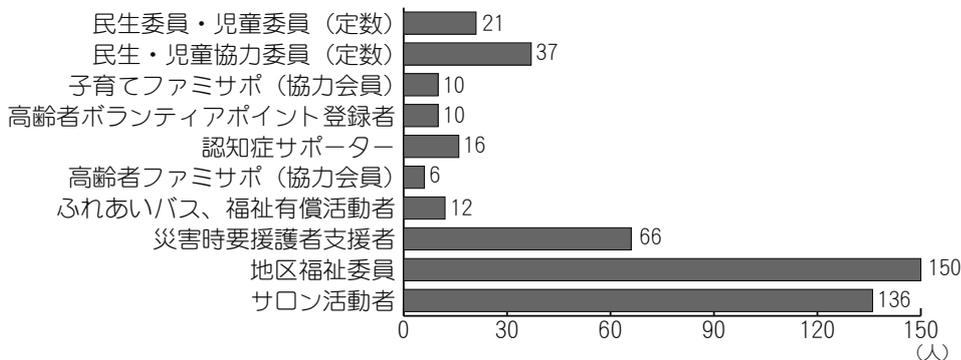
※本会の「ふれあいサロンに関する要綱」で登録されているサロン数（平成28年12月末日現在）



46の自治会がある。内18自治会エリアで高齢者を対象としたふれあいサロンが開設されている。子育て親子を対象としたサロンの2自治会エリアで開設されている。

◆地区内の生活支援者人材状況◆

※本会がボランティア・市民活動実践団体等で把握による集計（平成28年12月末日現在）



地区内で何らかの生活支援活動に関わっている、関わろうとされている人材数は464人で、人口の約6%に値する。

## 1 三木市地域福祉活動計画策定に関する要綱

## (趣旨)

第1条 三木市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である三木市社会福祉協議会の活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域活動者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進の目的とする実践的な活動・行動計画の策定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (計画の指針)

第2条 当事者、住民・市民が主体的となって福祉のまちづくり実現に向け、これまで地域を支え、地域力を発揮してきた各種団体との地道な協働を通して誰もが自分らしく安心して暮らすことができるまちづくりに向け考え、行動していくための指針とする。

## (諮問)

第3条 三木市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、計画策定に関することをボランティア活動プラザ運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮問する。

## (所掌事務)

第4条 運営委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画策定のために必要な調査研究に関すること。

## (計画の期間)

第5条 この計画の期間は、5か年計画とする。

## (相関)

第6条 計画策定にあたり、地域生活支援事業計画および社協基盤計画との連携を図るものとする。

## (付 則)

この要綱は、平成28年4月16日から施行する。

## ボランティア活動プラザみき 運営委員

| 氏 名     | 所 属               |
|---------|-------------------|
| 石田 保彦   | 移送ボランティアぼっぼ       |
| 後 藤 至 功 | 佛教大学              |
| 山 本 樹 一 | 社協副会長             |
| 大 江 雅 弘 | 市民ふれあい部市民協働課      |
| 金 井 俊 治 | 市内公民館長代表（中央公民館）   |
| 戸 田 達 男 | 兵庫県社会福祉協議会        |
| 片 山 操 代 | 社協評議員             |
| 福 田 正   | ボランティア・市民活動者      |
| 大 西 浩 志 | 企業関係者（三木工場公園協同組合） |
| 山 崎 清 治 | NPO法人生涯学習サポート兵庫   |
| 牧 野 未 知 | ボランティア・市民活動者      |
| 高 垣 清 恵 | ボランティア・市民活動者      |
| 藤 田 均   | ボランティア・市民活動者      |
| 橋 野 美 子 | ボランティア・市民活動者      |

## 2 三木市社協のあゆみと国の動き

| 年     | 国の動き   | 三木市社協・共募の動き   |
|-------|--|---|
| 昭和29年 | 厚生年金保険法改正（定額部分の導入、支給開始年齢60歳への引上げ）                                | 三木市社会福祉協議会設立<br>（三木市福祉事務所内、事務局長は三木市福祉事務所長が兼務）<br>共同募金、歳末たすけあい活動開始 |
| 昭和31年 | 家庭養護婦派遣事業を開始   |   |
| 昭和33年 | 国民健康保険法改正（国民皆保険）   |   |
| 昭和34年 | 国民年金法（国民皆年金）公布   |   |
| 昭和35年 | 精神薄弱者福祉法公布   |   |
| 昭和36年 | 児童扶養手当法公布  | 心配ごと相談所開設   |
| 昭和37年 | 社会福祉協議会基本要項発表  |   |
| 昭和38年 | 老人福祉法公布  |   |
| 昭和39年 | 母子福祉法公布  |   |
| 昭和40年 | 厚生年金法改正（1万円年金、厚生年金基金）<br>母子保健法公布                                 | 会費徴収規程制定（現会員規程）   |
| 昭和41年 | 国民健康保険法改正（7割給付実現）  |   |
| 昭和42年 |  | 地区福祉委員制度発足  |
| 昭和43年 |  | 法人登記  |
| 昭和44年 | 寝たきり老人に対する老人家庭奉仕員派遣制度<br>厚生年金保険法改正（2万円年金）                        |   |
| 昭和45年 | 社会福祉施設緊急整備5カ年計画策定<br>心身障害者対策基本法公布                                |   |
| 昭和46年 | 児童手当法改正  |   |
| 昭和47年 |  | 善意募金活動開始  |
| 昭和48年 | 老人医療費無料化（70歳以上）<br>健康保険法改正（家族7割給付、高額療養費）年金制度改正（5万円給付、物価スライド制の導入） | 葬祭具貸出事業開始   |
| 昭和51年 |  | 各種ボランティア養成講習の取り組みが始まる   |
| 昭和54年 |  | 福祉機器貸出開始  |
| 昭和55年 | デイサービス事業、ショートステイ事業の実施  |   |
| 昭和56年 | 児童福祉法改正（延長・夜間保育の実施）<br>国際障害者年初年度                                 |   |
| 昭和57年 | 障害者対策に関する長期計画策定<br>家庭奉仕員（大幅増員、所得制限撤廃）拡大<br>老人保健法公布               |   |
| 昭和58年 | 国連・障害者の10年<br>市町村社会福祉協議会法制化                                      |   |
| 昭和59年 | 健康保険法改正（本人9割給付、退職者医療制度）<br>年金制度改正（基礎年金導入等）                       |   |
| 昭和60年 | 医療法改正（医療計画）<br>児童手当法改正   |   |
| 昭和61年 | 老人保健法改正（老人保健施設）  |   |

| 年     | 国の動き  | 三木市社協・共募の動き                                      |
|-------|---|--|
| 昭和62年 | 社会福祉士及び介護福祉士法成立<br>精神保健法（人権擁護と社会復帰、精神衛生法の題名改正）公布  |  |
| 昭和63年 | 国民健康保険法改正（高医療費市町村における運営の安定化）  |  |
| 平成元年  | 年金制度改正（完全自動物価スライド制、国民基金）<br>ゴールドプランの策定  |  |
| 平成2年  | 国民健康保険法改正（保険基盤安定制度の確立）<br>老人福祉法等福祉関係8法改正  |  |
| 平成3年  | 老人保健法改正（老人訪問看護制度）   | ふれあいネットワーク事業推進始まる                                |
| 平成4年  | 健康保険法改正（中期財政運営の導入）<br>医療法改正（医療提供の理念の規定）   | 三木市ボランティアセンターを設置                                 |
| 平成5年  | 国民健康保険法改正（財政安定化支援事業の制度化）<br>福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律<br>精神保健法改正<br>障害者に関する新長期計画   |  |
| 平成6年  | 21世紀福祉ビジョン<br>地域保健法（保健所機能の強化、保健所法の題名改正）<br>健康保険法等改正（入院時の食事療養に係る給付の見直し・付添い看護の解消）<br>年金制度の改正（60歳前半の老齢年金の見直し）<br>エンゼルプランの策定<br>新ゴールドプランの策定 |  |
| 平成7年  | 精神保健及び精神障害者に関する法律（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、精神保健法の題名改正）<br>国民健康保険法改正（保険料（税）軽減制度の拡充）<br>障害者プランの策定   | リフトカー貸出事業開始<br>市民ふくし相談所開設（心配ごと相談所から名称変更）         |
| 平成8年  | 厚生年金保険法改正（被用者年金制度の再編成）<br>基礎年金番号の実施   | 視覚障害者とボランティアとの交流会（鈴の音交流会）開催                      |
| 平成9年  | 児童福祉法改正<br>健康保険法等改正<br>介護保険法制定<br>医療法改正<br>社会福祉基礎構造改革中間報告   | 第1回みきボランティアフェスタ開催                                |
| 平成10年 | 特定非営利活動促進法<br>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  | 小地域福祉活動研究大会（現地域福祉活動研究大会）開催<br>ふれあいいきいきサロンモデル事業開始 |
| 平成11年 |   | 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）開始                       |

| 年     | 国の動き   | 三木市社協・共募の動き   |
|-------|--|---|
| 平成12年 | 介護保険法施行<br>社会福祉法の施行（社会福祉事業法の改正）<br>児童虐待の防止に関する法律     |   |
| 平成14年 | ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法<br>支援費制度                       | まちの子育てひろば事業開始   |
| 平成15年 | 次世代育成支援対策推進法施行                                       |   |
| 平成16年 | 改正DV法施行  |   |
| 平成17年 | 発達障害者支援法施行<br>改正児童福祉法施行                              | 三木市ファミリーサポートセンター事業受託<br>吉川町社協と合併<br>行政とボランティア、市民活動者との「協働会議」開始                                 |
| 平成18年 | 改正介護保険法施行<br>障害者自立支援法施行<br>高齢者虐待防止・介護者支援法施行          | 三木市福祉有償運送サービス事業開始   |
| 平成19年 | 新バリアフリー法   |   |
| 平成20年 | 後期高齢者医療制度施行<br>「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」の施行 | 不要入れ歯リサイクル運動を開始<br>三木市福祉公社と統合<br>介護・看護サービス事業を開始<br>市立障害者総合支援センター 開設準備室設置<br>三木市立市民活動センター運営を受託 |
| 平成21年 | 改正医療制度<br>改正介護保険制度施行                                 | 障害者自立支援事業開始<br>三木市指定管理者制度<br>(市立障害者総合支援センターはばたきの丘)<br>「三木市ボランティアセンター」を「ボランティア活動プラザみき」に名称変更    |
| 平成22年 | 改正雇用保険制度施行<br>税制改正                                   | あんしんサポートデスクモデル事業開始<br>葬祭具貸出事業廃止<br>子ども会活動支援「あそびのクリエイター派遣」開始<br>「声の図書貸出事業」開始                   |
| 平成23年 | 障害者虐待防止法成立<br>改正障害者基本法成立<br>改正障害者自立支援法施行             | 東日本大震災支援活動<br>東日本大震災災害復興支援金募金活動<br>三木市高齢者ボランティアポイント事業受託（施設活動のみ対象）                             |
| 平成24年 | 改正介護保険法施行  | 三木市指定管理者制度<br>(市内の7箇所の市立デイサービスセンター・在宅介護支援センター及び市立障害者総合支援センターはばたきの丘)                           |
| 平成25年 | 障害者総合支援法施行   | 台風18号被災地支援活動（南丹市）   |
| 平成26年 |  | 丹波市豪雨災害支援活動<br>ふれあいサロン登録事業を開始<br>地域福祉センター細川開所<br>「ボランティア活動記章贈呈事業」開始                           |

| 年     | 国の動き  | 三木市社協・共募の動き   |
|-------|---|---|
| 平成27年 | 改正介護保険法施行（要支援1・2が介護保険サービス対象外）<br>介護保険制度の地域支援事業を拡充<br>生活困窮者自立支援法施行 | 三木市高齢者ボランティアポイント事業（地域活動も対象となる）<br>三木市成年後見支援センター事業受託                                 |
| 平成28年 | 障害者差別解消法施行  | 善意銀行規定を改正「みき善意銀行」と改名し、共感ファンドを導入<br>熊本地震支援活動<br>三木市高齢者ファミリーサポートセンター受託<br>共同募金運動の期間拡大 |
| 平成29年 | 改正社会福祉法施行   | 1月より生活支援体制整備事業第2層生活支援コーディネーター配置受託（1名）<br>声の図書を中央図書館にコーナー開設                          |



= 計画作成・発行 =

社会福祉法人  
三木市社会福祉協議会

(所在地) 〒 673-0413  
三木市大塚 1 丁目 6 番 4 0 号  
(三木市総合健康福祉センター 2 階)  
(電 話) 0 7 9 4 - 8 2 - 4 0 4 3  
(H P) <http://www.miki.or.jp/index.html>

※この計画書は 2,000 部作成し、印刷経費は 1 部当たり 94 円です。